

**第2次大洲市総合計画
後期基本計画
(案)**

**令和4年2月14日
大洲市総合計画審議会**

目 次

【 基本構想 】

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって	1-1
第2章 総合計画の構成と期間	1-2
第3章 時代潮流	1-3
第4章 大洲市の現況	
第1節 人口・産業などの動向	1-9
第2節 市民の声	1-17
第5章 今後のまちづくりの課題	1-25

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	2-1
第2章 まちづくりの将来像	
第1節 将来像	2-3
第2節 人口の目標	2-4
第3節 土地利用基本構想	2-5
第3章 基本目標と施策の大綱	
第1節 まちづくりの基本目標	2-9
第2節 総合計画とSDGsの関係性	2-10
第3節 基本目標と施策の大綱	2-12

【 基本計画 】

第3編 基本計画

基本目標1 活力きらめくまちづくり	
施策1 農業の振興	3-1
施策2 林業の振興	3-5
施策3 水産業の振興	3-8
施策4 商工業の振興	3-10
施策5 観光業の振興	3-14

基本目標 2 安心きらめくまちづくり

- 施策 6 健康づくりの推進 …………… 3-17
- 施策 7 地域医療体制の充実 …………… 3-19
- 施策 8 地域福祉の充実 …………… 3-21
- 施策 9 子ども・子育て支援の充実 …………… 3-23
- 施策 10 障がい者福祉の充実 …………… 3-25
- 施策 11 高齢者福祉の充実 …………… 3-27

基本目標 3 文化きらめくまちづくり

- 施策 12 就学前教育の充実 …………… 3-30
- 施策 13 学校教育の充実 …………… 3-32
- 施策 14 社会教育の充実 …………… 3-36
- 施策 15 文化・芸術・スポーツの振興 …………… 3-38

基本目標 4 快適きらめくまちづくり

- 施策 16 市街地・集落の整備 …………… 3-41
- 施策 17 交通・情報基盤の整備 …………… 3-44
- 施策 18 定住環境の整備 …………… 3-47
- 施策 19 生活安全の確保 …………… 3-52

基本目標 5 自然きらめくまちづくり

- 施策 20 自然の保全と活用 …………… 3-56
- 施策 21 地球環境の保全 …………… 3-58
- 施策 22 環境保全・衛生の推進 …………… 3-60

基本目標 6 人々きらめくまちづくり

- 施策 23 共創のまちづくり …………… 3-62
- 施策 24 人権尊重のまちづくり …………… 3-64
- 施策 25 国内交流・国際交流の推進 …………… 3-66
- 施策 26 行財政の健全化 …………… 3-68
- 施策 27 DXの推進 …………… 3-71

第1編 序論

第1章

総合計画の策定にあたって

1 策定の背景

平成17年に1市2町1村の合併により誕生した大洲市（以下「本市」という。）は、第1次総合計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）の将来像である「きらめき創造 大洲市～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」を目指し、市民と行政が力をあわせ、まちづくりを進めてきました。平成29年度からは、さらなる本市の発展に向け、第2次総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）を策定し、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像とし、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、本市のさらなる魅力の向上を目指した取組を進めているところです。

総合計画は、市政における最上位の計画として、「基本構想」と「基本計画」で構成されています。この「基本計画」については、中間年度である令和3年度に、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化、新たな市民のニーズ等を踏まえて、「後期基本計画」として見直しを行うこととしています。

そのため、甚大な被害を被った平成30年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症への対応、アフターコロナの「新たな日常」の原動力となるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）^{注1}の推進などの本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえつつ、市民一人一人が美しくきらめくまちの中で支えあいながら暮らし、創意工夫を重ねて、心豊かな生活を実現していくため、これからのまちづくりの方向性を定める「第2次大洲市総合計画 後期基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

注1 DX（Digital Transformation：デジタル変革）：行政や市民・事業者等が、デジタル技術も活用して、市民本位の行政、社会、地域等を再構築するプロセス

2 計画の根拠

本計画は、「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により本市の最上位計画として位置付けられています。

3 計画の役割

本計画は、本市の行政運営の基本指針として、各分野における施策の整合性を確保するとともに、計画的・効率的な施策の展開に向けた指針となる計画です。

また、本計画は、市政の各分野における目標を示す計画であるとともに、市民と行政の共創^{注2}によるまちづくりの共通目標・行動指針となるものです。

本計画に定めた施策の推進にあたっては、時代潮流を踏まえながら、計画的・効率的に取り組むとともに、市民との共創や国・県、事業者、各分野の団体などの関係機関との連携を図っていくものとします。

注2 共創：市民や団体、事業者と行政が一緒になって、市の魅力づくり、まちづくりに関する意見やアイデアを出し合い、その具体化を図り、新たな地域の魅力や価値を創出していくこと。

第2章

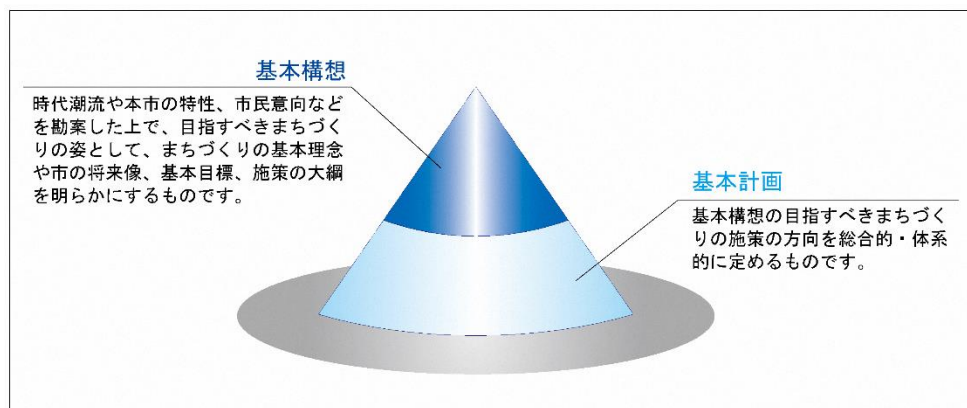
総合計画の構成と期間

1 総合計画の構成

総合計画は、基本構想と基本計画から構成されています。

それぞれの内容は以下のとおりです。

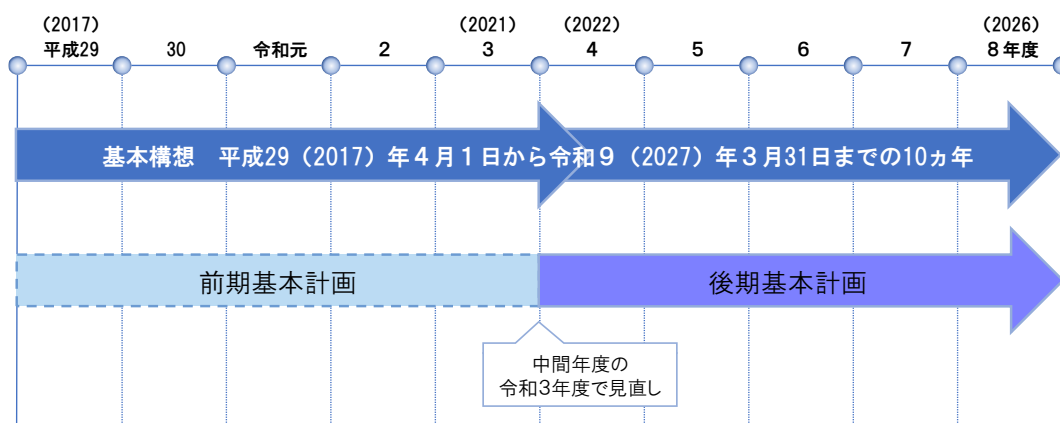
■総合計画の構成（イメージ）



2 総合計画の期間

本計画は、第2次総合計画の計画期間を踏襲し、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とします。

■総合計画の期間



第3章 時代潮流

目まぐるしく変化する社会経済情勢により、時代のキーワードは、1980年代の「国際化、ハイテク化、情報化、高齢化、地方の時代」、1990年代の「バブル崩壊、リストラ、グローバル化、地球環境」、2000年代の「構造改革、格差社会、人口減少時代」、2010年代の「安全・安心、地域のつながり、縮小社会」へと、大きく変化しています。

また、近年では、全国各地での自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症などを背景に、「危機対応」や「デジタル化の加速」など、これまでの社会・産業構造等を根幹から変革させる事象が発生しています。

このように大きく変化する時代にあって、本市にふさわしい将来像の実現に向けたまちづくりを進めるために、時代潮流を把握しました。

1 国際化の進展

国際化が進展し、人・物・情報・文化の国をまたいだ交流や移動が、より一層活発になっています。

また、これに伴い、生産拠点の海外移転や輸出入額の増大、外国人労働者の増加などが進み、わが国の産業構造は大きな転換期を迎えていると言えます。特に、本市の基幹産業である農林水産業においては、多国間との関税交渉の影響が懸念されているところです。

このような状況の中で、地域産業が発展を続けるためには、各種産業の生産性向上や国際競争力を持った産業づくり、優れた人材の確保・育成などが不可欠となっており、国際的な視野を踏まえたまちづくりが求められています。

- ・国際競争力を持った産業づくりが必要です。
- ・国際化に対応する人材育成が必要です。

2 社会の成熟化・価値観の多様化

成熟社会となったわが国では、経済における好調な成長はもはや過去の出来事となり、低成長が続く時代へと移行しています。また、人々の志向も、量的な拡大志向から質的な向上を重視する志向へ移行してきています。それにより、これまでの経済的な豊かさに加え、精神的な豊かさを感じられることが求められています。

あわせて、人々の価値観も多様化してきており、多様な働き方やライフスタイルを支える社会・経済の制度や仕組みが求められています。地域社会においても地域の自主性やオリジナリティが重視されており、地域性を活かした住環境の形成や地域の特産品を活かしたブランド化の推進、地域の伝統・文化の伝承など、地域の個性を活かしたまちづくりが重視されています。

その中で、市民一人一人が生涯にわたって自主的に学び、能力を高め、その成果を主体的にまちづくりに活かしていくことが求められています。

- ・多様なライフスタイルを支える社会の仕組みが必要です。
- ・地域の個性を活かしたまちづくりや市民が主体となる取組を支援する仕組みが必要です。

3 少子高齢化と人口減少の進行

わが国では、世界でも特に速い速度で人口減少と人口構造の変化（少子高齢化）が進行しています。人口減少・少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の停滞、高齢者に対する社会保障費の増加による財政の圧迫など、多方面に影響を与えると考えられています。

その一方で、老朽化したインフラや公共施設の更新に必要な費用が年々増加しており、持続可能な都市経営の実現が課題となっています。このような中、国では、人口減少社会に対応した都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進しています。

本市の人口は平成27（2015）年に44,086人であったものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2040年には28,693人、2045年には25,670人に減少し、高齢化も進むと予測されることから、産業振興や子育て支援などの人口減少・少子高齢化への対応が急務となっています。

- ・老朽化したインフラ・公共施設の対策や人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・人口減少の課題克服に向けて、産業振興や子育て支援など、あらゆる取組が必要です。

4 デジタル社会の進展

SNS^{注3}をはじめとしたインターネットを使ったサービスやスマートフォンなどの普及に伴い、日常生活や企業活動、行政サービスといった様々な分野において、世界規模で時間や地理的条件にとらわれることなく情報の発信や交流、各種サービスの享受が簡単にできるようになるなど、デジタル社会の形成が進んでいます。

本市においても、長年懸案であった市内全域の光回線による高速通信網が令和3年度に整備され、市内における情報通信格差の解消が図られました。

また、平成28年1月からは社会保障や税などの分野で情報を管理する「マイナンバー制度^{注4}」の運用により、行政の効率化や市民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現に向けた取組が進められています。

本市では、行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など様々な分野において、DXの推進に向けた取組が行われようとしています。

一方で、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の徹底などがますます重要となっています。

- ・整備された情報通信基盤の有効な利活用の促進が必要です。
- ・行政、市民及び産業の3つの分野におけるDXの推進を図っていくことが必要です。
- ・情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護などが必要です。

注3 SNS : Social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。インターネット上の交流を通して人と人とのつながりやコミュニケーションをサポートし、社会的なネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築するサービスのこと。

注4 マイナンバー制度 : 住民票を有する全ての国民に1人1つの番号を付して、効率的に情報を管理することにより、社会保障制度や税制などの分野において、公平・公正・効率的な行政手続きを行うための制度。

5 自主・自立のまちづくりと市民・事業者・行政の共創

地方分権により国から地方への権限移譲が進められており、地方分権がまさに実行段階を迎え、これまで以上に地方自治体の責任・役割が増大しています。

一方、社会の成熟化を迎えて、市民のニーズや価値観は多様化・複雑化し、行政だけでは地域の課題に対応することが困難になってきています。

地方自治体の責任・役割が増大する現代において、本市が自主的・自立的なまちづくりを進め、新たな地域の魅力や価値を創出していくためには、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの共創や異業種間での連携による取組が不可欠と言えます。また、それぞれが主体としての役割と責任を認識し、共創によりまちづくりを進める必要があります。

- ・市民・事業者・行政の共創とのための仕組みづくりが必要です。
- ・市民や事業者の自主的な取組を促していく必要があります。

6 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災以降、全国的に安全・安心、防災・減災対策に関する意識が高まっています。本市をはじめとした四国地方では、南海トラフ地震に伴う津波のリスクをはじめ、地震による建物倒壊等が懸念されています。また、近年、頻発・激甚化する線状降水帯による大雨の被害など、自然災害の危険性が高まっています。

平成 30 年 7 月豪雨災害では、肱川の氾濫や土砂災害などにより、本市では 5 名の尊い人命が失われるとともに、住家やインフラ、産業基盤などに甚大な被害が生じました。現在、国・県による肱川緊急治水対策が進められる中、大洲市復興計画（令和 2 年 7 月 第 2 版策定）に基づき、市民生活、生活基盤、経済産業の再生と防災力の向上を図り、まちの賑わいを取り戻すために、復旧・復興に係る様々な施策・事業を進めているところです。

本市は、行政の災害対策の指針となる国土強靱化地域計画や地域防災計画の見直しなどに取り組むとともに、自主防災組織の充実強化により市民の防災意識の向上を図っています。

今後もハード・ソフト対策を充実し、平成 30 年 7 月豪雨災害からの一日も早い復興を成し遂げ、市民の安全・安心を確保していくことが求められています。また、防災・減災対策は、行政だけで実施することは困難であるため、市民一人一人の防災意識の向上が必要となります。

- ・平成 30 年 7 月豪雨災害からの一日も早い復興を成し遂げるため、復興計画を着実に推進していく必要があります。
- ・ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりが必要です。
- ・市民一人一人の防災意識の向上が必要です。

7 ウィズコロナ・アフターコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、全国的な外出自粛や休業の要請などにより、急速に景気が悪化し、人々の暮らしや経済に大きな影響を与えています。私たちの生活においても、テレワークやオンライン授業など、デジタル技術の活用が進み、「ウィズコロナ」や「ニュー・ノーマル」と称されるように、今までの「日常」が大きく変化しました。

その「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDXが求められています。

本市においても、産業や市民生活などに影響が出ている中、徹底した感染対策のもと、経済の回復や市民生活の支援に取り組むとともに、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」の新しい時代における社会・価値観の変化を踏まえた対応策を講じる必要があります。

- ・徹底した感染対策を進めていくことが必要です。
- ・「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の新たな生活様式を見据えた取組が必要です。
- ・安心して暮らせる医療体制の充実が必要です。

8 未来へ向けた人材育成

急激な社会経済情勢の変化のもと、地域づくり、産業づくり、伝統・文化の継承など、あらゆる分野において、時代に即した人材の育成が求められています。

また、本市が将来にわたってきらめき続けるために、本市の将来を担う子どもたちの育成、子どもたちの郷土を愛する心の醸成が求められています。

このため、学校教育における特色ある教育内容の充実をはじめ、多様な社会経験を積む場をつくり、子どもから大人までのライフステージに応じた学びの場・機会を提供することが必要です。また、定年退職を迎えた団塊世代など、高齢化に伴い元気な高齢者が増加することを踏まえ、高齢者が培ってきた技術や人的ネットワークを活用することで、地域の担い手の確保・育成につなげていくことが必要となります。

- ・子どもから大人まで、質の高い学びの場・機会の提供が必要です。
- ・地域を担う人材の確保が必要です。

9 持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向けた取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

人口減少や地域経済の縮小などの課題を抱える地域では、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組が、地域課題の解決に資するものとなります。SDGsを原動力とした地方創生の取組は、全国の自治体をはじめ、企業や団体などにおいても広がる中、本市においても各種施策をSDGsの観点から評価し、理念や目標、考え方を取り入れ、持続可能なまちづくりの実現を目指すことが重要です。



- ・SDGsの浸透を図り、持続可能なまちづくりの実現や地方創生につなげていくことが必要です。
- ・官民連携のもとSDGsの推進を図っていくことが必要です。

第4章

大洲市の現況

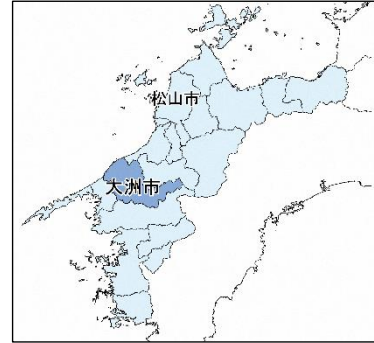
第1節 人口・産業などの動向

1 自然特性

(1) 立地

本市は、愛媛県の西部に位置し、県都松山市から約50kmの位置にあります。四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっています。

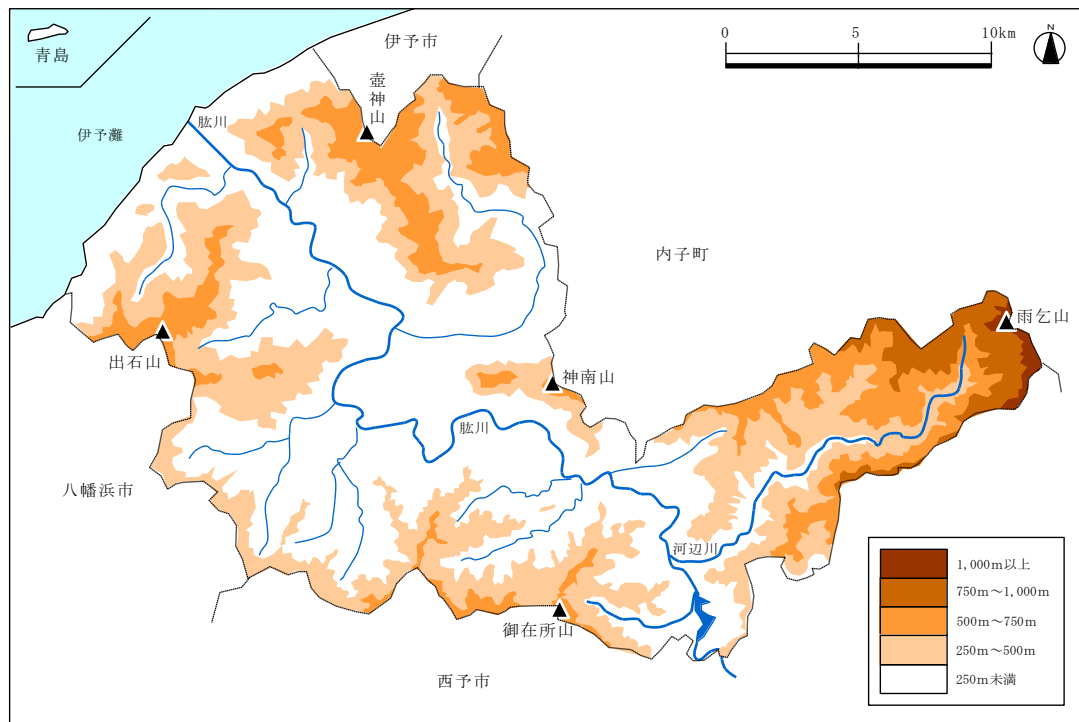
■位置図



(2) 地勢

本市の面積は432.12km²で、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成されています。中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面しています。肱川は、河口が狭隘な上に河川勾配も緩やかであり、多くの支川が大洲盆地に集中するといった特性を持っています。そのため、大雨時には、たびたび洪水被害に悩まされており、河川環境の保全とともに治水対策が進められています。

■地勢図



(3) 気 候

東部は山間部で内陸性気候に属しているため寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きく、西部は瀬戸内海性気候の温暖小雨の気候です。

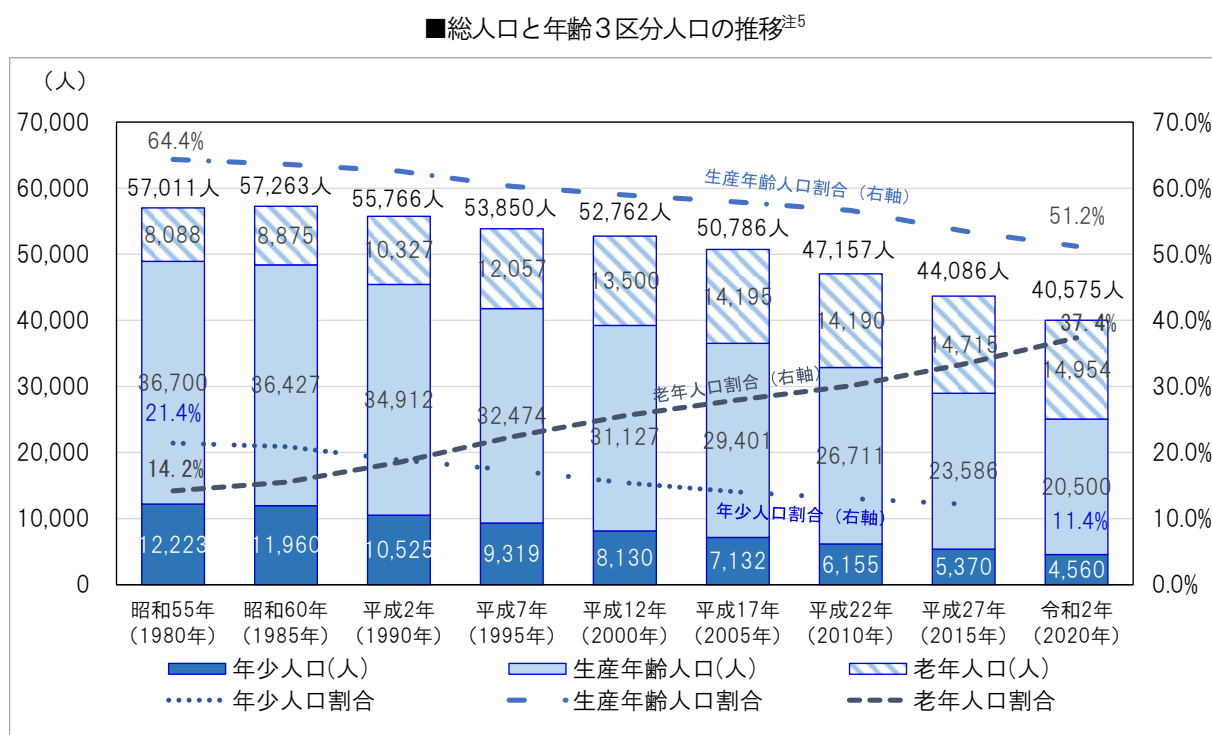
盆地に河川が流れているなどの地形的特性から、冷気と霧の発生が多く、秋から冬にかけて肱川下流へと流れ出る世界的にも珍しい「肱川あらし」が見られます。

2 人口特性

(1) 総人口の推移

総人口は一貫して減少傾向にあり、令和2（2020）年時点では40,575人となっています。

年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少している一方で、老年人口割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年時点で37.4%となっています。

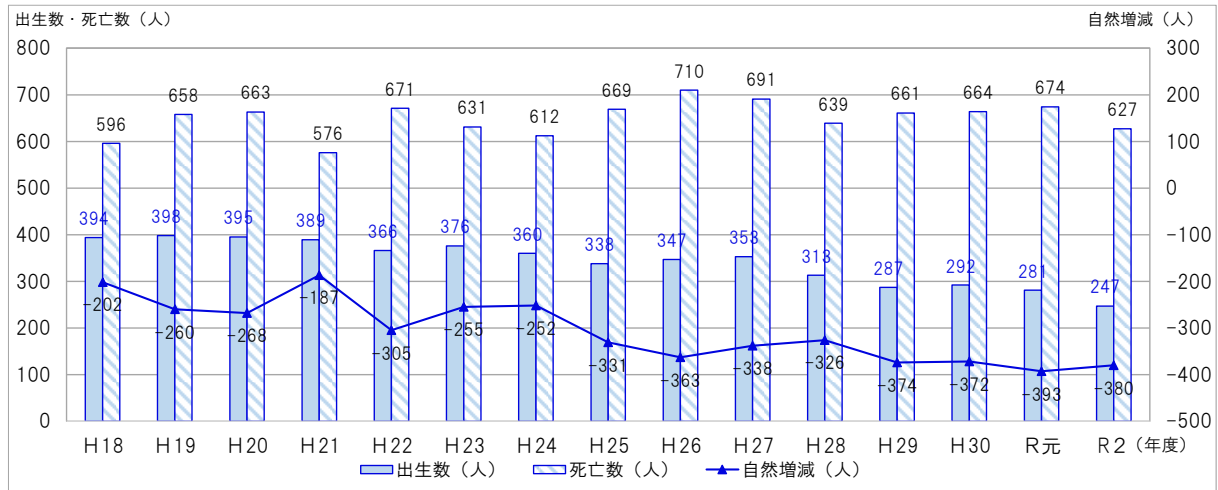


注5 各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢3区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

(2) 出生・死亡／転入・転出の推移

出生数は減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度以降は、出生数 300 人未満が続いています。一方、死亡数は増減を繰り返しているものの 600 人以上となっており、「自然減」の傾向が顕著になりつつあります。

■自然増減の推移



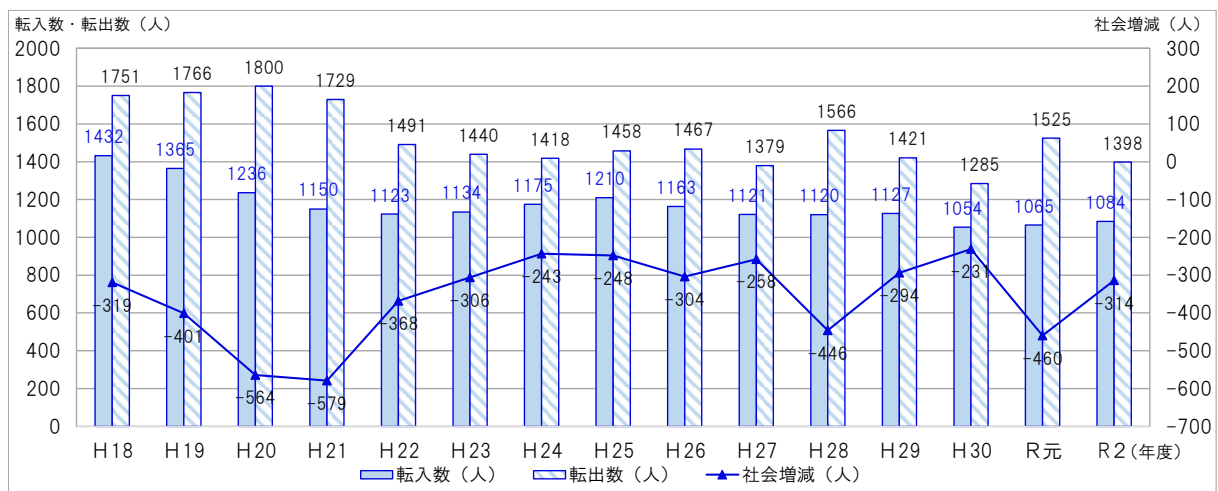
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

転入数は、平成 21 (2009) 年度頃まで減少傾向にありましたが、その後は 1,100 人程度でほぼ横ばい傾向にあります。

転出数は、大規模工場の撤退があった平成 21 (2009) 年度以前は、1,800 人程度見られていましたが、近年は、増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあります。

社会増減は、平成 21 (2009) 年度をピークに減少幅は小さくなりましたが、「社会減」の傾向は続いています。

■社会増減の推移



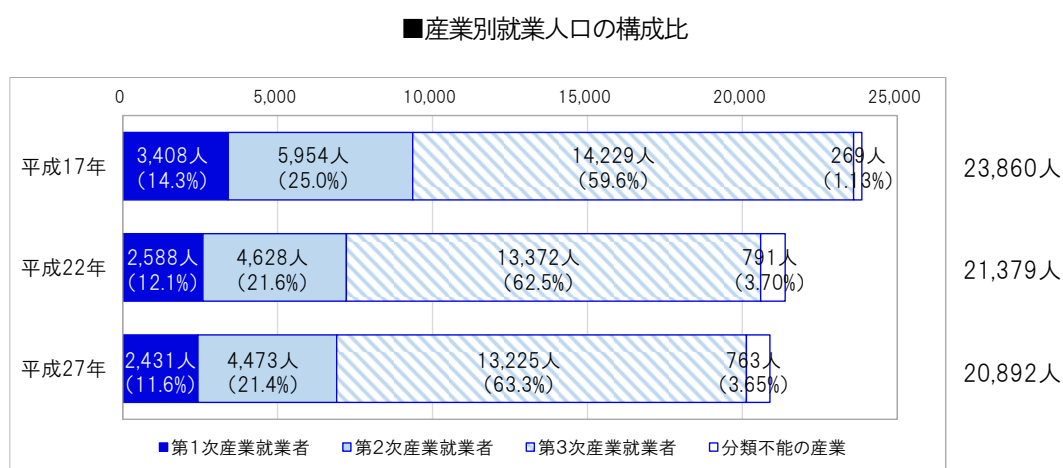
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

3 産業特性

(1) 産業全体の動向

平成22年と平成27年における産業別就業者数を比較してみると、第1次産業（農林水産業）や第2次産業（鉱業・建設業・製造業）、第3次産業（商業・サービス業）の全てで就業者が減少しています。

また、就業者数の割合をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

(2) 個別分野の動向

①農林水産業

農業は、米、野菜、柑橘類をはじめ、畜産などが基幹となっています。

総農家数は減少を続けており、令和2年では2,475戸となっています。内訳は、販売農家が1,014戸、自給的農家が1,461戸となっています。

林業は、森林面積31,515haの58.6%がスギ、ヒノキを主とした人工林になっており、令和2年には、137の経営体により2,875haの所有山林が管理されていますが、間伐などが十分に行われていない森林が増加しています。その中で、栗と原木乾しいたけは、国内でも有数の生産量を誇っています。

海面漁業は、長浜地域において、サワラ、ハモ、ハマチ、フグ、アジ、サザエなどが水揚げされていますが、資源の減少や輸入水産物による価格低下、後継者不足など、厳しい状況にあります。内水面漁業ではアユ、ウナギなどがあります。

出典：農林水産省「農林業センサス」

②工業

工業は、工業団地（東大洲、春賀、徳森、晴海、拓海など）を中心にプラスチックやコットン製品、地域資源を活かした食料品、木材・木製品、窯業・土石製品・電子機器製品などの製造業事業所が立地しています。令和元年の従業者4人以上の製造業事業所数は58事業所、従業者数は2,153人、製造品出荷額などは約319億円となっています。近年、事業所数は、減少傾向にありますが、従業員数、製造品出荷額は、増加傾向にあります。

出典：経済産業省「工業統計調査」

③商業

平成28年の卸売・小売業は、商店数が595店（卸売：109 小売：486）、従業者数3,236人、商品販売額約802億円です。商店数は、平成3年以降減少傾向が続いていますが、近年の商品販売額は増加傾向にあります。

市内で製造または加工された商品、収穫される農林水産物を「大洲ええモンセレクション」に認定し、市内だけでなく市外・県外へ積極的にPRすることにより、「おおずブランド」の確立による商品の販路拡大、地場産業の振興に力を入れています。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

④観光業

本市は、「伊予の小京都」とも呼ばれ、市の中心部を流れる風光明媚な肱川、ミシュラン観光ガイドの一つ星に選ばれた「臥龍山荘」、さらには「大洲城」や「歴史的町並み」、「金山出石寺」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」など、様々な観光資源があります。

令和2年に八幡浜・大洲圏域を訪れた観光客数は、県内観光客数が約277万人、県外観光客数が約29万人の計306万人となっており、一時減少が示されました。増加傾向にあった観光客数は、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症等による影響が生じ、減少したことが考えられます。

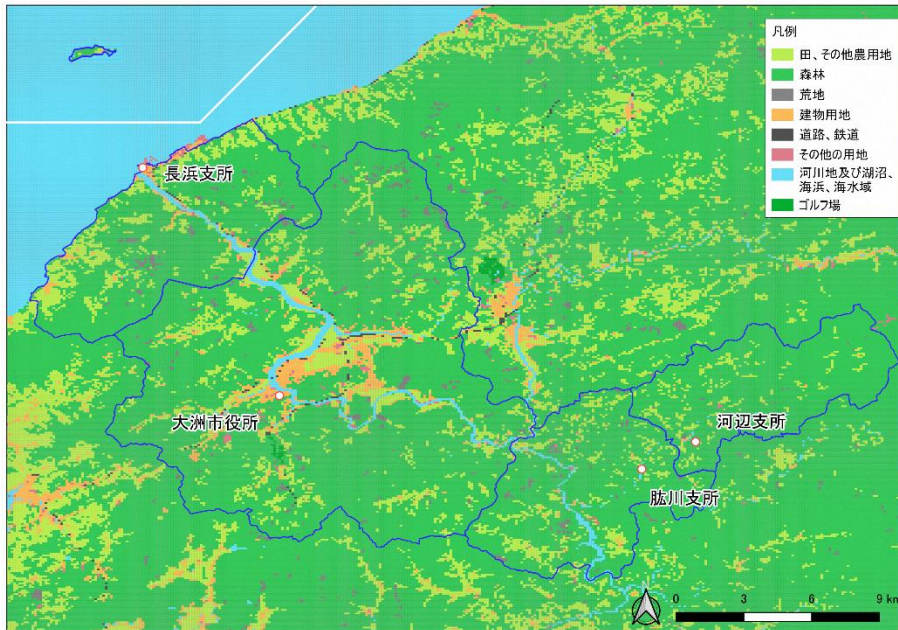
出典：愛媛県「令和2年 観光客数とその消費額」

4 土地利用特性

J R伊予大洲駅周辺など、大洲地域の中心部では、建物用地が多く、都市的土地利用がなされていますが、市域の大部分（72.9%）は森林となっています。

都市計画区域は 4,296ha、農業振興地域は 36,659ha（農用地区域：3,024ha）、水源かん養保安林は 3,185ha、自然公園区域（瀬戸内海国立公園）は 102ha が指定されています。

■土地利用現況図



出典：国土交通省「国土数値情報『土地利用細分メッシュ（平成28年）』」

5 生活環境・地域基盤の状況

国道 56 号をはじめとした 4 本の国道と大洲長浜線などの主要地方道、一般県道が各地を繋いでいます。また、大洲市と他地域を結ぶ四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、大洲道路などが整備され、広域的な交通の利便性が向上しています。

鉄道は、J R予讃線と内子線が通っており、市内には伊予大洲駅など 12 の駅があります。また、路線バス、市内中心部を運行する循環バス（ぐるりんおおず）、集落周辺などを運行する福祉バスなどが走っています。

情報通信基盤は、CATVや光回線などのブロードバンドインターネット環境の整備が進められてきました。

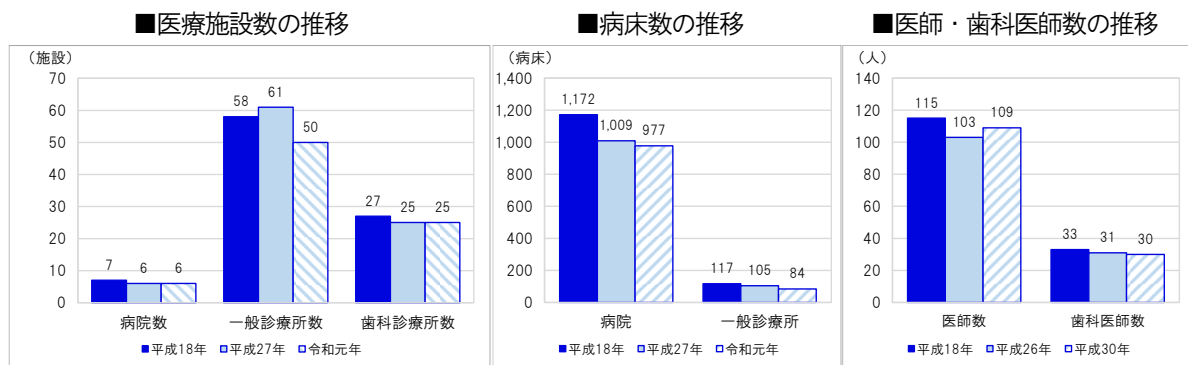
公園・緑地は、富士山公園やふれ愛パーク、肱川緑地などの公園、緑地が整備されています。

上水道は、概ね整備されています。下水道は、公共下水道や農業集落排水施設の整備、並びに合併処理浄化槽の普及に取り組んでいます。

6 医療、保育・教育、高齢者福祉施設などの状況

医療施設数について、平成18年、平成27年、令和元年を比較すると、病院数、歯科診療所数は、平成18年から平成27年にかけて減少していましたが、その後は、現状を維持しています。一般診療所数は、平成27年に増加していましたが、令和元年には、平成18年よりも減少しています。また、病床数を見ると、病院、一般診療所ともに減少傾向となっています。

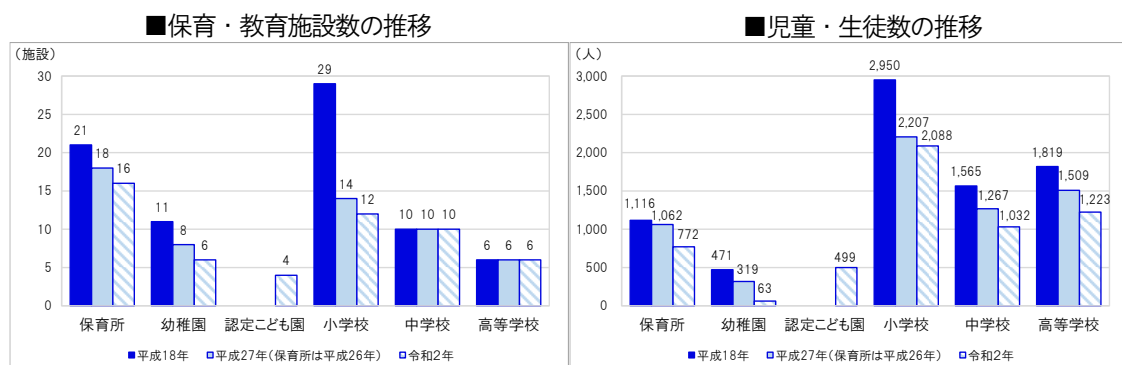
医師・歯科医師数について、平成18年、平成26年、平成30年を比較すると、医師数は、平成18年から平成26年にかけて減少していますが、平成30年には、増加を示しています。また、歯科医師数は年々、減少となっています。人口減少や医師・歯科医師の都市部集中など偏在の影響がうかがえます。



出典：厚生労働省「医療施設調査」、「医師・歯科医師・薬剤師調査」

保育・教育施設について、平成18年、平成27年（保育所は平成26年）、令和2年を比較すると、少子化に伴って小学校の減少が顕著です。なお、保育施設は、より良い子育て環境の提供に向け、認定こども園への移行や施設の統合・再編及び計画的な整備に取り組んでいます。

各施設の児童・生徒数も、全体的に減少傾向となっています。

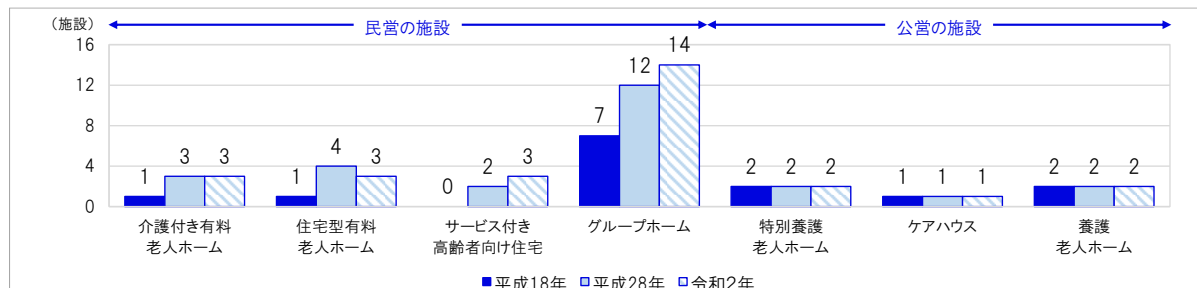


出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」、文部科学省「学校基本調査」、大洲市資料

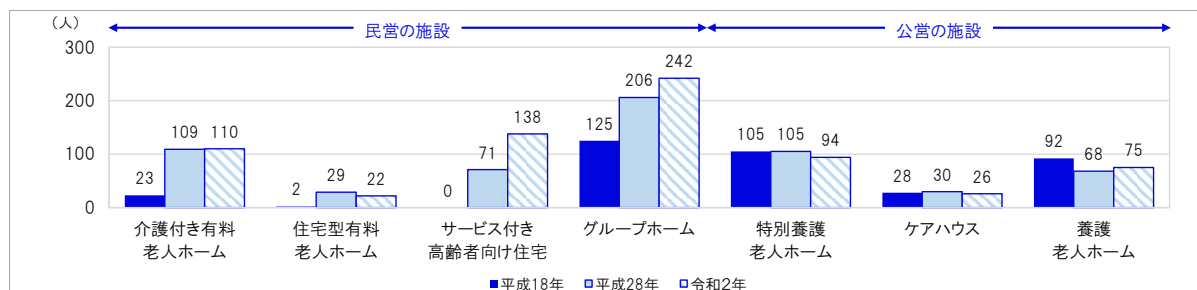
高齢者福祉施設について、平成18年、平成28年、令和2年を比較すると、民間運営による施設数が増加しており、高齢化の進行による影響が表れているものと考えられます。

また、施設入所者数についても、民間運営による施設の入所者数の増加が顕著となっています。

■高齢者福祉施設数の推移



■高齢者福祉施設入所者数の推移

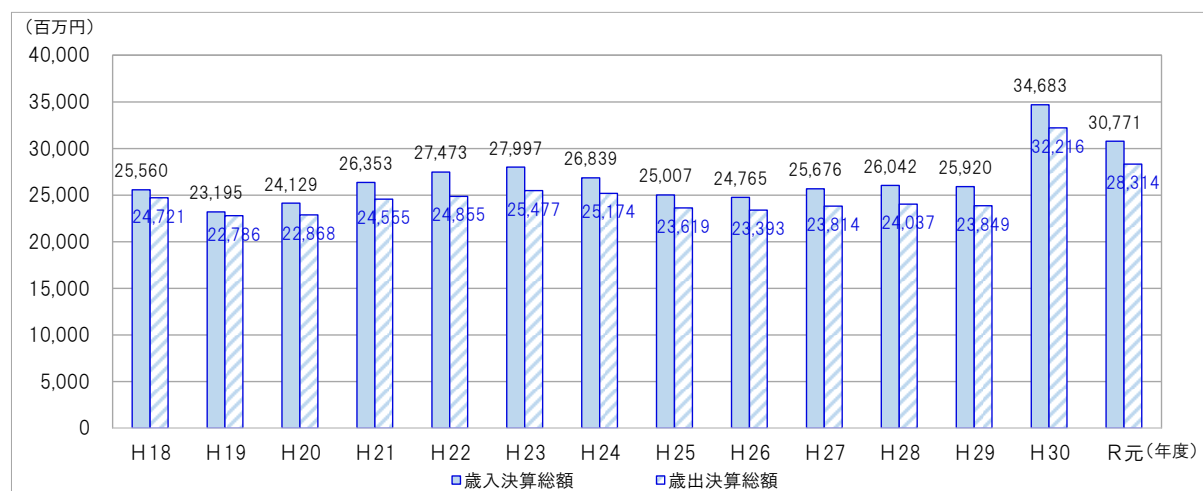


出典：大洲市資料

7 行財政の状況

行財政の状況について、歳入決算総額、歳出決算総額ともに近年増加傾向にあります。令和元年度の本市の決算総額は、歳入決算総額約307.7億円に対し、歳出決算総額約283.1億円で、歳入歳出差引額は約24.6億円（実質収支は約21.1億円）となっています。

■行財政運営の状況



出典：総務省「地方財政状況調査」

第2節 市民の声

1 アンケートの実施概要

令和3年7月、一般市民や高校生、都市部住民、事業所を対象にアンケートを実施しました。

主要な項目については、平成27年度に実施した「大洲市総合計画策定のためのアンケート（以下「前回調査」という。）」結果との比較を行いました。

■今回調査（令和3年）の概要

	一般市民	高校生	都市部住民 [※]	事業所
配布数	2,500人	368人	100人	100社
回収数(率)	725票(29.0%)	368票(-)	46票(46.0%)	47票(47.0%)

※三大都市圏などに在住の大洲市出身者

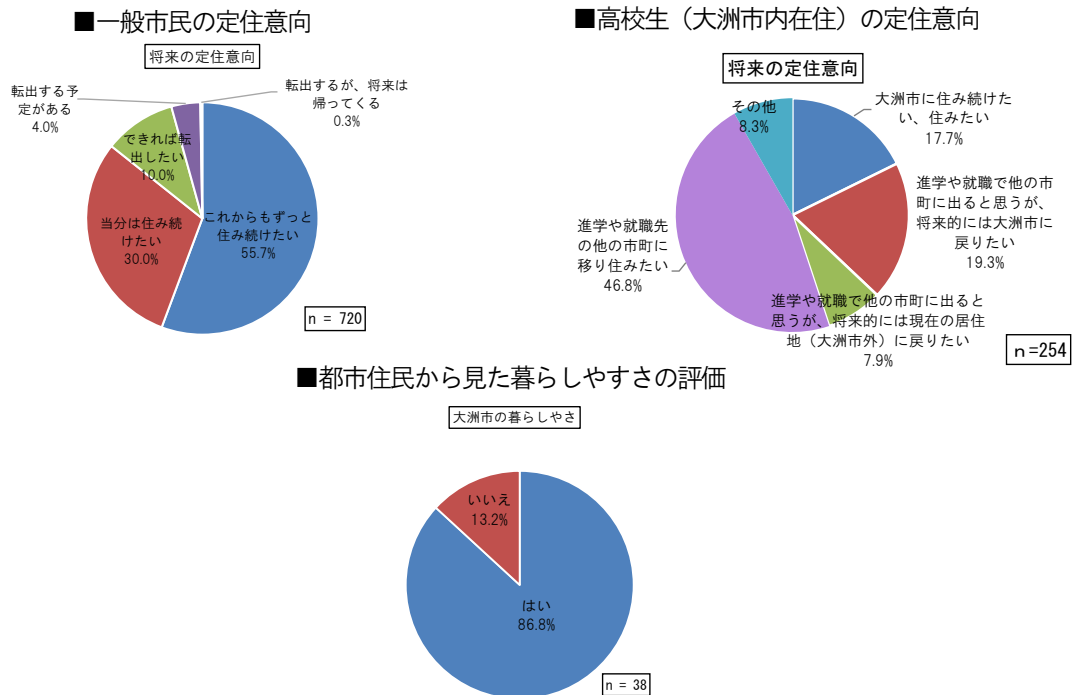
■前回調査（平成27年）の概要

	一般市民	高校生	都市部住民 [※]
配布数	2,500人	431人	100人
回収数(率)	973票(38.9%)	431票(-)	35票(35.0%)

2 定住意向・暮らしやすさの評価

「今後も大洲市に住み続けたい」という回答者は、一般市民では全体の約8割（これからもずっと住み続けたい55.7%+当分は住み続けたい30.0%=85.7%）、高校生では全体の約4割（大洲市に住み続けたい17.7%+将来的には大洲市に戻りたい19.3%=37.0%）を占めています。高校生では、定住を希望する割合が一般市民の半分程度となっています。

また、都市部住民の86.8%が、本市は暮らしやすいと評価しています。



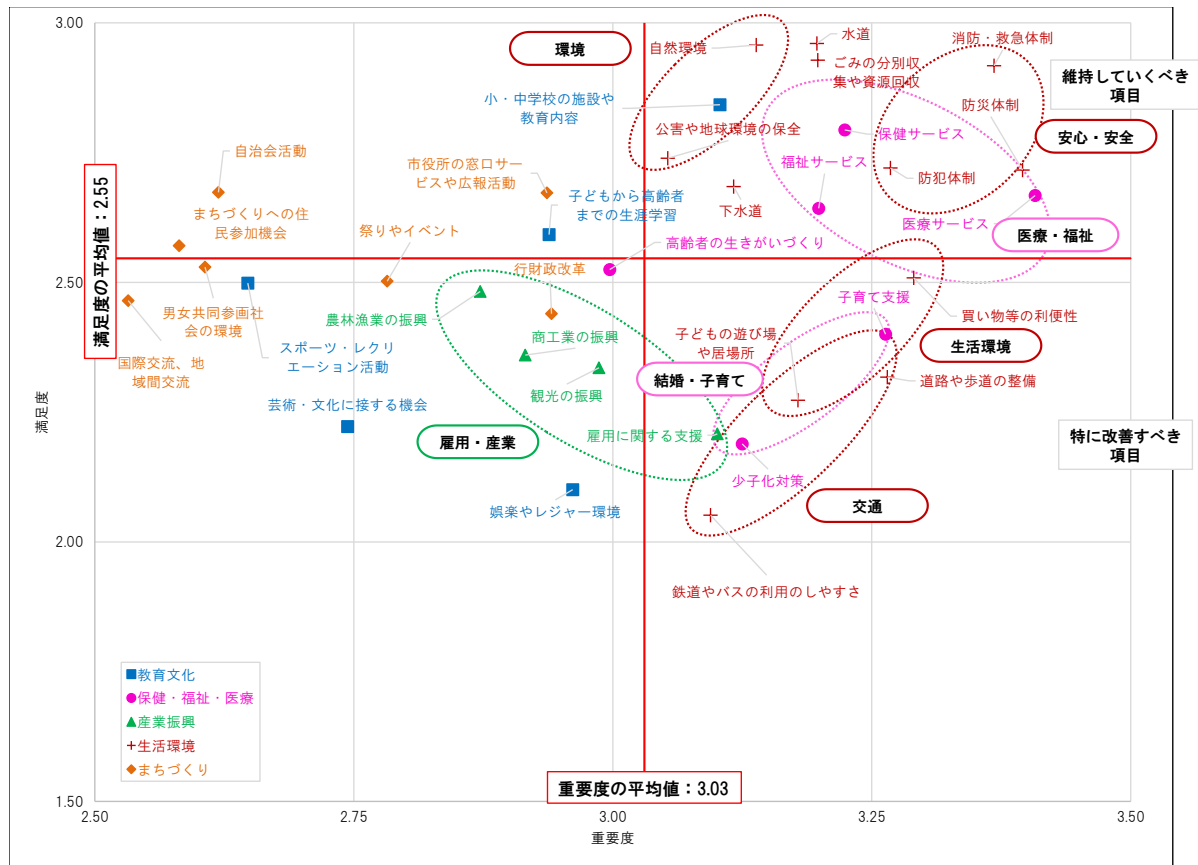
3 まちづくりの方向性（一般市民）

『まちづくりの方向性』として、『教育・文化』や『保健・医療・福祉』、『産業振興』、『生活環境』、『まちづくり』の5分野・計34の項目に関して、『現在の満足度』と『今後の重要度』を調査しました。

満足度が全項目の平均値よりも高く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「維持していくべき項目」であり、満足度が全項目の平均値よりも低く重要度が全項目の平均値よりも高いものは、「特に改善すべき項目」と言えます。

特に改善すべき項目として、「交通」や「生活環境」、「結婚・子育て」に関するものが挙げられます。

■まちづくりの方向性（CS分析^{注6}・一般市民アンケート結果）



注6 CS分析：顧客満足度調査のこと。市民を顧客と見立てて、各施策（項目）の満足度と重要度を分析したもの。各取組について、縦軸に「満足度」、横軸に「重要度」を配置。

4 本市の各取組に関する満足度評価（一般市民）

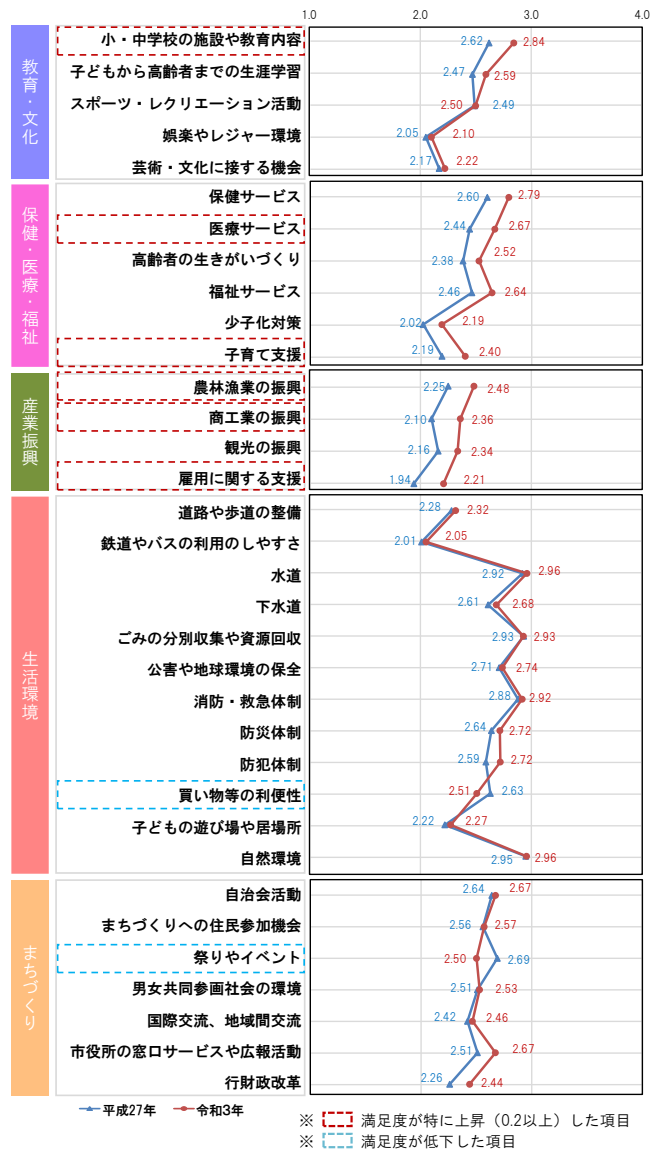
各取組の「満足度」について、前回調査と今回調査の比較を行い、満足度が特に上がった項目（0.2以上の向上）、満足度が下がった項目を抽出しました。

【満足度が特に上がった項目】

小・中学校の施設や教育内容	学校施設の耐震化の促進や、学力・体力の向上に向けた取組が行われています。
保健・医療サービス	医師不足や診療科の偏在等の課題解決に向け、地域医療ネットワーク等の導入等に努めています。
産業振興に関する項目	認定商品の新規販路成約件数の増加や、企業の誘致や留置に努め、産業の振興に努めています。

【満足度が下がった項目】

買い物等の利便性	不要不急の外出自粛等により、最小限の移動が求められる、地域における買い物等への利便性の向上が求められています。
祭りやイベント	新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントなどの中止や延期が原因として考えられます。



・満足度が上がった項目：32/34項目 満足度が下がった項目：2/34項目

※評価項目および満足度の算出方法は、いずれの調査結果においても「不満」から「満足」までを1点～4点とし、この値から平均値を算出し、比較しました。

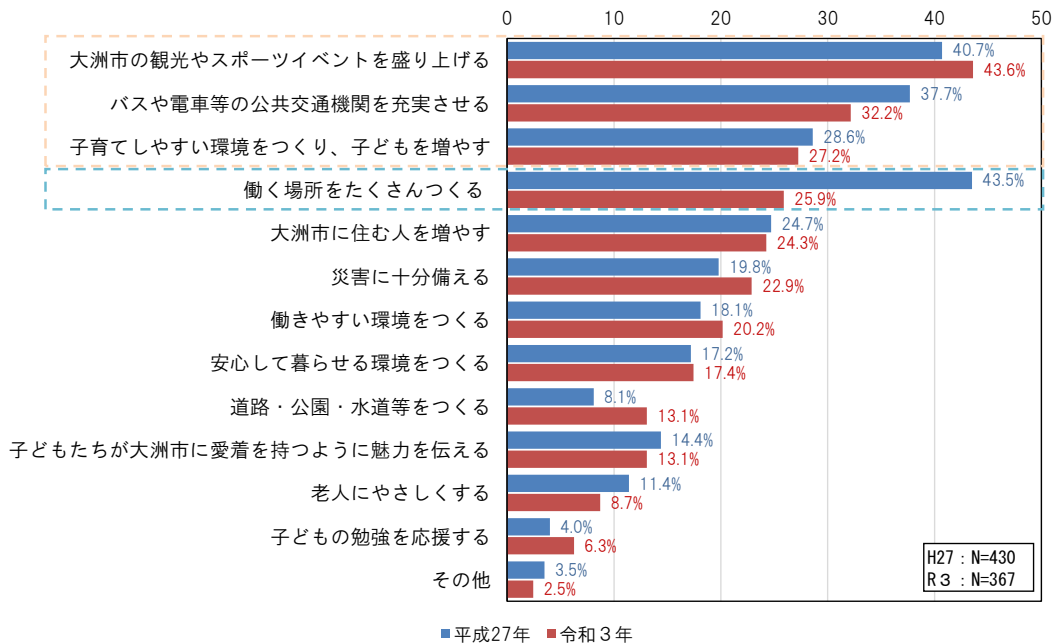
評価	満足	やや満足	やや不満	不満
得点	4点	3点	2点	1点

5 高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと（高校生）

高校生からは、「大洲市の観光やスポーツイベントを盛り上げる」や「バスや電車等の公共交通機関を充実させる」、「子育てしやすい環境をつくり、子どもを増やす」が、特にまちづくりで重点をおくべきこととされています。

「働く場所をたくさんつくる」の割合は、前回調査から大きく減少しています。

■高校生から見たまちづくりで重点をおくべきこと



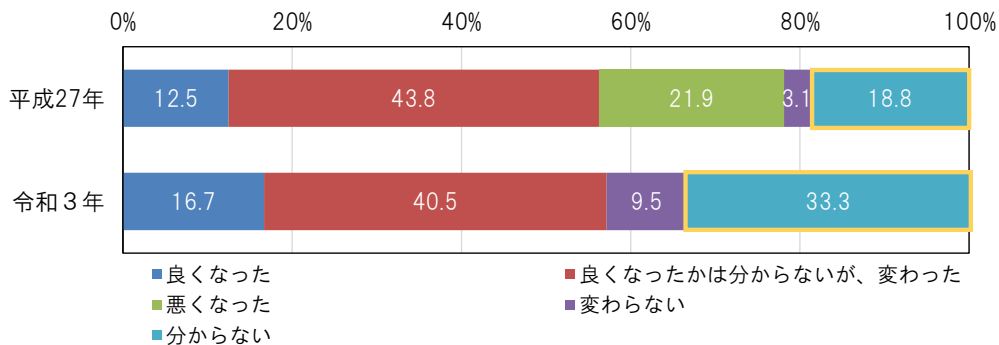
6 都市部住民から見た大洲市で変わったこと（都市部住民）

都市部住民からは、「良くなったかは分からないが、変わった」という意見が最も多くなっています。

「良くなった」と回答した理由としては、『交通が便利になった』、『商業施設などが増え、生活環境が良くなった』、『大洲城をはじめとした史跡や町並みが整備され、観光に力を入れているように感じる』などがありました。

「悪くなった」と回答した理由としては、『車を所有していないと不便』、『市の中心部だった本町、中町などの商店街の賑やかさがなくなった』、『地方の人口減少・流出が問題』などがありました。

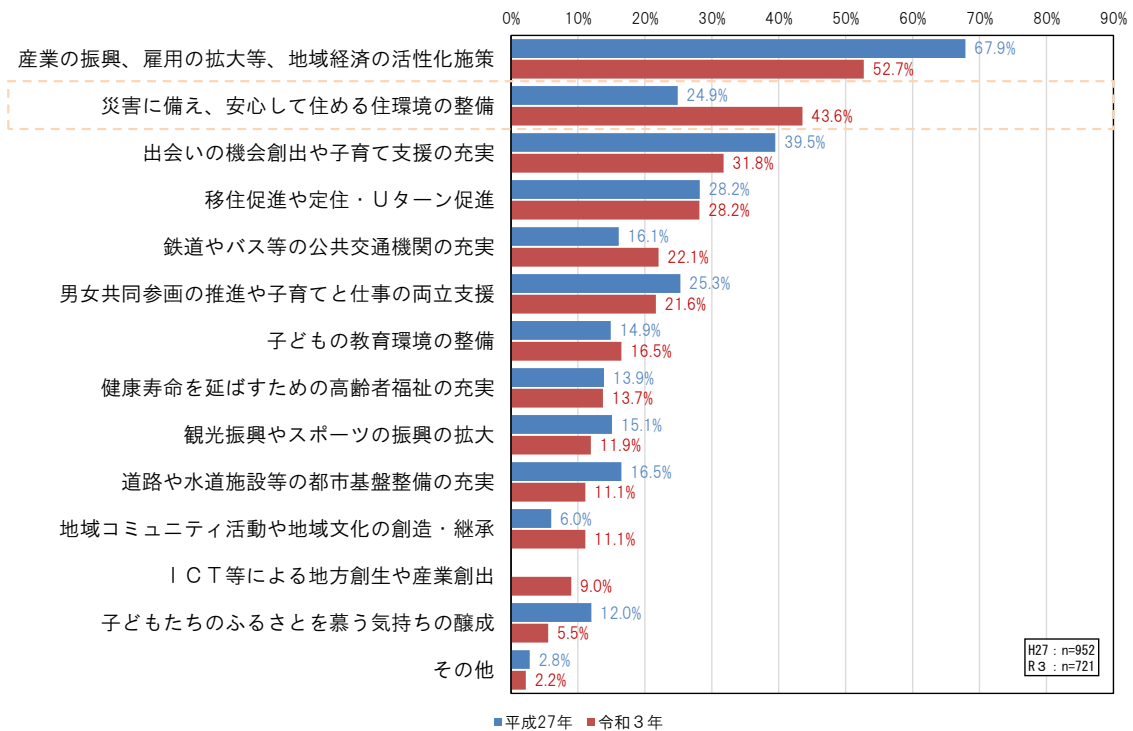
■都市部住民から見た大洲市で変わったこと



7 人口減少抑制のために取り組むべきこと（一般市民）

本市の将来的な人口減少を抑制するために取り組むべきこととして「産業の振興、雇用の拡大等、地域経済の活性化施策」が最も重視されています。続いて、「災害に備え、安心して住める住環境の整備」が重視されています。前回調査より、災害に関する項目の重要性が高まっています。

■将来的な人口減少を抑制し、活力ある地域社会を構築するために大洲市が取り組むべきこと

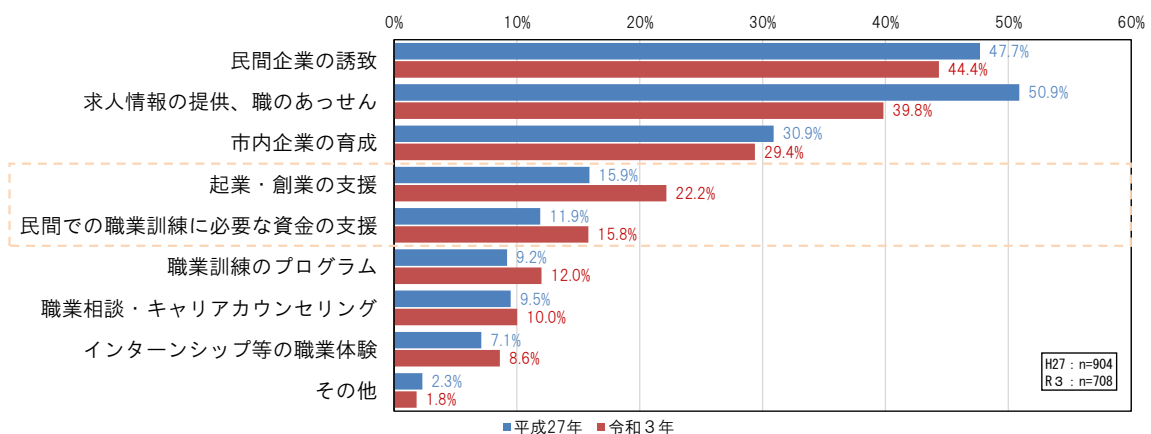


8 雇用対策（一般市民）

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「雇用」について、実施してほしい対策としては、「民間企業の誘致」や「求人情報の提供、職のあっせん」が多く望まれています。

「起業・創業の支援」、「民間での職業訓練に必要な資金の支援」の割合は、前回調査から増加しています。

■実施してほしい雇用対策



9 結婚支援に必要な取組と子育てに重要なもの（一般市民）

結婚支援に必要な取組としては、「安定した雇用」が最も多く、次いで「結婚祝い金などの経済的支援」や「婚活イベント等による出会いの場の提供」が望まれています。

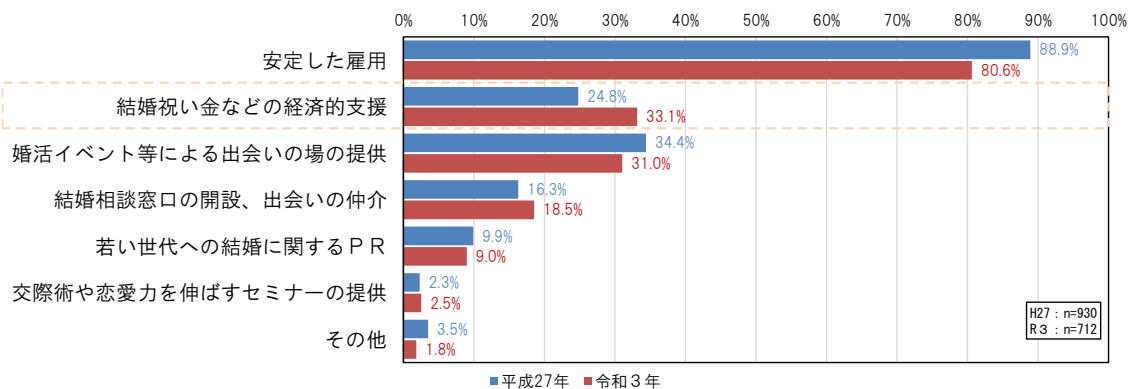
前回調査から、「結婚祝い金などの経済的支援」の割合が増加しています。

子育てに重要なものとしては、「経済力」が最も多く、次いで「児童手当・医療費補助等の経済支援」や「時間的なゆとり」が多く挙げられています。

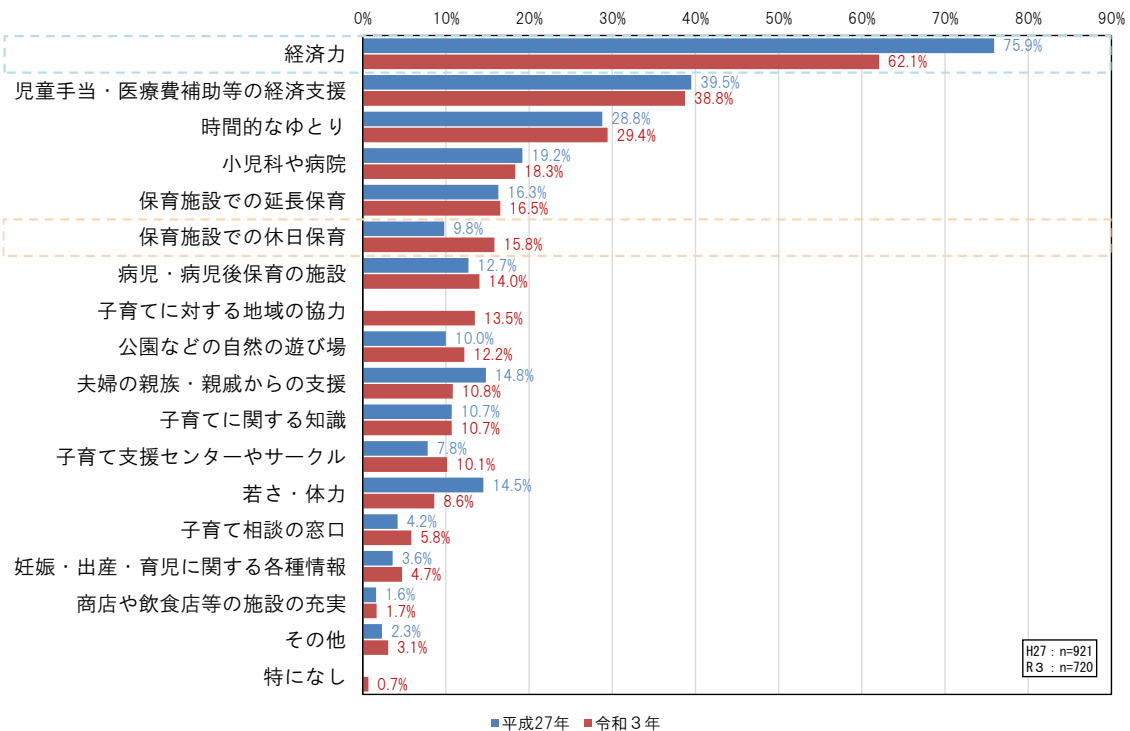
前回調査から、「経済力」の割合が減少し、「保育施設での休日保育」の割合が増加しています。

本市の取組のうち、特に改善すべき項目である「結婚・子育て」については、経済的な支援が重要視されていることが分かります。

■結婚を実現するために必要な取組



■子育てに重要なもの



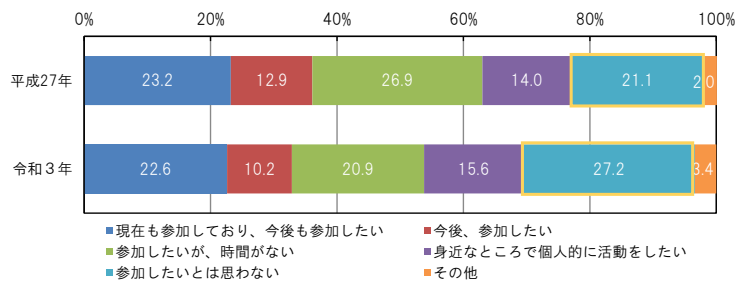
10 まちづくり活動への参加意欲（一般市民）

まちづくり活動への参加意欲について、前回調査結果との比較を行いました。

まちづくりやボランティア活動へ参加・参加意欲のある人（「現在も参加しており、今後も参加したい」、「今後、参加したい」、「参加したいが、時間がない」、「身近なところで個人的に活動したい」の合計）で比較すると、平成27年は77.0%、令和3年は69.3%となっており、活動への参加意欲が減少傾向にあります。

また、「参加したいと思わない」が前回調査の21.1%から今回調査では27.2%まで増加しており、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を向上していくことが課題です。

■まちづくり活動への参加意欲



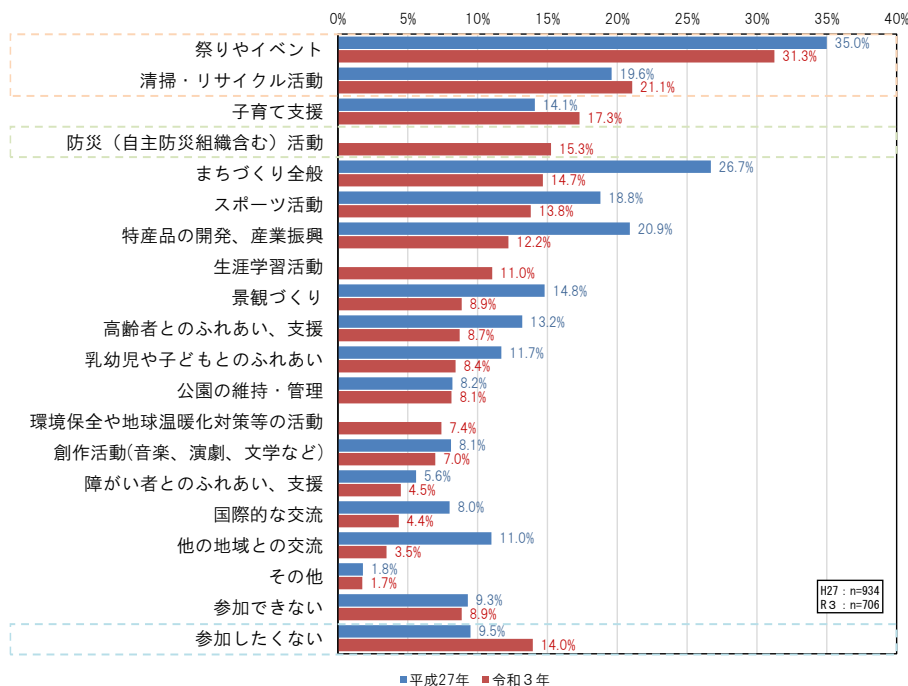
11 参加したい活動（一般市民）

参加意欲のある地域活動について、前回調査結果との比較を行いました。

地域活動のうち「祭りやイベント」や「清掃・リサイクル活動」などに関わる活動への参加意欲が高くなっています。

また、新設項目のひとつである「防災（自主防災組織を含む）活動」への参加意欲も高く、災害に対する市民一人一人の意識が高くなっています。

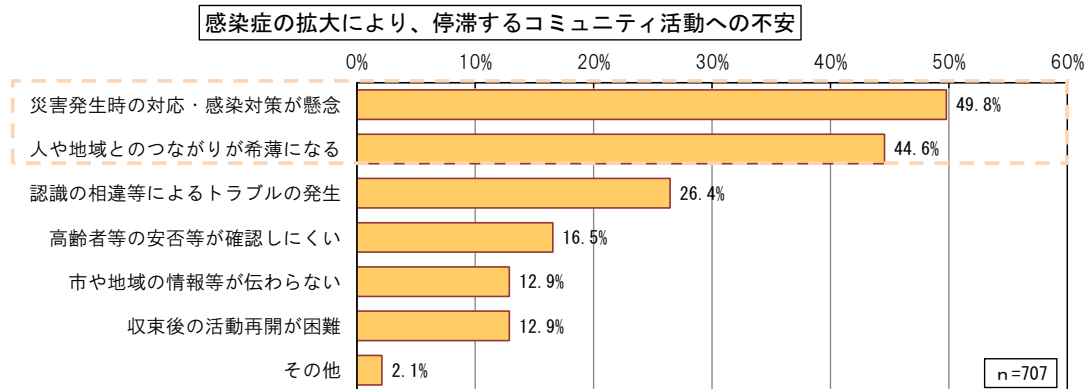
■参加したい地域活動やボランティア活動



12 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、停滞する地域活動への不安（一般市民）

停滞する地域活動に対する不安として、「災害発生時の対応・感染対策が懸念」が最も多く、次いで「人や地域とのつながりが希薄になる」と回答した割合が高くなっています。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、人や地域とのつながりが希薄になることへの心配が高まっています。

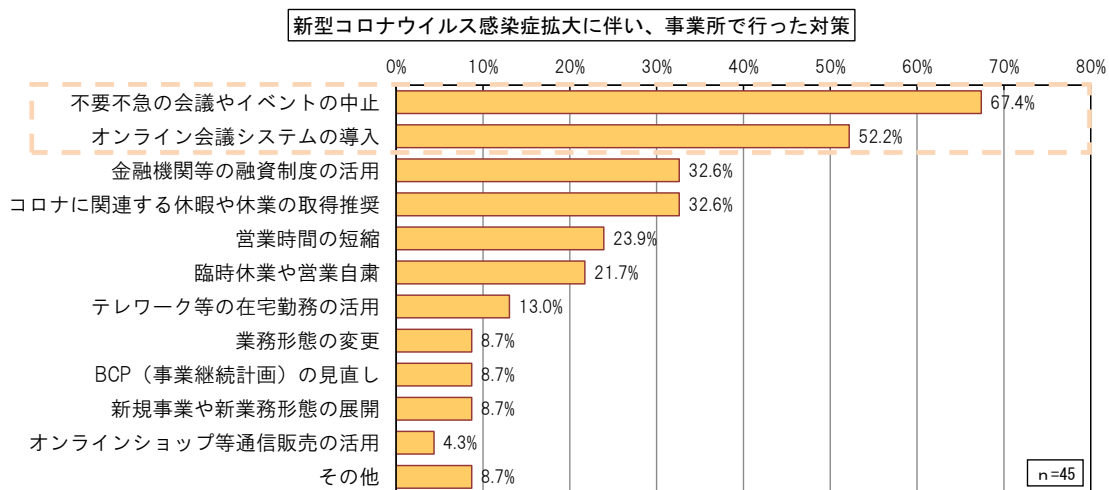
■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、停滞する地域活動への不安



13 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行った対策・必要な支援策（事業所）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け行った対策としては、「不要不急の会議やイベントの中止」が最も多く、次いで「オンライン会議システムの導入」となっています。

■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、行った対策・必要な支援策（事業所）



第5章

今後のまちづくりの課題

時代潮流、市民の声などを踏まえて、今後のまちづくりの課題を概観し、6つの課題に分類しました。

1 産業の振興・雇用の創出

働く場の不足による若者などの転出が多く、産業の振興と雇用の確保が大きな課題となっています。

本市における地域産業の活性化に向けて、高付加価値型の農林水産物の生産振興や企業誘致などによる商工業の振興、農林水産業と商工・観光業の多分野連携による商品開発・ブランド化、インバウンド対策^{注7}を含めた観光振興などに取り組んでいく必要があります。

また、平成30年7月豪雨災害で被災した農地等の生産基盤の復興や被災企業の事業回復に向けた支援などに取り組み、地域産業の再生を図っていくことが必要です。

さらに、「ウィズコロナ」や「アフターコロナ」の新しい時代における社会・価値観の変化を踏まえるとともに、仕事と家庭の両立の実現など、多様なライフスタイルを支えるため、それぞれの働き方に応じた支援が必要です。

注7 インバウンド：「外から入ってくる旅行」の意味であり、海外からの訪日外国人旅行者のこと。

2 医療・福祉の充実、市民の健康の確保

だれもが健康で安心して暮らし続けることができるよう、生活習慣の改善や高齢者の寝たきり予防など、日頃からの健康づくりに取り組むとともに、人口減少や少子高齢化に伴って変化する医療需要に対応した地域医療体制の確保が必要です。その中で、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供による「地域包括ケアシステム」の構築が重要とされています。これとあわせて、高齢者や障がい者が生きがいをもって社会に参画する仕組みが必要です。

また、少子化対策に向けて、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援、多様な保育サービスの充実など、切れ目の無い子育て支援が必要です。

3 教育の充実・人材育成

本市の将来を担う子どもたちを育てていくため、子ども一人一人に応じた教育の推進、本市の歴史・文化の継承と郷土愛の醸成、社会体験の機会の充実、芸術やスポーツを通じた心身の健全な育成などに取り組んでいくことが必要です。

また、子どもから大人まで、誰もが生涯を通じて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、様々な分野において地域を担う人材を確保・育成していくことが求められています。

4 生活環境の向上、定住の促進

人口減少・少子高齢化が進んでおり、人口減少社会に対応する都市のあり方として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりが重視されています。

この考え方のもとで、市街地における拠点整備や集落における小さな拠点の形成、道路・公共交通や公園・上下水道の充実など、住環境を整備するとともに、市外からの移住・定住を促進し、若者をはじめとした定住人口を増加させていくことが大きな課題となっています。

また、本市は地形的な特性から水害や土砂災害の危険性が高く、近年では南海トラフ地震による沿岸部の被害も懸念され、安全に暮らせるまちを求める声が高まっています。平成30年7月豪雨災害においても甚大な被害が発生しており、復旧・復興の更なる推進を図るとともに、安全・安心な生活環境を確保するため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策等の充実を図り、定住の場として選ばれるまちづくりを進める必要があります。

5 自然の保全・活用、地球環境の保全

本市は、市域の大部分（72.9%）を森林が占めており、肱川やその支流と周辺の田畑、伊予灘の海岸など、豊かな自然に恵まれています。今後も、豊かな自然を守り・育て・活かしていくため、森林の保全や河川の整備、自然に親しむ場や機会の充実、観光分野と連携した自然の活用などに取り組んでいく必要があります。

また、これからも豊かな自然の中で健やかに暮らし続けるため、これまで以上に地球温暖化や環境衛生、公害など、様々な環境問題の対策に取り組んでいく必要があります。

6 市民主体のまちづくりの推進、共創の推進

市民の地域活動への参加意欲が低下している傾向がうかがえます。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、様々なイベントや活動等が中止・延期になる中で、市民一人一人のまちづくりへの参加意欲を高める取組や地域コミュニティの維持・活性化に向けた支援を検討していく必要があります。

また、行政は、老朽化した公共施設などの適正化や選択と集中（スクラップアンドビルド）による事務事業の見直し、効率化など、計画的な行財政運営と積極的な行財政改革を推進するとともに、市民や事業者との連携による産業振興や雇用創出などに取り組む必要があります。そして、市民・事業者・行政の共創により、自立したまちづくりにつなげていく必要があります。

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

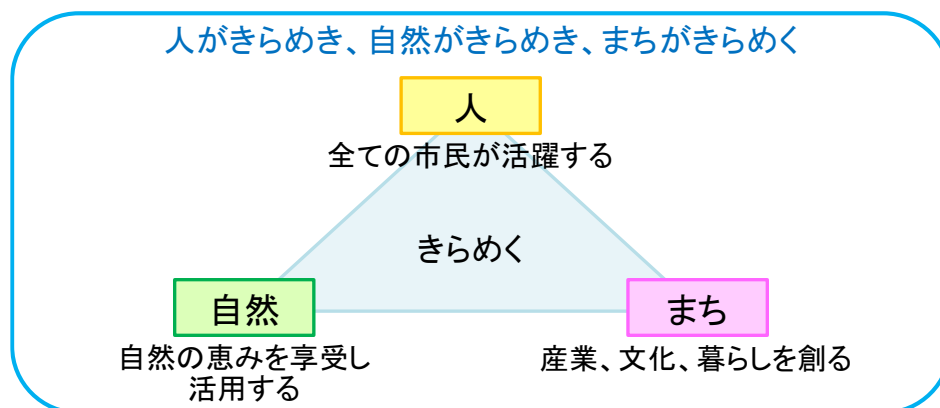
まちづくりの基本理念は、本市が目指すまちづくりの根本的な考え方を示すものです。本市では、次の3つの基本理念のもとにまちづくりを進めることとします。

1 人・自然・まちきらめく

国際化の進展や社会の成熟化・価値観の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、デジタル化の進展、安全・安心への意識の高まり、国と地方の財政危機などの大きな課題が顕在化してきており、本市はこれまでに無い転換期を迎えています。

このような転換期にあって、本市がこれまで培ってきたものを受け継ぎながら、子どもから大人まで、全ての人がこの地に住む幸せを実感してきらめき（活躍し）、自然の恵みを活かし、暮らしやすいまちを創りだす、新しい時代を拓くまちづくりを目指します。

■「人・自然・まちきらめく」イメージ



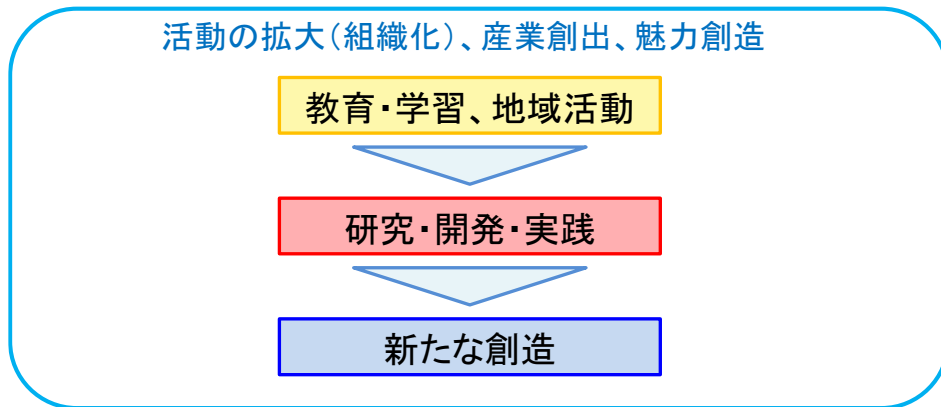
2 知行創造

本市はこれまで「日本陽明学の祖・中江藤樹^{注8}」が重んじた「知行合一^{注9}」の教えを受け継ぎ、市民一人一人が知識を得て実践に移していくまちを目指して歩んできました。

今後も、「知行合一」の実学の歴史・伝統を受け継ぎながら、市民一人一人が生涯を通して学び・成長することにより、人口減少の抑制、新たな産業の創出、子育て環境の充実、安全・安心の確保など、まちづくりの課題解決を図っていきます。

そのために、子どもから大人までの多様な学びを通して行動を起こし、新たに創造する「知行創造」（知識と行動から創造する）のまちづくりを目指します。

■「知行創造」イメージ



注8 なかえとうじゅ 中江藤樹：近江国（現在の滋賀県）出身の江戸時代初期の陽明学者。大洲藩に藩士として仕える。

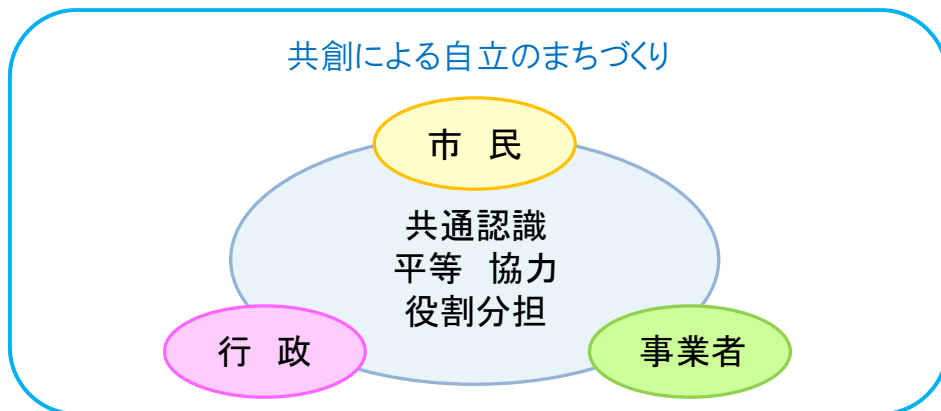
注9 ちこうごういつ 知行合一：陽明学の命題のひとつであり、知識と行動は本来ひとつのものであって離れるべきではなく、知れば必ず行えるのであり、行ってこそ初めて知ったことになるという教え。

3 自立と共創

国から地方への権限移譲が進められており、地方が自立してまちづくりを進める地方分権がまさに実行段階を迎えた現代では、市民をはじめ各分野の団体・事業者・行政などの共創や異業種間での連携による取組が不可欠です。

みんなが「市民総参加」の意識を持ち、地域の課題や目標を共通認識できるように努め、共創により自立したまちづくりを目指します。

■「自立と共創」イメージ



第2章 まちづくりの将来像

第1節 将来像

『人・自然・まちきらめく』、『知行創造』、『自立と共創』の3つのまちづくりの基本理念を受けて、本市が目指す将来像を以下のように定めます。

きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～

「きらめくおおず」は、主体的に学び実践を通して新たに創造する“知行創造”の精神のもと、“自立と共創”のまちづくりに取り組み、豊かな自然に囲まれて暮らす市民一人一人が幸せを実感し“きらめく”ことにより、本市全体が“きらめく”未来の姿を表しています。

本市はこれまで、清流・肱川を中心に、それぞれの地域で育まれてきた歴史・文化、豊かな自然、美しい町並みなどを活かしながら、市民一人一人・地域と地域がともに支えあってまちづくりに取り組んできました。

これからも、市民や行政など多様な主体が積極的に行動し、地域の個性に磨きをかけるとともに、肱川でつながる流域のまちとして、互いを高めあいながら“みんなが輝く”ことにより、さらなる魅力の向上を目指します。

このような考え方のもと、「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を将来像として掲げます。

第2節 人口の目標

1 将来人口の予測

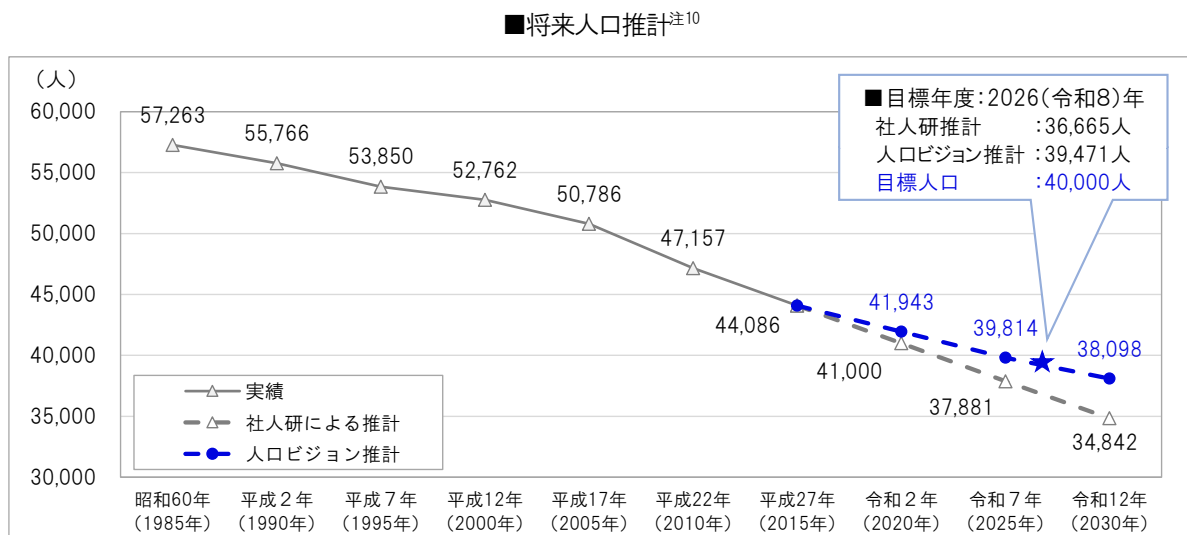
本市の人口は、昭和40年頃には60,000人を超えていたものの、平成27(2015)年の国勢調査によると、44,086人まで減少しています。社人研の推計をもとにすると、本市の人口は、本計画の目標期間である令和8(2026)年には36,665人になると予測されます。

2 目標人口

このような人口減少傾向が予測される中、本市は、平成27年度に人口減少の克服に向けた指針となる「大洲市人口ビジョン」、令和2年3月には「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策や地方創生などに取り組んでいるところです。

今後は、本計画に掲げる施策と「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲げる各種施策(雇用の創出、子育て支援の充実、快適な住環境の整備など)の連携を図りながら、これらの施策を確実に実施し着実な成果をあげることで、四国西南地域の中核都市を目指し、令和8(2026)年の目標人口を「40,000人」とします。

目標人口 令和8(2026)年 “40,000人”



注10 平成27(2015)年までは、国勢調査の実績を示している。

大洲市人口ビジョンでは、平成22(2010)年の人口を基準に、令和42(2060)年までの人口推計を行い、令和42(2060)年の目標人口を掲げている。

社人研による推計は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による公表値(平成27(2015)年を基準とした推計)を示している。

なお、大洲市人口ビジョン推計及び社人研による推計は、令和2(2020)年の国勢調査の結果(40,575人)とは一致しない。

第3節 土地利用基本構想

1 土地利用の理念

土地は、生活及び生産などの基盤となる全市民共通の財産です。関係法令や関連計画との整合を図りながら、以下に掲げる3点を基本理念として総合的な土地利用を進めます。

土地利用の理念	①肱川をはじめとした自然との共生 ②文化的生活を営むための拠点の形成 ③人口減少に対応するコンパクトなまちづくり
---------	--

2 土地利用の基本方針

土地利用を「ゾーン」や「地域拠点」、「軸」に区分し、それぞれの方針を示します。

(1) ゾーン

地勢的特徴や土地利用現況から4つのゾーンを設定し、めりはりのある土地利用を図ります。

①森林ゾーン

対象：平地の外縁部から山間部に至るまとまった耕地の少ない地域

木材生産機能や水源涵養機能の維持・増進に努めるとともに、本市の特産品である「乾しいたけ」や「乾たけのこ」の生産の場として、また、動植物の生息環境として、適切な保全を図ります。

また、アウトドアやレクリエーションの場としての活用など、森林の持つ多面的機能の活用を図ります。

②河川・湖沼・海岸ゾーン

対象：肱川とその支流、伊予灘や沿岸部

肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の水辺における環境や景観の保全と、防災機能の向上を図ります。

また、肱川やその周辺地域を活用したレクリエーション機能の向上、「肱川あらし」を活用した地域振興など、肱川を中心として、各地域の特性を活かしたまちづくりを推進します。

③集落・農地ゾーン

対象：既存集落やまとまりのある農地とその周辺

農業と連携した観光振興、農村景観の保全と活用などに努めるとともに、農村集落での住環境整備を図ります。

また、優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産などの生産の維持・振興を図ります。

④市街地ゾーン

対象：都市計画用途地域を中心とした既存市街地とその周辺

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、市街地の適正な規模を維持しながら、住宅地や商業地、工業地など、適切な土地利用の実現を図ります。

住宅地では、建築制限の適正化と基盤整備の充実などにより、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、災害の危険性が高いエリアにおいては、警戒避難体制の強化などに努めるとともに、長期的な視点のもと、安全なエリアへの居住の誘導を図るなどにより、居住地の安全性向上を図ります。

商業地では、地域特性に応じた商業機能の誘致や既存商業の維持に努め、商業集積地の魅力向上を図ります。

長浜地域の臨海工業団地や東大洲の企業用地については、遊休地の有効活用と企業誘致を推進します。

(2) 地域拠点

市役所や各支所の周辺を地域拠点と位置付け、市民の生活を支える拠点の構築を図ります。

①大洲地域拠点

対象：大洲市役所から大洲インターチェンジまでの市街地一帯

本市の中心地として、生産・商業・流通などの機能強化や住環境の向上、防災機能の強化に努め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい市街地の形成を図ります。

また、歴史的町並みが残る肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能と観光機能の充実、町並みの保存と活用、商店街の活性化などを重点的に推進します。

②長浜地域拠点

対象：長浜支所周辺

長浜支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備、商店街や身近な商業の維持対策などを図ります。

また、長浜港を中心とする地域については、県とともに港湾施設の整備・活用を進めながら、海の流通拠点化と都市機能の強化を推進します。

③肱川地域拠点

対象：肱川支所周辺

肱川支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化を図るため複合公共施設を整備し、生活環境の整備、道の駅の活性化と商店等の維持対策などを図ります。なお、肱川地域は、平成30年7月豪雨による被害を受けたことから、迅速な復興事業を進めていきます。

また、山鳥坂ダムの整備を進めるとともに、鹿野川ダムを含めたダム周辺における地域活性化策を国・県とともに推進します。

④河辺地域拠点

対象：河辺支所周辺

河辺支所を中心に、行政・文化機能や公共施設などの維持・充実、防災対策の強化、生活環境の整備などを図ります。

また、河辺ふるさとの宿や周辺施設の利用促進と都市住民に提供できる特産品の開発などの地域活性化を推進します。

(3) 軸

主要幹線道路や鉄道、河川を軸と位置付け、本市と他市町との連携及び地域間での連携強化を図ります。

①肱川流域連携軸

**対象：肱川、河辺川、JR予讃線、国道197号、(主)大洲長浜線、
(主)長浜中村線、(主)小田河辺大洲線**

肱川及び河辺川に沿った4つの地域拠点を結ぶ連携軸として、地域間の連携強化を図ります。

②広域連携軸

**対象：四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、JR予讃線・内子線、
大洲・八幡浜自動車道(整備区間及び計画区間)、国道56号・197号・378号**

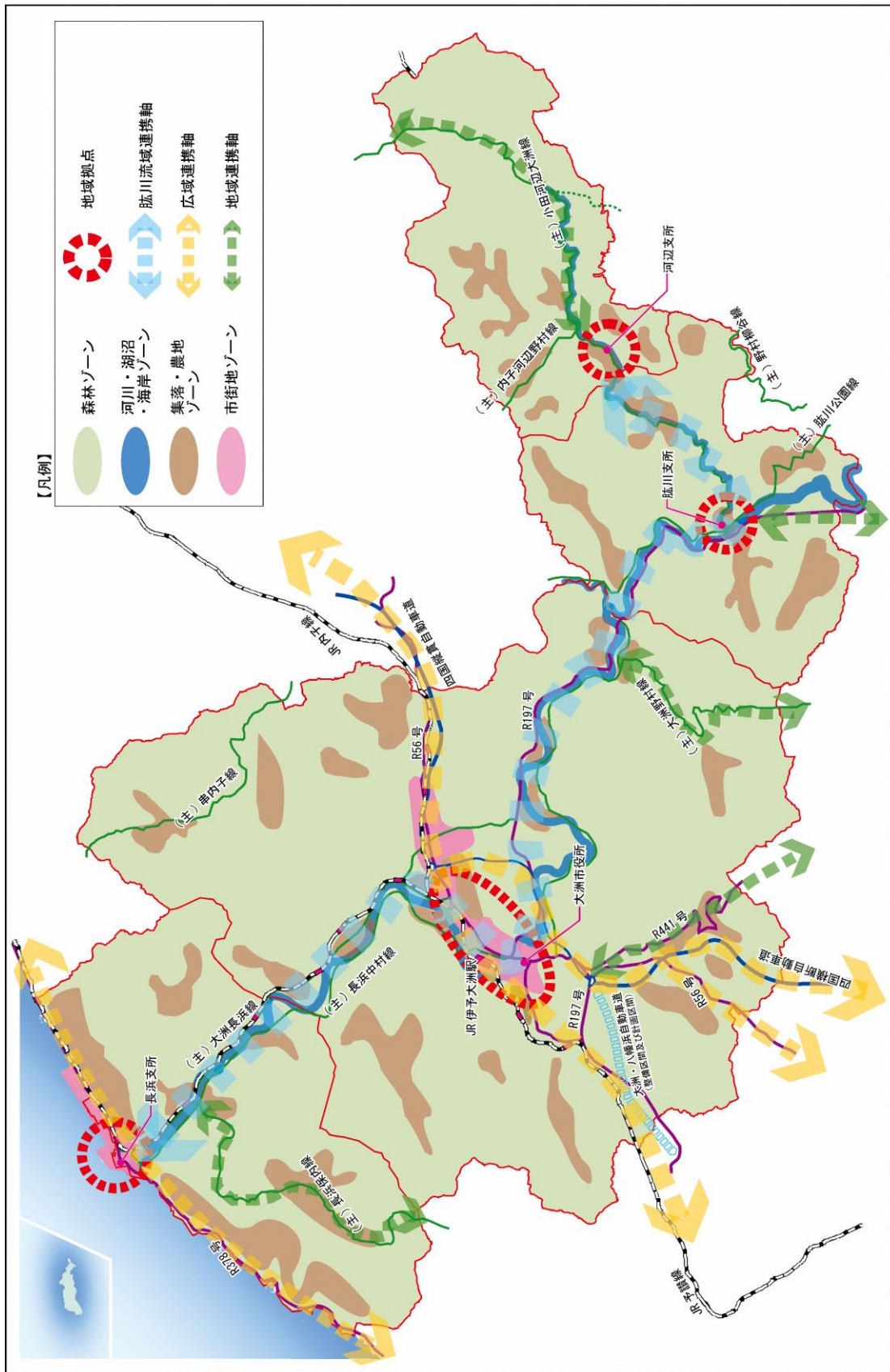
広域交通の骨格となる連携軸として、市内外さらには県外との連携強化を図ります。

③地域連携軸

対象：その他の主要な道路

地域交通の骨格となる連携軸として、周辺市町との連携や市内各地域との連携強化を図ります。

■土地利用構想図



第3章 基本目標と施策の大綱

第1節 まちづくりの基本目標

まちづくりの課題を解決し、将来像である「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」を実現するため、以下の6つのまちづくりの基本目標を設定します。



第2節 総合計画とSDGsの関係性

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、総合計画で掲げる将来都市像を実現するための「持続可能なまちづくり」の目標としても捉えることができます。そのため、本市では、総合計画の施策の大綱とSDGsの17の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。

なお、SDGsの達成に向けて自治体レベルで取り組むためのガイドラインとして発行されている「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構）では、それぞれの目標に対して、自治体行政の果たし得る役割が、以下のように整理されています。

目標	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

目標	自治体行政の果たし得る役割
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエント（強靱）で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

第3節 基本目標と施策の大綱

基本目標1：活力きらめくまちづくり

地域の特性を活かした活力ある産業の振興や雇用の創出を図り、だれもが希望を持ち、安心して働けるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
1-1 農林水産業の振興	1 農業の振興 2 林業の振興 3 水産業の振興
1-2 商工業の振興	4 商工業の振興
1-3 観光業の振興	5 観光業の振興

施策の大綱1-1 農林水産業の振興



「食料・農業・農村基本計画」や「森林・林業基本計画」などにに基づき、安全・安心・高品質な農林水産物の生産振興や生産組織・担い手の育成を図るとともに、経営体制の革新を促進することにより、農林水産業の持続的発展を目指します。また、海・山・川など自然環境の保護・保全に向けた取組を進めていきます。

さらに、農林水産業・商工業・観光業の多分野連携、事業者・各種団体との連携により、6次産業化を推進するとともに、大洲産の農林水産物のブランド化を図り、「おおずブランド」の確立と農林水産業の所得の増大を目指します。

施策の大綱1-2 商工業の振興



地場産業の振興や企業誘致・留置の推進、創業の支援により、地域産業の活性化を目指します。また、市民生活に密着した店づくりや魅力ある商店街づくりのための環境整備を図り、地域の特性を活かした商店街の活性化に努めます。

さらに、商工業・農林水産業・観光業の多分野連携により、「おおずブランド」商品の開発を促進するとともに、マーケティング力の向上や物流機能・情報発信力の強化などにより、事業者個々の生産力や販売力の向上を支援しながら「おおずブランド」を全国展開する仕組みづくりに努め、地域産業全体の活性化を目指します。

これらの取組を通じて、雇用の安定化、就業機会の確保、就労環境の改善などに努めることにより、若者にとって定住の場として選ばれるまちづくり推進につなげていきます。

施策の大綱1-3 観光業の振興



「うかい」や「いもたき」などの観光行事、「臥龍山荘」や「大洲城」、「明治の家並み」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」などに代表される地域の歴史、文化、自然、風土など、本市の地域固有の資源が持つ魅力を磨き上げ、利活用、プロモーション活動の推進を図ることで、多様化する観光客のニーズにあわせた観光メニューの提供に努めます。

また、アフターコロナを見据えながら、インバウンド対策の充実や観光情報発信の強化などにより、国内外からの観光客や交流人口の増加を図るとともに、観光振興から移住・定住の促進につなげていくことを目指します。

さらに、各関係機関との連携を強化し観光地としてのマネジメント力を高めることで、持続可能な観光まちづくりを進めます。

基本目標2：安心きらめくまちづくり

保健・医療・福祉の充実や地域における支えあいにより、だれもが生きがいを持ち、安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
2-1 保健・医療の充実	6 健康づくりの推進 7 地域医療体制の充実
2-2 福祉の充実	8 地域福祉の充実 9 子ども・子育て支援の充実 10 障がい者福祉の充実 11 高齢者福祉の充実

施策の大綱2-1 保健・医療の充実



保健・医療に関する各種サービスの充実や市民の健康づくり活動の促進により、病気の発症予防・早期発見・早期治療に努めます。

また、「かかりつけ医」による初期医療の充実や質の高い医療サービスの提供、地域医療連携により、医療体制の強化を図ります。

これらにより、健康づくりに関する市民一人一人の意識高揚を図り、市民みんなで健康づくりに取り組んでいきます。

施策の大綱2-2 福祉の充実



子育て支援から障がい者福祉、高齢者福祉まで、様々な福祉の充実に向けて、情報発信や相談体制を強化するとともに、若い世代などの出会いから結婚・出産までの支援と多様な保育サービスの充実、障がい福祉サービスや介護サービスの充実などに努めます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、福祉施設の充実や公共施設の総合的なバリアフリー化などによるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

これらを通じて、市民一人一人が互いに支えあいながら、誇りを持って暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

基本目標3：文化きらめくまちづくり

社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子どもたちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
3-1 教育の振興	12 就学前教育の充実 13 学校教育の充実 14 社会教育の充実
3-2 文化・芸術・スポーツの振興	15 文化・芸術・スポーツの振興

施策の大綱3-1 教育の振興



確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努め、ICT機器の特長を生かしながら、個性と可能性を伸ばす教育を推進するとともに、郷土の歴史や国際社会との関わりを学ぶ機会を充実し、郷土を愛する心と世界で活躍できる国際感覚豊かで、SDGsの趣旨を理解し実践できる人材の育成を図ります。

また、学校・家庭・地域が連携して協力し、今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校づくりに取り組むとともに、教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して学べる教育環境の確保を図ります。

さらに、あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルにあわせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

施策の大綱3-2 文化・芸術・スポーツの振興



本市の歴史や風土の中で育んできた文化や文化財、芸術を受け継ぎ、伝承していくとともに、その魅力を発信・活用し、文化・芸術に親しむ機会の創出や地域文化の創造につなげていきます。

また、スポーツイベントやスポーツ施設の充実に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持・向上を図ります。

これらの取組を通じて、歴史や文化、スポーツを活かした個性ある地域づくりを目指します。

基本目標4：快適きらめくまちづくり

移住・定住の促進や生活基盤の整備、防災など生活安全の確保により、快適に住み続けることができるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
4-1 生活環境の整備	16 市街地・集落の整備 17 交通・情報基盤の整備 18 定住環境の整備
4-2 生活安全の確保	19 生活安全の確保

施策の大綱4-1 生活環境の整備



住宅地や道路・公共交通、情報通信網、公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な生活環境の形成を図るとともに、本市の魅力発信に努め、若者などの移住・定住につなげていきます。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地の計画的な整備や各地域拠点の機能充実、中山間地における小さな拠点の形成などを行うとともに、地域公共交通網や情報通信基盤の充実などにより、人口減少時代に対応できる都市づくり・集落づくりを目指します。

さらに、歴史的景観や集落景観の保全と市民との協働による景観づくり活動の促進により、美しく住みよい定住環境の整備を図ります。

施策の大綱4-2 生活安全の確保



市民の生命と財産を守るため、水害や大規模地震などに対応する防災・減災対策の充実を図るとともに、平成30年7月豪雨災害からの復興に向けた、生活基盤、経済・産業の早期再生に向けた取組の強化や自主防災組織の活動支援、人材育成を通じて、市民一人一人の防災意識の啓発に努めることにより、災害に強いまちづくりを目指します。

また、市民の交通安全や防犯意識の高揚を図り、交通事故や犯罪被害、消費者被害の無い安全な地域社会の実現を目指します。

基本目標5 自然きらめくまちづくり

長い年月を経て育まれてきた豊かで美しい自然とその景観を保全し、だれもが自然に親しみ、自然と共存するまちを目指します。

施策の大綱	施 策
5-1 自然の保全と活用	20 自然の保全と活用
5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進	21 地球環境の保全 22 環境保全・衛生の推進

施策の大綱5-1 自然の保全と活用



肱川とその支流や鹿野川湖、伊予灘の海岸線、豊富な森林や田畑など、水と緑の豊かな自然の保全に努めるとともに、自然の持つ多面的な機能の維持・強化や美しい自然景観の魅力の向上を図ります。

また、自然やそこに生息する動植物を活用した学習活動の充実、アウトドア活動の活性化やレクリエーション機能の向上などにより、自然の中で学び、楽しむ機会を創出します。

これらの取組を通じて、自然の保全と活用に関する市民意識の高揚や郷土愛の醸成を図ります。

施策の大綱5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進



市が率先して省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、市民・事業者への普及啓発により、脱炭素社会の形成を目指します。

また、市民一人一人の身近な環境保全に向けた活動を促進するとともに、地球環境の保全に向けて、地球温暖化問題やごみ問題、公害問題などを対象とした環境教育を実施します。あわせて、市民や事業者・関係団体の意識啓発を図るとともに、これらの各主体と連携した取組を推進します。

基本目標6：人々きらめくまちづくり

市民主体のまちづくりの推進や地域活動の活性化を図り、市民・団体・事業者・行政などの共創により、みんなが支えあい活気あふれるまちを目指します。

施策の大綱	施 策
6-1 市民参加・交流の促進	23 共創のまちづくり 24 人権尊重のまちづくり 25 国内交流・国際交流の推進
6-2 行財政の健全化	26 行財政の健全化
6-3 DXの推進	27 DXの推進

施策の大綱6-1 市民参加・交流の促進



積極的な行政情報の公開や政策形成機会への市民参加の促進、市民活動・地域活動への支援などにより、地域を支える多様な主体の自立と共創によるまちづくりを推進します。

また、全ての市民が地域を支える主体としていきいきと暮らすことができるよう、人権尊重と男女共同参画の推進を図ります。

さらに、活気あふれるまちづくりに向けて、市内各地の地域間交流、国内交流を促すとともに、国際交流の促進による多文化共生社会の実現を目指します。

施策の大綱6－2 行財政の健全化



本市が将来にわたって活力を持ち、きらめき続けることができるように、今後大きな負担となり得る公共施設などの最適化と適正な管理や自主財源の確保、広域連携の推進などにより、計画的な行財政運営に努めます。

また、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るとともに、事務事業の見直し、行政組織の再編など積極的な行財政改革を推進していきます。

施策の大綱6－3 DXの推進



行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、様々な分野において、地域が一丸となった、誰一人取り残さないDXの推進に取り組みます。

第3編 基本計画

基本目標1 活力きらめくまちづくり

施策1 農業の振興

1 現況と課題

- ・国では、令和2（2020）年に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興などの基本的理念を具現化するため、農業の構造改革や成長産業化などに向けた施策展開が図られているところです。
- ・本市は、肱川が育んだ肥沃な土壌と水利に恵まれ、県下有数の農業地帯として発展してきました。平坦部の野菜と米・麦・大豆、伊予灘に面した柑橘・キウイフルーツ、中山間地域の野菜や果樹などのほか、畜産も県内屈指の産地となっています。
- ・近年は、「たいき産直市愛たい菜」を地産地消の拠点として、地元農産物などの販売や魅力の発信により、大洲ブランドの創出を図ってきました。
- ・今後は、安全・安心で質の高い農産物の生産と産地化、意欲のある担い手や農地所有適格法人の確保・育成、農地利用の集積と農地流動化の促進、農地・農業用水などの適切な維持管理、平坦部・中山間地域の多面的機能の確保、生産者などが主体的に取り組む6次産業化や農商工連携の支援などが必要です。

2 基本的な方針

- ・安全・安心・高品質な農産物の生産振興を図るとともに、関係機関と連携し、多様な担い手や生産組織の育成、農地利用の集積、生産基盤・生産環境の整備を図り、持続可能な農業の確立を目指します。
- ・商工・観光分野などとの連携により、大洲の食文化に根ざした農産物の6次産業化・ブランド化を目指します。

3 関連計画

計画名称	策定年
肱川水系河川整備計画（変更）	令和元年12月
大洲市農業振興地域整備計画	平成21年3月
第3次大洲市食育推進計画	平成31年2月
大洲市内水対策計画	令和4年2月
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
大洲市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン	令和3年6月
大洲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和3年10月
大洲市6次産業化等推進戦略	平成30年3月

4 主要施策

主要施策1 農畜産物の生産振興と多様な担い手の育成

①生産体制の強化

- ・「産・官・学」の連携により、農畜産物の高品質・高付加価値化を促進します。
- ・飼料用米や麦・大豆など戦略作物の本作化、水田のフル活用を図ります。
- ・野菜については、主産地形成と戦略的な出荷体制の強化を図ります。また、付加価値の高い野菜の生産と販売を促進します。
- ・畜産については、酪農ヘルパーの活用や畜産に関する組織経営体の育成により、ゆとりある酪農経営を促進します。また、畜産公害の対策や家畜の伝染病対策に努めます。
- ・温暖化による気候変動や大規模自然災害への対応をはじめ、持続可能な生産体制の構築に関する支援を行います。

②意欲のある担い手の育成と営農環境の向上

- ・新規就農者、認定農業者などの担い手への支援を充実させます。
- ・関係機関と連携しながら、遊休農地の解消や農業経営の承継に向けた取組を進めるとともに、研修などの受入体制や環境整備を図り、意欲のある幅広い世代の就農を促進します。
- ・農家の女性の地位向上に向けて、家族経営協定を推進します。
- ・関係機関と連携し、元気な高齢者や女性の就農促進に向けた支援を行います。
- ・経営所得安定対策など農業経営の安定化に取り組みます。
- ・多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などの活用により、農地や農村環境の維持・向上と定住環境の整備を図ります。
- ・「認定農業者連絡協議会」との連携により、情報提供や営農指導などの支援に取り組むとともに、新規認定の働きかけと再認定を行います。
- ・集落営農組織の育成・支援などにより、持続可能な農業生産体制の強化を図ります。
- ・猟友会と連携し、地域ぐるみで有害鳥獣対策に取り組みます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	飼料用米の栽培面積	ha	49.5	R2	60.0
	新規就農者数	人/5年	26 (H29~R2) ※4年間		30 (R4~R8)
	認定農業者数	人	213	R2	228
	家族経営協定数	戸	83	R2	90
	集落営農組織数	団体	8	R2	11

主要施策2 農地の保全と多面的な利活用

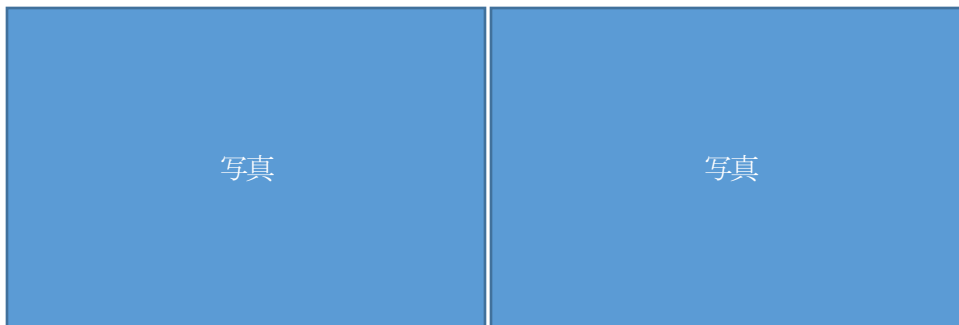
①農地の保全・利活用と農地の集約

- ・優良農地の保全と農用地の利用状況の把握に努めます。
- ・新規就農者や企業などが参入しやすい情報提供体制を確立するとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、ドローンなどによる農作業の効率化を図るスマート農業を促進します。
- ・「人・農地プラン」の見直しを適宜行います。
- ・農地中間管理機構事業を活用して、農地集積と農地の効率的な利用を促進します。
- ・農地台帳を充実し、農地の利用状況などを適正に管理します。
- ・農業委員と各地区の農地利用最適化推進委員が協力し、農地利用の最適化を図ります。
- ・農道整備や土地改良事業の実施、用排水路や揚水機などの計画的な整備を進めるとともに、農地の多面的機能を活用した流域の治水対策に努めます。

②農地の多面的な利活用

- ・日本型直接支払制度の活用促進により、遊休農地対策を図ります。
- ・市民農園や体験農園の整備、グリーン・ツーリズムの拡大により、誰もが農業を楽しむ場を創出します。
- ・農村景観の保全などに向けた地域ぐるみの活動を支援します。

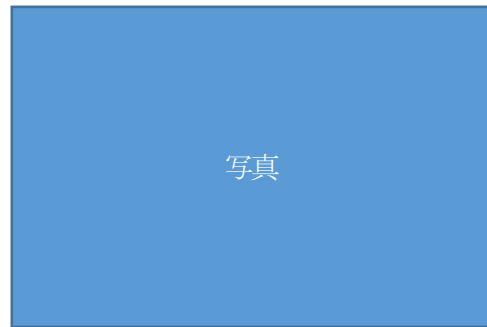
数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	遊休農地面積	ha	673	R2	600
	認定農業者などへの農地利用集積率	%	24.9	R2	33.0
	多面的機能直接支払対象面積	ha	235	R2	260
	中山間地域等直接支払対象面積	ha	362	R2	400



主要施策3 農畜産物のブランド化・6次産業化

①ブランド化の推進

- ・大洲の農畜産物の地域性を活かし、高付加価値の創造により他産地との差別化を図るとともに、消費者を意識したマーケティング戦略により、ブランド化を促進します。
- ・郷土料理の「いもたき」など、大洲の食文化に根ざした農産物の研究・生産・販売を促進します。



②6次産業化等の推進

- ・生産者自らが取り組む6次産業化の取組を支援します。
- ・生産者と商工業者が連携した加工品の開発・販路拡大などを支援します。
- ・農林漁家が提供する農山漁村の生活体験や民宿、レストラン、カフェなど、グリーン・ツーリズムのための施設整備・情報発信について支援します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	農畜産物のブランド開発 (累計)	件	5	R2	8
	生産者と商工業者とのマッチング件数 (累計)	件	22	R2	27

主要施策4 農畜産物の消費拡大

- ・地産地消拠点施設の「たいき産直市愛たい菜」を核として、より一層の地産地消を推進します。
- ・市民と連携しながら、道の駅「清流の里ひじかわ」や農産物直売所などへの農畜産物や加工品の安定した供給体制の確保に努めます。
- ・産直市や食品会社との契約栽培などにより、販路の拡大を図ります。
- ・「第3次大洲市食育推進計画」に基づき食育を推進するとともに、伝統的な食文化の継承を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	農業産出額	百万円/年	7,150	R2	8,000

施策2 林業の振興

1 現況と課題

- 平成31(2019)年4月に「森林経営管理法」が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。
- 国では、令和3(2021)年度に「森林・林業基本計画」を見直し、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展、ひいては、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた施策が展開されています。
- 本市の森林面積は、31,515haと総面積の72.9%を占め、そのうち58.6%が人工林です。戦後植栽された人工林が成熟してきており、長伐期施業へ計画的に転換する必要があります。
- これまで、国内でも有数の生産量を誇る原木乾しいたけや乾たけのこなどの特用林産物の生産振興により、林家所得の向上と中山間地域の活性化に取り組んできました。
- 森林整備においては、施業の集約化と効率的施業を推進するとともに、林業従事者の高齢化と担い手の減少に対応するため、緑の雇用制度などを活用した林業従事者の確保・育成を強化してきました。
- 今後は、森林の適切な整備・保全と森林が持つ公益的機能の発揮を図るとともに、担い手の確保・育成や雇用の創出、特用林産物の生産振興に努め、森林資源の循環利用による林業の成長産業化を推進することが必要です。

2 基本的な方針

- 森林の適切な整備や保全を図るとともに、森林が持つ公益的機能の高度な発揮により、持続的な林業の確立や森林資源の循環利用を促進します。
- 林業の活性化と成長産業化を目指し、原木の安定供給体制の構築と担い手の確保・育成、特用林産物の生産振興などを図ります。
- 森林環境譲与税を活用し、森林整備に関する施策、人材の育成及び担い手確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用の促進などを図ります。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市森林整備計画	平成30年3月
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
大洲市森林経営管理事業等実施計画	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 森林の公益的な機能の維持・充実

①森林の維持・管理と整備の推進

- ・森林経営管理法に基づく、森林所有者の意向調査を実施し、適切な造林・保育・間伐などの森林整備を進めます。
- ・「大洲市森林整備計画」に基づく施業の集約化、基盤整備の充実を図ります。
- ・人工林の生産機能の向上と地形条件などに応じた多様な森林づくりを図ります。
- ・「森林経営計画」の策定を推進するとともに、最新の航空写真や解析データを駆使した森林情報システムを導入し、森林情報の把握や森林経営の受委託などによる持続可能な管理体制の構築に努めます。

②森林の多面的な利活用

- ・放置林の整備や森林資源の利活用などを促進します。
- ・森林環境教育の充実や森林ボランティアの活動促進、意識の啓発に努めます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	間伐実施面積	ha/年	244	R2	360

主要施策2 木材などの生産の振興と担い手の確保・育成

①木材などの生産の振興

- ・搬出間伐や主伐による原木の増産と安定供給を図ります。

②意欲のある担い手の確保・育成

- ・認定林業事業者への就業を促し、新規就業者の確保に向けた取組を行います。
- ・林業事業者の経営基盤の強化、新規就業者への林業技術の継承を図ります。
- ・森林施業プランナーの育成や自伐型林業の推進を図ります。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	素材生産量	m ³ /年	35,503	R2	50,000
	認定林業事業者就業者数 (累計)	人	83	R2	100
	森林施業プランナーの育成人数 (累計)	人	4	R2	8

主要施策3 林産物のブランド化と需要の拡大

①ブランド化の推進

- ・「媛すぎ・媛ひのき」の生産拡大と新たなビジネスモデルの構築に努めます。
- ・原木乾しいたけや乾たけのこの生産振興、普及啓発により、ブランド化を促進します。

②林産物の需要拡大

- ・公共施設や公共土木工事などにおける木造・木質化を促進します。
- ・CLT^{注11}の普及啓発と利用拡大、大洲産木材などを使用した木造住宅の建築支援などを図ります。
- ・木質バイオマスのエネルギー活用に向けたシステム構築に努めます。

注11 CLT (Cross Laminated Timber : ひき板 (ラミナ) を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料)

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	乾しいたけ生産量	t/年	58.6	R2	75
	乾たけのこ生産量	t/年	3.17	R2	5.00

施策3 水産業の振興

1 現況と課題

- ・本市の水産業は、伊予灘におけるサワラ、ハモ、ハマチ、フグ、アジ、サザエなどを中心とした海面漁業、肱川水系におけるアユやウナギなどを中心とした内水面漁業が行われています。
- ・近年は気候変動による海水温の上昇や藻場の衰退などによる資源の減少が進んでおり、海面漁業では漁獲量の減少傾向が続いています。そのため、地域漁業資源の回復・増加を図るため、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が行う稚魚放流事業の支援を行っています。
- ・今後は、魚礁やつきいその設置による漁場の整備、漁協が行う稚魚貝放流などによる水産資源の回復・増加への積極的支援、水産品のブランド化などとともに、プラスチックごみの回収といった課題にも取り組む必要があります。
- ・市内の水産施設や漁港施設・海岸保全施設については、建設から長期間経過していることから、老朽化や維持管理に関するコストが課題となっています。

2 基本的な方針

- ・水産資源の回復・増加に取り組むため、魚礁やつきいその設置、漁協が行っている稚魚貝放流の支援などを進め「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へ持続可能な漁業の確立を図ります。
- ・漁協や民間業者が行う伊予灘のフグやサワラ、ハモ、肱川のアユなどのブランド化、加工・販売の支援を行います。
- ・漁協や地域と連携することで海や川における環境改善、特にプラスチックごみへの対応について検討を進めます。
- ・漁港施設・海岸保全施設の管理については、効果的かつ効率的な維持管理を行うために策定した計画に基づき、予防保全を進めることで、費用の平準化や縮減を目指します。水産施設については、長浜地域における施設の集約を進めます。

3 関連計画

計画名称	策定年
浜の活力再生プラン（大洲市長浜地区）	平成31年3月
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
浜の活力再生広域プラン（愛媛県中予地区）	平成31年3月
喜多・沖浦漁港機能保全計画	平成28年3月
櫛生・出海漁港機能保全計画	平成29年3月
青島・肱川口・須沢漁港機能保全計画	令和3年2月
喜多・須沢・櫛生漁港海岸保全施設長寿命化計画	平成31年2月
出海・青島漁港海岸保全施設長寿命化計画	令和2年2月

4 主要施策

主要施策1 豊かな漁場の整備

- ・「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」へ持続可能な漁業の確立を図るため、魚礁やつきいその設置、漁協が行っている稚魚貝放流事業への支援を行い水産資源の確保に取り組みます。
- ・漁協や地域と連携することでの海や川における環境改善、特にプラスチックごみへの対応について検討を進めます。



数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	長浜町漁業協同組合水揚量	t/年	316	R2	424

主要施策2 水産物のブランド化

- ・漁協や民間業者が行う伊予灘のフグやサワラ、ハモ、肱川のアユなどのブランド化、加工・販売の支援を行います。
- ・「おおずブランド」の品質向上に向けた品質管理の徹底、生産者の意識啓発に取り組みます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	水産物のブランド開発 (累計)	件	2	R2	5

主要施策3 水産施設の整備

- ・水産施設のうち、長浜港に点在する施設については、愛媛県により整備された小型船だまりに集約・整備することで、長年の課題である漁船の移転を実現し、漁業活動の効率化を図り、水産業の振興に繋がります。
- ・その他の水産施設については、適切な維持管理を行うとともに、漁協や利用者と協議を進め機能統合による施設の廃止について検討を進めます。
- ・漁港の防波堤や物揚場などの漁港施設・海岸保全施設については、策定した機能保全計画や長寿命化計画に基づき適切な管理を行い、予防保全を進めることで、維持管理費の平準化や縮減に取り組みます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	小型船だまりにおける漁業関連施設の整備率	%	14	R2	100
	各漁港の機能保全工事の整備率	%	0	R2	70

施策4 商工業の振興

1 現況と課題

- ・本市の工業は、プラスチックやコットン製品、木材・木製品、窯業・土石製品製造業・電子機器製造業などの中堅企業が立地しています。
- ・商業では、東大洲地区に大型店舗が立地し、にぎわいを見せる一方で、既存の商店街の利用者は減少を続けています。
- ・これまで、大規模工場跡地などへの企業誘致、肱南地区及び肱北地区を中心とした商業振興、商店街のイベント支援などに取り組んできました。
- ・今後は、既存企業の経営改革の促進や企業誘致・留置のさらなる推進、集客力の高い商業環境づくり、商工分野と農林水産業・観光業が連携した新たな事業の展開などに取り組み、市内の産業振興を図るとともに、市民が安定して働き続けられる雇用の場を創出していくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・若者などが定住できるまちづくりに向けて、地場産業の振興や企業誘致・留置を推進し、地域経済の活性化と雇用の安定化を目指します。
- ・市民生活に密着した店づくりにより、集客力の高い商店街の形成を目指します。
- ・商工業と農林水産業・観光業が連携した商品・サービス開発や販売の促進を図り、新たな魅力の創出に努めます。

3 関連計画

計画名称	策定年
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
大洲市創業支援等事業計画（変更）	令和2年12月

4 主要施策

主要施策1 地場産業の振興

①地元企業との連携強化

- ・市内企業への市長訪問などにより、企業と行政の連携強化に努めます。
- ・企業との情報交換を図り、国・県の支援事業などの有効活用に向けた対策を行います。

②売れる商品開発とPR強化

- ・「大洲産業フェスタ」などの機会を活用し、地場産業や地場産品の市内外への積極的なPR、情報発信を図ります。
- ・農林水産業や観光業とのマッチング支援、地場産品を使った新商品開発への戦略的な支援などにより、「おおずブランド」の創造を図ります。
- ・市内で製造・加工された商品、収穫される農林水産物を「大洲ええモンセレクション」に認定し、積極的にPRすることにより、「おおずブランド」の魅力向上を図ります。
- ・部局を越えた横断的な連携を図り、「おおずブランド」を全国展開できる仕組みづくりに努めます。



③企業の経営支援・事業承継の支援

- ・中小企業などの経営改革に向けた研修機会や先進情報の提供、商店の経営診断の充実、相談・指導体制の強化、融資制度の充実などに取り組みます。
- ・ISO認証の取得支援など、企業による環境問題対策を支援します。
- ・事業所を市内に新設・増設・移転する企業に対して資金面から支援します。
- ・後継者の確保・育成を支援するとともに、南予市町や関係機関と連携した事業承継の仕組みづくりに取り組みます。
- ・移住・定住の促進と合わせて、起業家意識の高い若者などの積極的な移住を促進するとともに、企業のUJIターン者の雇用を支援します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	新規創業支援者数	事業者/年	9	R2	10
	認定品等の新規販路成約件数	件	38	R2	40
	事業承継支援者数	事業者/年	8	R2	5

主要施策2 企業誘致・留置の推進と創業の支援

① 企業誘致・留置の推進

- ・企業の動向など関連情報の収集と支援策などの情報発信に努め、サテライトオフィス等を含めた積極的な企業誘致活動を推進します。
- ・新たに事業用地を求める市内企業からの要望を調査し、市内企業の留置に取り組みます。

②創業の支援

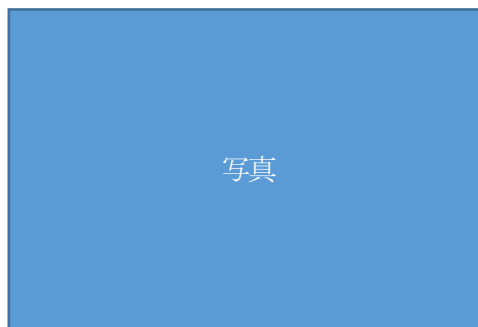
- ・農林水産業や観光業などの地域資源を活かした創業を促進します。
- ・中小企業支援センターでの無料相談事業や国・県の支援事業などの活用を促進します。
- ・市民の起業意識の醸成を図るとともに、U J I ターン者や若者・女性・高齢者などの起業に向けた支援策を検討します。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	誘致・留置企業数	事業所/年	5	R2	3

主要施策3 地元商業の活性化

①魅力的な商業環境づくり

- ・旅行関係事業者との連携を強化しながら、肱南地区の歴史的町並みや大洲城、まちの駅などの集客力を活用し、観光消費型店舗の育成を図ります。
- ・まちの駅「あさもや」と道の駅「清流の里ひじかわ」の機能充実や連携強化を図ります。
- ・商店街などの空き家・空き店舗の活用を促進します。
- ・地域の個人商店や移動販売車などの維持・確保を支援します。
- ・商業者のICT化を支援します。
- ・大型小売店の進出などにおいては、都市計画と整合した適正な配置を誘導します。



②商店街の環境整備

- ・商工会議所や商工会と連携し、地域密着型の商店街づくりを図るとともに、商店街におけるイベント開催などに取り組みます。
- ・市内各地域の商店街の特性を活かした環境整備を促進します。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	空き店舗等の活用件数	件/年	1	R2	2
	商店街におけるイベント件数	件/年	20	R1	20

主要施策4 雇用の創出と就労環境の改善

①雇用の創出と安定化

- ・国・県・関係機関と連携し、就業機会の拡充を図ります。
- ・企業が求める職業能力などの開発や訓練機会の拡充を図ります。
- ・若者の地元への就職意欲の向上に努めるとともに、地元企業の魅力PR、就職活動の支援や奨学金の返還に伴う支援などに取り組みます。

②就労環境の改善

- ・従業員の正規雇用化、資格取得の支援、育児休業の充実など、就労環境の改善に取り組む企業への支援を検討します。
- ・企業に対し、育児休業の充実や男性の育児休業取得の促進、仕事と子育ての両立、育児休業後の復職支援などを啓発します。また、国・県をはじめとした各種福利厚生制度の利用を促進します。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	新規雇用者数（企業立地促進条例指定事業者の操業開始時新規雇用者数）	人/年	0	R2	26
	えひめ仕事と家庭の両立応援企業認定制度の大洲市内事業者数	社	24	R2	35

施策5 観光業の振興

1 現況と課題

- ・本市は、「伊予の小京都」とも呼ばれ、市の中心部を流れる「肱川」をはじめ、「臥龍山荘」、「明治の家並み」、「金山出石寺」、「長浜大橋」、「鹿野川湖」、「屋根付き橋」など様々な観光資源があります。
- ・「うかい」や「いもたき」などの観光行事が盛んに行われ、また、「肱川あらし」という世界的にも珍しい気象現象も見られます。
- ・本市の観光資源のブラッシュアップ（磨き上げ）や、地域全体の観光をマネジメントすることで、観光・交流人口増加につなげるとともに、観光産業の創出により、戦略的に市内の経済発展やにぎわい創出に波及させていくことが必要です。
- ・本市の観光を包括的にマネジメントするために地域DMOの機能を確立していくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・「町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり」を推進し、地域への経済波及効果の拡大を図ります。
- ・本市の豊かな観光資源を活用し、多様化する観光客のニーズに対応しながら、観光客の満足度を高める取組を推進します。
- ・行政、地域DMO、関係団体・機関など多様な関係者の有機的な連携による観光マネジメント体制を構築し、市民や事業者が主体となって一貫性、一体性のある観光まちづくりを推進します。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市観光サイン整備計画	平成24年3月
地域未来投資促進法に基づく大洲市基本計画	平成29年12月
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
大洲市観光まちづくり戦略マーケティング計画	平成30年2月
大洲市観光まちづくり戦略ビジョン	平成31年2月
大洲市観光まちづくり町家活用エリア基本計画	平成31年2月
大洲市観光まちづくり町家活用エリア実施計画	令和2年3月
大洲市観光まちづくりブランディング・プロモーション戦略計画	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 観光客のおもてなしとインバウンド対策の充実

①おもてなし体制の強化

- ・既存ガイド団体や周辺地域・近隣市町のガイド団体などとの連携を強化します。
- ・うかい観光の振興を図るため、鶴匠や船頭の確保と育成を推進します。

②インバウンド対策の充実

- ・外国人観光案内所を設置し、専門人材を配置するなどの機能充実を促進します。
- ・観光パンフレットや案内看板の多言語化を進め、デジタルによる案内の仕組みを構築します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	観光ガイド育成人数 (累計)	人	11	R2	15
	外国人観光客数 (宿泊者数)	人/年	976	R1	1,500

主要施策2 観光資源の充実と多様な観光メニューの提供

①観光資源の充実

- ・本市の豊かな自然などの資源や文化財観光施設を活かした付加価値の高い観光コンテンツを創出し、本市観光の魅力を発信します。
- ・町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光産業の確立を図り、観光の魅力度向上を図ります。
- ・長浜港湾を活用したクルーズ船の寄港により、着地型観光ルート化など新たな観光資源の発掘や市内観光のPRに努めます。

②観光施設の連携と観光マネジメントの充実

- ・観光施設の効率的な維持管理と運営、まちの駅・道の駅などの機能強化と官民連携による強化を図るとともに、まちの駅「あさもや」を核とした着地型観光を推進します。
- ・市の玄関口となるJR伊予大洲駅から肱南地区までの動線は、観光客の市内周遊の主要な動線として、魅力の向上を図ります。
- ・「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えたワーケーション等をはじめとした新しい旅行スタイルの受入れ体制の確立を推進します。
- ・観光の包括的・一体的かつ効率的なマネジメントに向けて、大洲市観光まちづくり戦略ビジョンに基づき、地域DMOを中心とした観光マネジメント体制の強化を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	観光施設入込客数	人/年	448,012	R1	600,000
	うかい観光客数	人/年	3,618	R1	6,000

主要施策3 広域観光の推進と情報発信の強化

①広域観光の推進

- ・広域連携DMOであるせとうちDMOや近隣市町と連携した観光戦略を描き、集客の拡大を図ります。
- ・松山市や八幡浜市と連携しながら、県外からの教育旅行・修学旅行客の誘致に取り組みます。

②観光情報発信の強化

- ・地域DMOと広域連携DMOとの連携により、効果的なプロモーションを展開します。
- ・公式観光サイトを構築し、国内外に向けた情報の発信と消費者向けのプロモーション機能の構築に取り組みます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	教育旅行・修学旅行受入校数	校/年	4	R1	10
	県外観光客数	人/年	475,324	R1	600,000

基本目標2 安心きらめくまちづくり

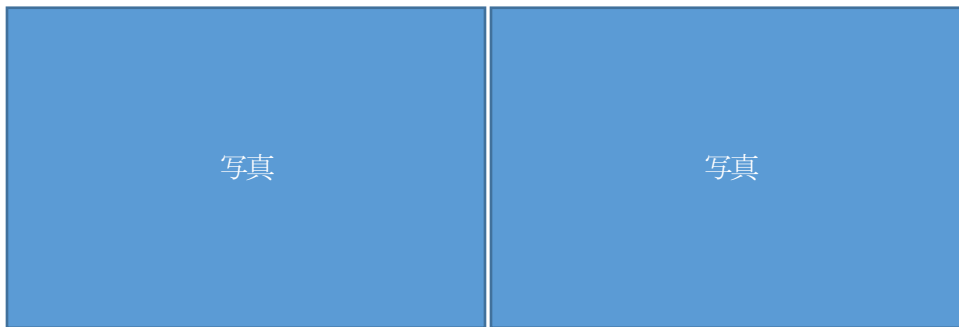
施策6 健康づくりの推進

1 現況と課題

- ・本市では、平成25(2013)年に「あなたが城主！健康おおず＜健康日本21大洲市版計画書＞第2次計画」を策定し、時代の変化や国の制度改正を踏まえながら、健康づくりを推進してきました。
- ・今後は、自主的な健康づくりの推進と壮年期の病気・早世の減少、健康寿命の延伸を目標に、すべての人たちが「いきいきとふれあいながら、自分らしく暮らすことができる大洲」を実現するために、市民が一体となった健康づくり運動を進めていくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・市民一人一人が、「健康づくりはわたしが主役」という健康意識を高め、自分らしく生活できるよう、各種保健サービスの充実に努めるとともに、市民の健康づくり活動を推進します。



3 関連計画

計画名称	策定年
あなたが城主！健康おおず＜健康日本21大洲市版計画書＞第2次計画	平成25年3月
第3次大洲市食育推進計画	平成31年2月
大洲市自殺対策計画	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 市民の健康づくりの支援

①各種健（検）診の充実と健康づくりの意識高揚

- ・健康教育や生活習慣改善のサポート、各種健（検）診の普及啓発により、市民の健康づくりを支援します。
- ・成人歯周病検診による歯周病の早期発見、虫歯予防の意識の高揚を図ります。
- ・「健康づくりはわたしが主役」という市民の健康意識の啓発に努めます。
- ・心の病気に関する情報提供、見守りや相談体制の充実を図ります。
- ・感染症の知識の啓発に努めるとともに、予防接種の接種率の向上を図ります。

②食育の推進

- ・「第3次大洲市食育推進計画」に基づき、食育の充実や伝統的な食文化の継承を図ります。
- ・市内中心部と農山漁村部の連携強化により、大洲の農林水産物の地産地消、食育の充実を図ります。

③健（検）診データの管理・活用

- ・各種健（検）診データの活用により、地域や世帯の健康課題の明確化を図り、対象にあった効果的な健康づくりを推進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	予防接種の接種率 (麻疹・風疹) 第1期	%	98.0	R2	98.5
	予防接種の接種率 (麻疹・風疹) 第2期	%	98.2	R2	98.5

主要施策2 病気の早期発見・早期治療の促進

- ・特定健診・後期高齢者健診・がん検診の受診率向上に努めます。
- ・健診後の結果説明会や要医療者への個別フォローを強化します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	特定健診を受ける割合	%	17.4	R2	60.0

主要施策3 健康づくりの体制整備

- ・各種関連計画の見直しと健康づくりや介護予防に向けた取組を推進します。
- ・保健師や看護師、管理栄養士の確保・育成、保健推進員や食生活改善推進員の活動支援などに取り組みとともに、多職種連携の強化を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	保健推進員数	人	25	R2	25

施策7 地域医療体制の充実

1 現況と課題

- ・本市には、令和元（2019）年5月末現在で、病院6カ所、診療所50カ所、歯科診療所25カ所があります。
- ・全国の地方都市と同様、本市においても医師不足や診療科の偏在、地域による偏在などが課題となっています。
- ・各診療所施設と設備の老朽化が進み、診療所施設の更新や医療機器の更新・整備が必要となっています。
- ・「国民健康保険制度」や「後期高齢者医療制度」については、医療費の増加や高齢化の進行などにより、その運営が厳しくなっています。
- ・今後は、初期医療の充実、質の高い医療サービスの提供、救急医療体制の強化などにより、地域医療体制を強化するとともに、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適切な運用が必要です。

2 基本的な方針

- ・市民だれもが安心して生活できるように、初期医療の充実、質の高い医療サービスの提供、救急医療体制の強化を図ります。
- ・各種医療制度の健全な運営に向けて、医療費の抑制や保険税・保険料の収納率の向上などに努めます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
あなたが城主！健康おおず＜健康日本21大洲市版計画書＞第2次計画	平成25年3月
大洲市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画	平成30年4月
大洲市国民健康保険第2期保健事業実施計画〈データヘルス計画〉	平成30年4月

4 主要施策

主要施策1 地域における医療の確保

- ・医師の安定的な確保対策に努めるとともに、「かかりつけ医」の体制づくりを強化します。
- ・診療所施設の維持・更新や医療機器の効率的な整備に努めます。
- ・関係機関と連携し、在宅療養対策などの地域のニーズが高い施策を検討します。
- ・地域医療の拠点となる病院の連携を促進し、地域医療ネットワークの構築を図ります。
- ・市立大洲病院は、医師や看護師の安定的な確保や、病診連携・病病連携に取り組むとともに、医療機器の計画的な更新整備により、質の高い医療提供の継続に努めます。また、修繕計画に基づく建物設備の計画的な修繕により、病院機能の適正な維持管理に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	地域医療ネットワークを導入した医療機関数	施設	5	R2	10

主要施策2 救急医療体制の充実と高度専門医療機関との連携

①救急医療体制の充実

- ・県などと連携し、初期・2次・3次救急医療体制の充実を図ります。
- ・県や周辺市町との広域連携や機能分担も含めて、救急医療体制の維持対策を検討します。

②救急救命・応急処置体制の充実

- ・公共施設へ設置しているAEDの維持更新を図ります。
- ・消防署との連携によるAEDの使用方法や応急手当の普及啓発を図ります。
- ・単身高齢者などへの緊急通報装置の普及、見守り体制の確立に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	AED・救急手当講習会の実施件数(市内)	件/年	60	R2	110

主要施策3 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の安定化

- ・県・後期高齢者医療広域連合と連携協力して、安定的で持続可能な制度づくりに努めます。
- ・財政基盤の安定化を図るため、保険料(税)の賦課・徴収方法の改善に努めます。
- ・医療費の適正化を図るため、各種健(検)診による病気の早期発見と重症化予防、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用などにより、医療費抑制の取組を促進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	国民健康保険税の収納率	%	90.7	R2	91.0
	大洲市国民健康保険の後発医薬品の数量シェア	%	79.0	R2	85.0
	後期高齢者医療保険料の収納率	%	99.0	R2	99.4

施策8 地域福祉の充実

1 現況と課題

- ・近年の少子高齢化や核家族化の進行などにより、従来の地域社会が持っていた相互扶助機能の弱体化がみられる中、あらためて地域の役割が見直されています。
- ・本市では、社会福祉協議会が中心となって、独居高齢者のつどいやふれあい食事サービス、見守り活動などの地域福祉活動が活発に行われています。
- ・今後は、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人など市民だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市全体での様々な分野のボランティアの育成、各種団体の活動促進などにより、それぞれが互いに助けあう体制を整備することが必要です。
- ・だれもが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進が必要です。
- ・生活保護世帯などへのニーズに応じた支援が必要です。

2 基本的な方針

- ・人にやさしく、ともに支えあう福祉のまちづくりに向けて、市民の様々な地域福祉活動の促進やユニバーサルデザインのまちづくりを目指します。
- ・生活保護世帯などの生活の安定と自立の促進を図るため、ニーズに応じた各種支援の充実に努めます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
特に無し	

4 主要施策

主要施策1 福祉活動の促進

①市民の福祉活動の支援

- ・総合的な福祉コミュニティ形成に向けて「地域福祉計画」の策定を検討します。
- ・地区社会福祉協議会などの地域団体や市民と連携して行う地域福祉活動を支援します。
- ・地域福祉の学習・体験機会の充実、地域福祉に関する意識の醸成に努めます。

②福祉ボランティア活動の促進

- ・市民のボランティア活動を促進します。また、ボランティア団体同士や個人の相互交流を促進します。
- ・ボランティア体験や講座によるボランティアの育成を図ります。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	福祉ボランティア登録団体数	団体	24	R2	26
	福祉ボランティア登録者数	人	1,116	R2	1,150

主要施策2 ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・建築物や公共交通機関・公共施設などの一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。
- ・市民・事業者・行政が協働して、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	バリアフリー化した市営住宅棟数	棟	14	R2	15

主要施策3 生活保護世帯などの相談・指導体制の充実

①生活保護世帯などの相談・支援の充実

- ・低所得者などへの各種資金貸付制度の周知・活用により、安定的な生活に向けた支援を行います。
- ・生活保護の相談・申請開始段階における助言指導や実態把握調査の充実などにより、適切な制度運用に努めます。

②生活保護世帯などの自立支援

- ・ハローワークなどと連携し、生活保護世帯などの就労実態の把握、就労相談や指導の充実、能力開発の促進などに取り組みます。

施策9 子ども・子育て支援の充実

1 現況と課題

- ・全国的な傾向と同様に、本市でも少子化やひとり親家庭の増加が進んでいます。
- ・市民からは、結婚や子育てに必要な取組として、交流や出会いの機会の提供、安定した雇用の供給、子育てに関する経済的支援などが求められています。
- ・今後は、子育て環境の充実に向けて、男女の交流機会の充実や若者の定住や雇用の安定化などを図るとともに、子育て相談や保育サービスの充実、ひとり親家庭などへの各種支援制度の推進を図ることが必要です。

2 基本的な方針

- ・若い世代などが安心して子どもを産み育てられる地域づくりに向けて、出会いから結婚・出産・子育てまで、切れ目の無い支援を図り、子育て環境の充実を目指します。
- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、支援の充実・強化に努めます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市子ども・子育て支援事業計画（第2期）	令和2年3月
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 出会い・結婚・出産の支援の充実

①結婚・定住対策の充実

- ・関係機関と連携し、若者などの出会いの機会を創出します。
- ・結婚支援と合わせた雇用機会の充実、子育て世代の定住促進などに努めます。

②出産前後の医療の充実

- ・不妊に対する啓発や特定不妊治療費の助成、妊産婦健診の充実を図ります。
- ・子育てに関するワンストップ窓口の設置などにより、育児不安の軽減を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	子ども女性比 (0～4歳の人口/15～49歳の女性人口)	—	0.204	R2	0.204
	市内出会いイベントによるカップル成立数	組	0	R2	30

主要施策2 多様な子育て支援・保育サービスの充実

①心身の健やかな成長の促進

- ・「母子保健事業」を充実させるとともに、乳幼児期から青少年期、成人期までの系統的な健康づくりを推進します。
- ・児童虐待の予防、要保護児童の早期発見と対応に向けた体制を整備します。
- ・「子ども医療費助成制度」の制度拡充の検討など、子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

②保育サービスの充実と地域での子育て支援の充実

- ・認定こども園の設置など、多様な保育サービスの提供体制づくりを図ります。
- ・老朽化する保育施設の計画的な整備に努めます。
- ・保育士などの確保対策に努めるとともに、病児保育の充実を図ります。
- ・放課後の子どもの預かりを充実しながら、育児と仕事の両立などを支援します。
- ・ファミリーサポートセンターや地域子育て支援センターの充実、育児サークルの育成を図るとともに、子どもの遊び場や居場所の確保対策に取り組みます。
- ・育児休業の充実などについて企業への啓発を強化し、働きながら子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	認定こども園の設置	箇所	4	R2	9
	病児保育施設の設置	箇所	2	R2	2
	地域子育て支援センター数	施設	4	R2	4
	保育所における土曜日の保育時間の延長	箇所	4	R2	4
	放課後児童クラブの利用者数	人/年	309	R2	359
	ファミリーサポートセンターの活動件数	件/年	93	R1	101

主要施策3 ひとり親家庭への支援

- ・「ひとり親家庭医療費助成制度」を充実させながら、各種の貸付制度などを周知し、利用を促進します。また、ひとり親の相談・指導・支援体制を強化します。

施策10 障がい者福祉の充実

1 現況と課題

- ・平成29(2017)年に「障がい者基幹相談支援センター」を開設し、相談機能の充実に向けて「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場の確保」を重点的に進め、地域生活支援拠点などの整備に努めています。
- ・障がいのある人の安心な暮らしを支える取り組みとしては、平成30(2018)年に「大洲市障がい者計画(第5次)」を、令和3(2021)年に「大洲市障がい福祉計画(第6期)」と「大洲市障がい児福祉計画(第2期)」を策定し、すべての市民がともに支え合い、だれもが安心して暮らせる社会の実現を目指した取組を展開してきました。
- ・また、新たに「大洲市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度利用促進のため、全体構想の設計やその実現に向けた「司令塔」的な役割をもつ中核機関の設置を目指しています。
- ・今後も、地域でのノーマライゼーション(障がいのある人もない人もともに暮らす社会)理念の啓発を図るとともに、国の障がい者施策の動向、地域の福祉サービスのニーズ、利用状況などを踏まえ、各種サービスや就労支援の充実などに取り組むことが必要です。

2 基本的な方針

- ・ノーマライゼーションの実現に向けて、誰もが住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるよう、各種サービスや障がい者福祉施策の充実を図ります。
- ・障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、情報提供・相談体制の充実や就労支援などを進め、支援の輪を広げていきます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市障がい者計画(第5次)	平成30年3月
大洲市障がい福祉計画(第6期)	令和3年3月
大洲市障がい児福祉計画(第2期)	令和3年3月
大洲市成年後見制度利用促進基本計画	令和3年3月

4 主要施策

主要施策1 障がいのある人の保健・福祉サービス

①総合的な障がい者施策の推進

- ・相談窓口の一元化を検討するとともに、総合的な障がい者施策を推進します。
- ・相談体制の充実、在宅介護や地域でのサービス提供体制の充実を図ります。
- ・精神保健に関する相談体制や生活支援を充実させるとともに、入院生活から地域生活への移行を促進します。また、災害時などへの備えの強化を図ります。
- ・障がい者に対する虐待の防止と虐待発生時の迅速な対応と支援に努めます。

②障がい児支援の充実

- ・乳幼児健康診査などによる障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児への切れ目のない支援と療育体制の充実を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	放課後等デイサービス提供事業者数	事業所	5	R2	6
	ホームヘルプサービス提供事業者数	事業所	7	R2	8
	グループホーム設置数	施設	4	R2	5

主要施策2 障がいのある人の自立生活支援

- ・障がい者基幹相談支援センターの設置により、相談体制の充実を図ります。
- ・自立支援医療費や手当など各種制度の周知に努め、利用を促進します。
- ・ハローワークなどと連携し、就労相談・支援の体制整備を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	就労継続支援A型事業所数	事業所	2	R2	2
	就労継続支援B型事業所数	事業所	7	R2	7

主要施策3 障がいのある人の社会参加支援

- ・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、地域住民との交流などを促進するとともに、情報提供の充実を図ります。
- ・障がい者の日常生活を支えるため、障がい特性に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、段差がある歩道の解消、公共施設へのスロープ・バリアフリートイレの整備などを推進します。また、民間施設への普及を促進します。
- ・手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話奉仕者などの確保・育成を図ります。
- ・日常生活用具や補装具の給付により、障がい者の社会参加を支援します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	手話奉仕者・要約筆記者養成講座受講者数	人/年	11	R1	20

施策11 高齢者福祉の充実

1 現況と課題

- ・全国的な傾向と同様に、本市でも高齢化が進み、令和2（2020）年の国勢調査によると、高齢化率は37.4%に達しています。
- ・近年は、高齢化の進行に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ・これまで、「大洲市高齢者保健福祉計画」、「大洲市介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスの提供体制の整備を進めてきました。
- ・また、新たに「大洲市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度利用促進のため、全体構想の設計やその実現に向けた「司令塔」的な役割をもつ中核機関の設置を目指しています。
- ・今後は、介護保険制度の改正に対応しながら、総合的な介護サービスの提供体制を充実し、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の提供や地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。
- ・地域の特徴に合わせた福祉施策の展開、高齢者の社会参加活動の促進などに取り組むとともに、国民年金制度などの適切な運用に努める必要があります。

2 基本的な方針

- ・高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けるため、総合的な介護サービスの提供や地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ・高齢者の健康づくりや生きがいがづくり、社会参加を促進します。
- ・高齢者への安定的な社会保障の提供のため、介護保険制度や国民年金制度の安定的な運用に努めます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市高齢者保健福祉計画〈第8期〉	令和3年3月
大洲市介護保険事業計画〈第8期〉	令和3年3月
大洲市成年後見制度利用促進基本計画	令和3年3月

4 主要施策

主要施策1 高齢者の健康づくりと地域包括ケアシステムの構築

①高齢者の日常的な健康づくり

- ・総合事業や各種介護予防事業の充実、要介護者の状態把握に努めます。
- ・介護予防に関する知識の普及とボランティアの育成を図ります。
- ・「心の健康」に関する相談体制の充実と閉じこもりの防止に努めます。

②地域包括ケアシステムの構築

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムを構築します。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	要介護認定者数	人	3,076 R2	3,110

主要施策2 介護サービス提供体制の充実

①サービスや情報の提供体制・相談体制の充実

- ・介護サービスや情報提供の充実を図るとともに、提供体制の強化に努めます。
- ・「成年後見制度」の周知など、認知症高齢者への対策に努めます。
- ・高齢者への虐待防止や通報体制及び保護体制の強化などを図ります。

②介護関連施設の充実

- ・介護サービスの基盤整備やサービス提供体制の強化に努めます。
- ・市内施設の効率的な運営と施設の維持管理に努めます。
- ・施設利用者の地域復帰に向けて、各種サービスの充実を図ります。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	認知症対応型共同生活介護事業所の整備数	床	242 R2	260

主要施策3 高齢者の自立した生活や社会参加の支援

- ・高齢者の社会参加を促進するとともに、地域全体での見守り活動を充実します。
- ・シルバー人材センターの機能強化から、高齢者の就業機会の拡充を図ります。
- ・高齢者が不自由なく外出できるよう、デマンド交通をはじめ老人福祉バスやスクールバス（住民利用）の運行など、地域の実情に応じた移動手段を構築するとともに、交通結節点や市内中心部における接続などにも配慮した交通利便性の向上に努めます。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	シルバー人材センターにおける登録者数	人	125 R2	130
	デマンド交通の導入路線数	路線数	5 R2	19

主要施策4 高齢者の社会保障制度の安定化

- ・介護予防制度や国民年金制度の理解促進・周知を図ります。また、保険料の徴収率の向上、介護予防の強化などにより、介護保険財政の適正化に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	介護保険料の納付率	%	99.37 R2	99.40

基本目標3 文化きらめくまちづくり

施策12 就学前教育の充実

1 現況と課題

- ・就学前教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な教育です。
- ・近年、少子化に伴う子どもの減少、地域社会における地域への愛着や連帯意識の希薄化などにより、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていることから、これまでも増して就学前教育の充実が求められています。
- ・今後は、家庭や地域における生活の中で、子どもの頃から豊かな自然・文化にふれる機会の充実を図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園の連携、さらには小学校との連携により、就学前教育を充実していく必要があります。

2 基本的な方針

- ・地域の未来を担う子どもたちが生き生きと育つよう、家庭や地域での就学前教育の充実を促すとともに、幼稚園などでの教育の充実や保・幼・小の連携強化を目指します。

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市子供読書活動推進計画	平成30年5月
大洲市子ども・子育て支援事業計画（第2期）	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 家庭や地域との連携強化

- ・家庭・地域と保育所・幼稚園・認定こども園の連携強化により、家庭や地域の教育力の向上に努めるとともに、地域ぐるみでの子育て環境の向上を図ります。
- ・子どもの身近な遊び場や様々な体験活動の充実により、多様な学びの機会の提供を図ります。
- ・子育て情報の提供と楽しい学習機会の充実を図ります。
- ・保護者による子育てサークルの設立や自主的な活動を支援します。

主要施策2 保育所・幼稚園・認定こども園における教育の充実

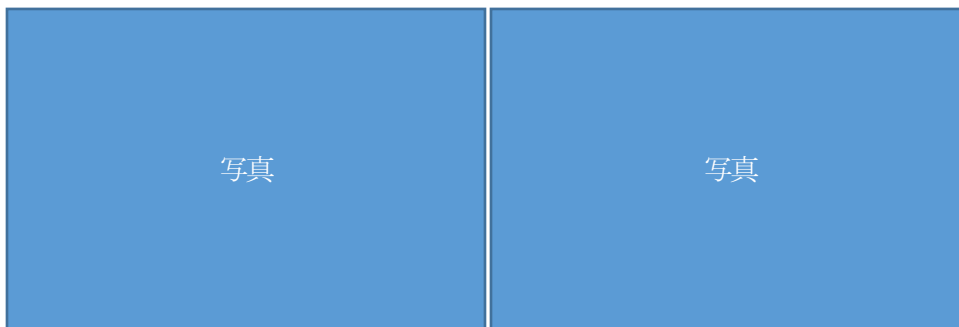
①保・幼・小連携の推進

- ・保育士・教諭の相互交流の促進、行政組織間での合同研修の実施などにより、保育所・幼稚園・認定こども園における教育内容の充実を図ります。
- ・児童の小学校への円滑な移行に関する対策を行います。
- ・認定こども園の整備を推進します。

②読書機会の充実

- ・「ブックスタート事業」や読み聞かせの充実を図ります。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	ブックスタート配本率	%	91.9	R2	100



施策 13 学校教育の充実

1 現況と課題

- ・近年、学校教育において、児童・生徒の学ぶ意欲や学力・体力の二極化、生活習慣の乱れなどの課題が顕在化しています。
- ・本市では、「大洲市教育大綱」に基づき、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、教育の振興と充実に努めているところです。
- ・市内の小学校は統廃合が進み、現在は市立小学校が12校、市立中学校が9校（うち1校は休校中）となっています。今後も児童・生徒数の減少が予想される中で、児童・生徒の学びを支える教育環境の充実が必要となっています。
- ・今後は、これまで以上に家庭や地域、学校、教育委員会などの役割分担と連携強化を促し、学校教育の充実に努めるとともに、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ児童・生徒を育てていくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・本市の将来を担い広く各分野で活躍できる人材の育成に向けて、児童・生徒の学力・体力の向上、郷土を愛する心の醸成、個性を生かした教育の推進、豊かな人間性の育成を目指します。
- ・児童・生徒の学びを支える教育環境の確保・充実に努めます。

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市立学校施設整備計画	平成30年6月
大洲市子供読書活動推進計画	平成30年5月
大洲市教育大綱	令和4年3月
大洲市学校施設長寿命化計画	令和3年1月

4 主要施策

主要施策1 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

①学力及び体力の向上

- ・全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力調査の結果を活用し、教育内容の充実を図ります。
- ・新学習指導要領の理解促進を深め、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・ICT教育の充実を図り、デジタル社会を適切に生き抜くことのできる人材の育成に努めます。
- ・ゆとりを持って学び、教えることができる教育環境の確保を図ります。
- ・学校における子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書の充実を努めます。
- ・スポーツの習慣化や社会体育との連携などにより、児童・生徒の体力づくりを図ります。

②豊かな人間性の育成と人権教育の推進

- ・人を思いやる心を育むための道徳科の授業を推進するとともに、人権・同和教育の充実を図ります。
- ・「日本陽明学の祖・中江藤樹」の教えを活かした学校教育を推進するとともに、中江藤樹ゆかりの滋賀県高島市との交流を促進します。

③安全・安心な学校給食の提供

- ・「大洲市学校給食センター」を核として衛生管理やアレルギー対策を徹底し、質の高い学校給食の提供と食育活動の推進に努めます。
- ・地産地消拠点施設の「たいき産直市愛たい菜」と連携しながら、学校給食における「地産地消」を推進します。
- ・学校給食施設の適切な運営に努めます。

数値目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	全国学力・学習状況調査の結果 (小学校)	ポイント	全国平均 正答率より +1.0	R1 全国平均 正答率より +1.5
	全国学力・学習状況調査の結果 (中学校)	ポイント	全国平均 正答率より -4.0	R1 全国平均 正答率より +1.5
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (小学校)	点	全国平均点 より 男 -0.3 女 +0.2	R1 全国平均 以上
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (中学校)	点	全国平均点 より 男 -1.8 女 -2.3	R1 全国平均 以上
	学校給食への大洲産食材使用率	%	61.6	R2 77.0

主要施策2 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成

①郷土を愛する心の育成

- ・地域と連携したキャリア教育を推進し、将来的な社会人・職業人としての自立を促進します。
- ・小学生社会科副読本「大洲の暮らし」や中学生版歴史副読本などを活用し、郷土の先哲を学び、郷土の文化や自然を愛し、継承しようとする意識の醸成を図ります。

②世界で活躍する人材の育成

- ・小中学校における英語指導の充実、外国語教育の充実を図ります。
- ・「中学生海外派遣事業」の実施など、国際理解教育を推進します。
- ・子どもたちのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を図ります。
- ・国際的に共有されている持続可能な開発目標（SDGs）などの理解を深めるとともに、地域や地球規模の様々な課題について、市民一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育む取組を推進します。

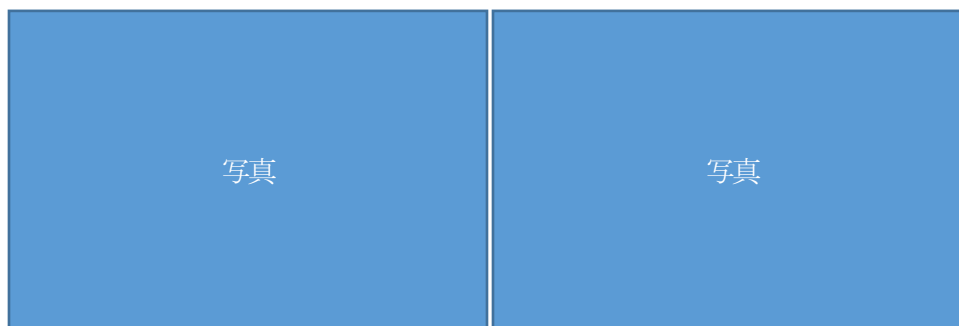
主要施策3 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

①児童生徒の主体性を育む教育の推進

- ・児童生徒一人一人の個性がきらめく学校づくりに向けて、子どもたちが自ら考え、主体的に取り組む学習や体験などを積極的に支援します。

②特別支援教育の充実

- ・こども発達支援室において発達が気になる子どもや障がいのある子ども、その保護者などへの相談・支援体制の強化に努めます。
- ・発達支援センター（仮称）の設置に向けた体制強化や特別支援教育の充実を図ります。



主要施策4 子どもと向き合う教育環境づくり

①生徒指導の充実

- ・「大洲市いじめ・不登校等対策協議会」における事案検証、また「いじめSTOP愛顔の子ども会議 in おおず」などの機会を通して、生徒指導の充実を図ります。
- ・学校へスクールカウンセラーやハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーなどを配置し、児童、生徒、保護者、教員に対する相談活動の充実を図ります。

②安全・安心な学校づくりの充実

- ・学校・地域が連携した防災活動を推進するとともに、地域全体での防災力の向上を促進します。
- ・地域との連携により、防犯体制の強化、交通安全指導の徹底に努めます。

③これからの学校経営の在り方の検討

- ・小中一貫教育やコミュニティスクール、学校施設の地域への開放など、今後の学校の在り方について、学校・行政・家庭・地域で連携して実施・検討を進めます。
- ・学校における働き方改革を推進し、効果的な教育活動を行うことができるよう学校組織の活性化に努めます。

④不登校への対応

- ・「おおずふれあいスクール」において、不登校児童・生徒への対応を充実するとともに、学校復帰を支援します。

主要施策5 学校施設・設備・環境の充実

①学校施設・設備の充実

- ・「大洲市立学校施設整備計画」に基づき、耐震基準に満たない学校施設の耐震対策を令和4（2022）年度に完了させるとともに、「大洲市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化対策や設備の更新などを行い、施設の長寿命化に努めます。
- ・GIGAスクール構想により整備したICT環境の有効活用を図ります。



写真

②通学環境の確保

- ・スクールバスの充実や更新、安全で快適な通学環境の整備について、検討を進めます。

施策14 社会教育の充実

1 現況と課題

- ・近年のめまぐるしい社会の変化や市民の意識・価値観の多様化の中で、学校・家庭・地域における社会教育の役割は、ますます重要さを増しています。
- ・本市では、これまで、大洲市立図書館の機能充実をはじめ、公民館や博物館などを活用し、学習機会の提供や市民の自主的な学習活動の支援に努めてきました。
- ・今後は、青少年の健全な育成に努めるとともに、市民だれもが気軽に参加できる学習の場や趣味などの機会の充実、地域内交流や地域活動への積極的な参加の促進などに取り組んでいくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・市民一人一人が心豊かに充実した生活ができるよう、それぞれのライフスタイルに合った学習機会や情報の提供、市民の自主的な活動の支援などに努めるとともに、市民の学びを支える社会教育施設・設備の確保により、社会教育の充実を図ります。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市子供読書活動推進計画	平成30年5月
大洲市教育大綱	令和4年3月
大洲市学校施設長寿命化計画	令和3年1月
大洲市公共施設等総合管理計画（改定）	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 青少年の健全育成

- ・大洲市及び各地区青少年健全育成推進協議会の活動を支援することにより、青少年の地域活動への参加を促進するとともに、補導活動を強化し、青少年の健全育成に努めます。
- ・学校・家庭・地域との連携により、子どもの居場所づくりに取り組むとともに、家庭教育支援チームにより、子育てをサポートします。
- ・「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」の実践を徹底します。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	スマートフォン使用統一ルール（保護者用3か条）平均実践率	%	30	R2	70

主要施策2 社会教育事業の推進

①多様な学習機会の充実

- ・地域や時代に即したテーマを扱う講演会の開催、科学技術に関するイベントの開催、パソコン教室や各種講座の充実など、多様な学習機会の提供を図ります。
- ・家庭における読書活動の啓発や読書に親しむ子どもの育成を図ります。
- ・連合婦人会やPTA連合会などの活動を支援します。

②公民館・図書館・視聴覚センター事業の推進

- ・公民館活動を支援し、地域コミュニティの活性化、地域固有の文化の伝承支援などを図ります。
- ・社会教育施設での多様な学級講座の充実に努めます。
- ・人権・同和問題に関する学習機会の提供に努めます。
- ・大洲市立図書館の図書の実、郷土資料の保存、読書の啓発などを図ります。
- ・図書館分館では、図書館機能や図書の充実、蔵所スペースの確保を図ります。また、図書館肱川分館については、肱川地区複合公共施設への再整備を行います。
- ・視聴覚教材などを整備し、視聴覚教育の発展を図ります。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	公民館年間利用者数	人/年	148,857	R1	129,000
	図書館年間利用者数	人/年	104,205	R1	108,000

主要施策3 社会教育施設・設備の充実

- ・社会教育施設の長寿命化、設備の充実に努めるとともに、大洲市公共施設等総合管理計画をもとに、老朽化した公民館の改築・耐震補強、集約・複合化などを計画的に進めます。
- ・平成30年7月豪雨によって被災した肱川公民館については、「肱川支所」と「肱川保健センター」、「図書館肱川分館」などの機能を集約した「肱川地区複合公共施設」としての再整備を進めます。
- ・社会教育施設の管理・運営におけるNPOや地域団体の参画、図書館ボランティアの活用などに関する検討を行います。

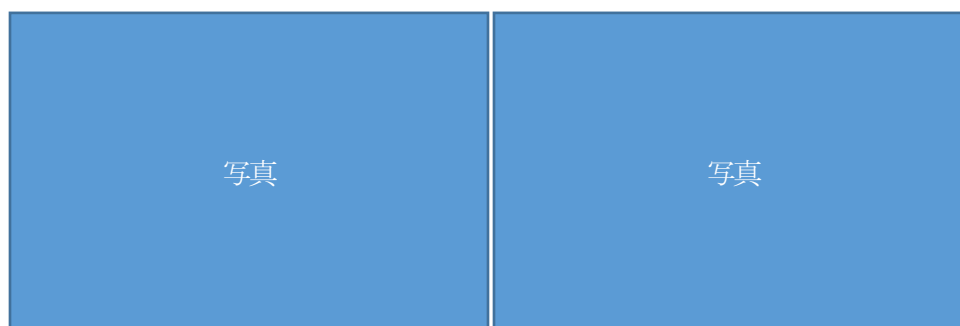
施策15 文化・芸術・スポーツの振興

1 現況と課題

- 本市では、旧城下町である肱南地区を中心とした「明治の家並み」、「うかい」や「いもたき」などの文化、「青島の盆踊り」などの伝統芸能、「大洲城」、「如法寺仏殿」、「臥龍山荘」、「長浜大橋」などの文化財について、保存・整備、活用に取り組むとともに、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めています。
- スポーツについては、各種スポーツ大会や各地域での体育行事の充実、肱川でのカヌー体験や鹿野川湖でのカヌー・ボート競技など、地域の特性を活かしたスポーツ振興、プロスポーツを活用した地域活性化などに取り組んでいます。
- 今後は、市民が気軽に多様な文化・芸術・スポーツに親しむことができるように、文化・芸術活動やスポーツ活動の機会のさらなる充実を図るとともに、市民の自主的な活動への支援の強化、文化施設・社会体育施設の充実などに取り組む必要があります。

2 基本的な方針

- 文化・芸術・スポーツを活かした個性ある地域づくりと市民の健やかな暮らしの確保に向けて、文化・芸術・スポーツに触れる機会の充実、市民の自主的な活動の支援を図ります。
- 文化施設・社会体育施設の確保に努めるとともに、施設の利用状況や老朽化などの状況を踏まえ、施設の移転・改築、他施設との複合化や統廃合などを検討していきます。



3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市教育大綱	令和4年3月
大洲市スポーツ推進計画	令和2年3月
大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 文化・芸術の振興

①文化・芸術活動の推進

- ・講演会や文化祭、音楽祭の開催など、文化・芸術の鑑賞機会を充実させます。
- ・文化・芸術団体の活動支援、地域の民俗芸能や伝統文化の保存・伝承活動の支援に取り組むとともに、文化・芸術活動に関する市民意識の高揚を図ります。

②文化財の調査と保存・活用

- ・既存文化財の再整理、新たな文化財発掘のための調査研究を推進します。
- ・「大洲市歴史的風致維持向上計画」に基づき歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを推進します。

③文化事業の推進と文化施設などの維持・更新

- ・博物館における資料の充実、施設の設備充実に努めるとともに、常設展の魅力向上と特別展などの開催、特別展示室の有効活用を図ります。
- ・博物館における学習講座の開催や史談会活動の支援、市民の歴史・文化への研究活動を支援することにより、ふるさと大洲を愛する人づくりの醸成に努めます。
- ・博物館の維持管理に努めるとともに、移転・改築についても検討します。
- ・市民会館におけるイベントや市民・事業者による発表会などを充実させます。
- ・市民会館の移転・改築については、市民などの意見を踏まえながら、整備を進めます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	文化イベント来場者数	人/年	3,675	R1	4,500
	博物館・資料館年間利用者数	人/年	3,955	R1	6,000

主要施策2 スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

①地域スポーツの充実とスポーツ団体・指導者の育成

- ・スポーツの普及と生涯スポーツの振興、市民の体力向上と健康寿命の延伸に向けて、スポーツイベントや地域スポーツ及び少子化に対応したスポーツ少年団活動の充実、スポーツ大会の誘致などに取り組みます。
- ・地域のスポーツ団体やスポーツサークルの指導・育成、スポーツ推進委員の資質向上、スポーツ指導者や将来の地域スポーツリーダーの養成に努めます。

②社会体育施設の整備充実

- ・社会体育施設の計画的な維持管理・更新、設備の充実などに努めます。
- ・施設の特性や利用状況などを踏まえながら、指定管理者制度の導入を検討します。

③プロスポーツを活用した地域振興

- ・プロスポーツを通じた地域活動の支援などにより、地域の活性化を図ります。
- ・当市開催の愛媛マンダリンパイレーツ公式戦や愛媛FCマッチシティなどに多くの観客動員を図り、特産物販売を通じた本市の情報発信に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	スポーツ少年団認定指導者数	人	90 R2	90
	大洲市総合体育館利用者数	人/年	86,958 R1	96,000
	八幡浜・大洲地区運動公園利用者数	人/年	29,148 R1	66,000

基本目標4 快適きらめくまちづくり

施策16 市街地・集落の整備

1 現況と課題

- ・本市は、肱川とその支流沿いに集落が形成され、各地域の平坦部で市街化が進みました。
- ・近年は、山間部などでの過疎化の進行、大洲地域の中心市街地や長浜・肱川・河辺の各支所を中心とした各地域拠点における商業の衰退などが問題となっています。
- ・これまで、「大洲市都市計画マスタープラン」や「大洲市景観計画」に基づき、計画的で美しいまちづくりに取り組んできました。
- ・人口減少への対応を見据えながら、国が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進める中で、市街地・集落の総合的な環境整備に取り組むことが必要です。
- ・地籍調査については、調査測量及び地図・地籍簿の作成を進めており、市全体での進捗率は令和2（2020）年度末で約82%となっています。今後も、地籍の明確化による円滑な土地活用に向けて、地籍調査事業の早期完了のための方策を検討していくことが必要です。

2 基本的な方針

- ・「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中心市街地及び各地域拠点の整備・充実、安全で快適な農山漁村集落の維持などを図ります。
- ・適正な土地利用を図るため、用途地域の見直しについて検討します。
- ・公園・緑地などのオープンスペースの充実を図ります。
- ・良好な景観形成への取組を促進し、美しいまちづくりを目指します。
- ・円滑な土地活用に向けて、地籍調査事業を推進します。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
肱川水系河川整備計画（変更）	令和元年12月
大洲市内水対策計画	令和4年2月
大洲市都市計画マスタープラン	令和2年3月
大洲市立地適正化計画	令和2年10月
大洲市景観計画	平成21年3月
大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）	令和4年3月
肱川かわまちづくり計画（第1期）	令和2年1月
長浜町第三次開発事業基本計画	平成15年3月
国土調査事業十箇年計画	令和2年5月

4 主要施策

主要施策1 市街地及び集落の計画的な整備充実

①市街地における都市機能の充実と環境整備

- ・関連計画に基づき、市街地の計画的な維持・整備や自然の保全を推進します。
- ・地方拠点都市地域においては、未開発地の有効利用を促進します。
- ・「立地適正化計画」及び「都市計画マスタープラン」に基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進します。

②臨港部の機能強化

- ・「第三次開発事業基本計画」などにより、県と連携した事業を進め、長浜港の機能強化を図ります。また、長浜の水族館構想の検討を行うとともに、長浜港周辺の都市機能や交通施設を充実・強化します。
- ・晴海・拓海工業団地においては、港湾と連携した土地利用を促進します。
- ・晴海地区の港湾施設については、機能強化を図るため計画的に護岸の改良を行うとともに、適切な維持管理を図ります。

③地域・集落の環境整備

- ・農山漁村集落の計画的な整備や防災対策の充実に努めるとともに、長浜・肱川・河辺の地域拠点における行政機能の維持や適切な見直しを図ります。
- ・山鳥坂ダムの建設を推進するとともに、水没などによる移転者の生活再建の早期実現と道路改良・公共施設移転などによる水源地域の地域振興を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	晴海・拓海工業団地の未利用地数	区画	6	R2 0

主要施策2 美しい町並みづくりの推進

- ・「大洲市景観計画」などに基づき、建物や看板デザインの誘導、サイン看板の設置に努めるとともに、市民・事業者の景観の意識啓発と活動支援を図ります。
- ・「大洲市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的建造物の保存や周辺環境の整備により、魅力ある美しい歴史的町並みの景観と回遊性の向上を図ります。
- ・まちの駅「あさもや」周辺の歴史的建造物の保存や環境整備を促進します。
- ・公共建築物整備においては、周辺景観への配慮を徹底します。
- ・学校における景観学習や市民の景観学習機会の充実を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	景観形成推進事業（補助）件数 (H23からの累計)	件	31	R2 50

主要施策3 地籍調査事業の推進

- ・「国土調査事業十箇年計画」に基づき、地籍調査事業の実施と土地利用の正確な把握・管理に努めます。
- ・国や関係機関への予算の確保・市負担の軽減化・制度改善に関する要望を行い、計画的な事業推進を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	地籍調査の進捗率	%	81.5	R2	84.5

施策17 交通・情報基盤の整備

1 現況と課題

- ・本市では、国道56号・197号・378号・441号と高速道路の四国縦貫・横断自動車道、一般国道自動車専用道路の大洲道路が広域幹線交通網を形成するとともに、各主要地方道が地域内をつないでいます。
- ・近年、東大洲地区では、国道56号沿線に大型商業施設の出店が進み、休日には買い物などにより国道56号において渋滞が発生し、国道の渋滞緩和が課題となっています。
- ・市内の公共交通の幹線としての役割を担う鉄道（JR予讃線・内子線）や路線バスは、高齢化に伴い重要性が増す中で、利用者は減少し続け、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により交通事業者の経営環境も非常に厳しい状況になっています。
- ・地域の実情に応じて、市内中心部における循環バスの運行や交通空白地などにおけるデマンド交通の導入を進めています。
- ・今後も、広域交通網と市内主要幹線の整備を要望・推進するとともに、利便性の良い地域公共交通を維持・確保することが必要です。
- ・市内の情報網については、長年懸案であった市内全域の光回線による高速通信網が整備され、市内における情報通信格差の解消が図られました。
- ・今後は、整備された情報通信基盤の有効な利活用の促進が必要です。

2 基本的な方針

- ・広域幹線交通網や地域間幹線道路の整備促進と身近な生活道路の維持・整備に努めます。特に、東大洲地区における国道56号の渋滞緩和につながる市道の整備に努めます。
- ・持続可能な交通体系の構築を目指し、市民のニーズに応じた交通手段の確保や利便性の向上に努めるとともに、公共交通の利用促進を図ります。
- ・整備された情報通信基盤の有効な利活用の促進を図ります。

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市都市計画道路の見直し方針	平成23年8月
東大洲地区渋滞緩和道路整備基本計画	令和元年8月
大洲市地域公共交通網形成計画	平成30年3月
大洲市公共施設等総合管理計画（改定）	令和4年3月
大洲市橋梁個別施設計画	令和4年3月
大洲市トンネル個別施設計画	令和4年3月
大洲市舗装修繕計画	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 道路整備の充実

①広域交通網の整備

- ・都市機能の向上と大規模災害時の広域交通の確保に向けて、四国縦貫・横断自動車道の4車線化や大洲・八幡浜自動車道の整備促進を図ります。また、東九州地方との広域交通網の形成を促進し、連携強化に努めます。

②市内主要幹線道路の整備

- ・国道・県道の整備を要望するとともに、幹線市道網の計画的な整備を推進します。
- ・「都市計画道路の見直し方針」に基づき、長期未着手道路の廃止・変更などの検討を行うとともに、未整備路線の早期事業化を図ります。

③身近な道路整備の充実

- ・道路や橋梁・トンネルの計画的な整備、適切な維持管理、長寿命化に努めます。
- ・主要な道路や通勤・通学道路を中心に、安全な歩行者空間の確保を図ります。
- ・県などと連携し、安全な自転車走行空間の確保に努めます。
- ・地域密着型の道路管理手法を検討します。
- ・周辺景観と調和した道路整備を促進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	市道改良率	%	34.6	R2	36
	市道舗装率	%	77.6	R2	79

主要施策2 公共交通網の充実

①公共交通の維持・確保

- ・幹線となる公共交通の維持・確保に努めるとともに、中心部の循環バスとの連携を高め、交通利便性の向上に努めます。
- ・需要が少ない周辺部においては、自治会とともに地域の実情に応じたデマンド交通の導入検討を進め、交通空白地や交通不便地域の解消を図ります。
- ・島民生活の充実に向けて、離島航路の維持対策を行います。

②公共交通の利用促進

- ・分かりやすい交通体系や利用しやすい環境整備を進めるとともに、自治会などとの連携により公共交通の利用促進を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	循環バスの利用者数	人/年	54,799	R1	70,000
	離島航路利用者数	人/年	5,135	R1	5,135
	デマンド交通の平均利用者数	人/便	1.1	R2	1.5
	公共交通圏の人口割合	%	83	R2	85

主要施策3 情報網の整備

- ・市内全域に整備された情報通信基盤（光回線による高速通信網）の有効な利活用の促進を図ります。
- ・災害時における避難者の情報収集手段を確保するため、整備された情報通信基盤を活用し、指定避難所の公衆無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントの整備を推進します。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	公衆無線LAN (Wi-Fi) の市整備数 (累計)	施設	79	R2	103

施策18 定住環境の整備

1 現況と課題

- ・「第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少に対応するため、ニーズに合わせて移住・定住の受入体制や環境の整備などを総合的に推進しています。
- ・住宅整備については、市全体のバランスを考えて、市街地と集落の整備を計画的に進めるとともに、老朽化した市営住宅の計画的な更新や維持管理・長寿命化、増加しつつある空き家の対策などに取り組む必要があります。
- ・公園については、既存の公園の有効活用と身近な公園の整備が必要です。
- ・河川・海岸については、親水機能を兼ね備えた治水対策や海岸の護岸整備の充実が必要です。
- ・内水対策については、住家や公共施設などの床上浸水被害の軽減に取り組む必要があります。
- ・水道事業については、水源水量の安定確保とともに、より高度な浄水施設の整備や施設の統合、適切な維持・更新などが必要です。
- ・下水道事業は、必要に応じて公共下水道全体計画区域の見直しも視野に入れながら、普及率の向上に努める必要があります。また、「大洲市公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、施設の改築・修繕を行うとともに、公共下水道事業計画区域以外については、浄化槽補助金による設置整備に取り組む必要があります。
- ・老朽化が著しい長浜火葬場の在り方を含めた斎場の管理運営方法の見直しが必要です。

2 基本的な方針

- ・住宅や公園、河川・海岸、上下水道などの市民生活を支えるインフラ整備の充実により、良好な住環境の形成を図りながら、若者などの移住・定住につなげていきます。
- ・斎場の適切な整備・運営などについて検討します。

3 関連計画

計画名称	策定年
第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年3月
肱川水系河川整備計画（変更）	令和元年12月
大洲市内水対策計画	令和4年2月
大洲市都市計画マスタープラン	令和2年3月
大洲市立地適正化計画	令和2年10月
大洲市住宅マスタープラン	平成29年9月
大洲市公営住宅等長寿命化計画	平成29年3月
大洲市空家等対策計画	平成30年8月
大洲市景観計画	平成21年3月
大洲市歴史的風致維持向上計画（第2期）	令和4年3月
肱川かわまちづくり計画（第1期）	令和2年1月
大洲市水道ビジョン（水道事業経営戦略）	令和3年3月
愛媛県全県域生活排水処理構想（第三次全県域下水道化基本構想の中間見直し）	平成30年3月
大洲市生活排水処理基本計画（大洲市一般廃棄物処理基本計画に含む）	令和2年3月
大洲市公共下水道事業計画	平成29年3月
大洲市公共下水道事業ストックマネジメント計画	平成30年3月

4 主要施策

主要施策1 移住・定住の促進

- ・総合的なプロモーションによる本市の魅力発信の強化を図るとともに、移住・定住希望者へのワンストップ相談窓口を設置し、移住・定住を促進します。
- ・若者や子育て世帯などが、本市への移住・定住や就業を選択するために必要な支援などを図ります。
- ・地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー、地域活性化起業人などを活用し、地域課題の解決に取り組む人材を効果的に配置し、任期終了後の定住や創業を促進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	支援制度活用による移住世帯数（累計）	世帯	104	R2	200
	地域おこし協力隊退任後の市内定住者数（累計）	人	3	R2	10
	移住・定住支援サイト閲覧数	件	18,242	R2	20,000

主要施策2 計画的な住宅整備の促進

①良好な住宅・住宅用地の整備促進

- ・市営住宅の維持管理と定住者の拡大に向けた活用を図るとともに、老朽化した住宅の更新を検討します。
- ・民間活力を活用した住宅整備を促進するなど、計画的な住宅施策を推進します。
- ・関係機関と連携し、安心して利用できる空き家バンクや支援制度の整備・充実などを図り、空き家を活用した移住や子育て世帯の住み替えを促進します。

②住宅地の安全確保

- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修、老朽危険空き家の除却などに対する支援により、安全・安心なまちづくりを促進します。
- ・庁内各関係部署の連携により、空き家に関する様々な問題・課題に対し、総合的かつ計画的に対策を実施します。
- ・「空家等対策計画」に基づき、老朽危険空き家の除却及び跡地のポケットパーク化などを促進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	空き家バンク制度の物件成約戸数 (累計)	戸	68	R2	100
	木造住宅耐震診断戸数 (H17からの累計)	戸	78	R2	200
	木造住宅耐震改修戸数 (H23からの累計)	戸	11	R2	80
	老朽危険空き家の除却戸数(累計)	件	60	R2	150

主要施策3 公園の整備・充実と都市緑化の促進

①公園の整備・充実

- ・公園・緑地は、レクリエーション・防災・環境保全・景観向上など、まちづくりにおいて多様な役割を果たしており、今後も整備及び維持管理の充実を図ります。また、河川や道路で結び付けることにより、身近に自然を感じながら回遊できる水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・「城山公園」を歴史・文化を活かした観光振興の拠点として、文化財の保全や快適性と利便性の充実を図ります。
- ・市民の憩い・安らぎや交流の場として、市内の主要な公園・広場などの充実を図ります。
- ・公園や広場などの活用により、子どもの遊びや体験機会の充実を図ります。
- ・既存公園の施設・設備の長寿命化及び計画的な更新を図ります。
- ・市民参加や外部委託による公園・広場の維持管理や美化を推進します。

②都市緑化の促進

- ・道路、公共施設、工場や商業施設、住宅地などの緑化を促進します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	城山公園整備(開園面積)	ha	2.4	R2	2.6

主要施策4 河川・海岸の整備

①河川・海岸の防災対策

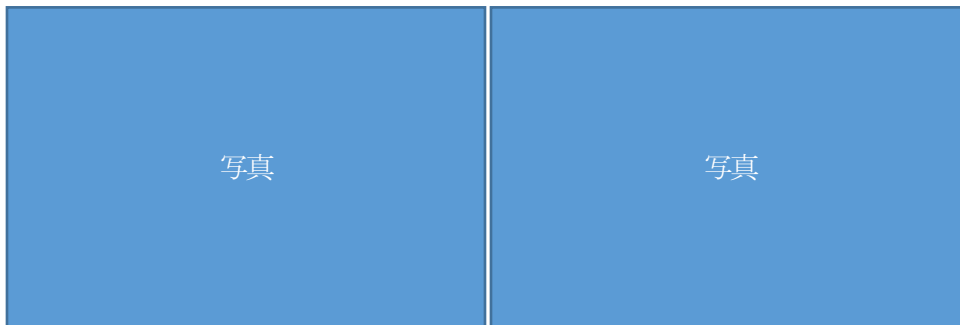
- ・「肱川水系河川整備計画」に基づき、国・県と連携しながら山鳥坂ダムの建設、中下流域の河川改修などを促進します。
- ・海岸の防災対策や水質汚濁の防止、水辺の自然環境対策の充実などを図ります。
- ・「大洲市内水対策計画」に基づき、地域の住家などの床上浸水被害の軽減を図ります。

②市民が楽しめる川づくり

- ・肱川親水護岸整備と市民による水質汚濁防止活動とを連携しながら、釣りやカヌーなどを活用した誰もが楽しめる川づくりを推進します。
- ・「肱川かわまちづくり計画」に基づき、「河川空間」と「まち空間」の接続性を高め、水辺と触れ合う空間を構築し、魅力あるまちの拠点を創出します。

数値目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	肱川堤防整備率 (国管理箇所延長 37.2km) (県管理箇所延長 15.9km)	%	国 86.1 県 26.5	国 100.0 県 100.0

※堤防整備率は肱川水系河川整備計画に対するもの。



主要施策5 上水道の整備

①良質な水道水の安定的な供給

- ・水源水量の安定的な確保に努めるとともに、健全な上水道事業経営と水道施設の適切な維持・更新を図ります。
- ・水質管理の徹底と高度浄水処理施設の導入、基幹管路の耐震化や老朽化施設の計画的更新などを図ります。
- ・簡易飲料水供給施設などの整備を推進し、水道未普及地域の解消を図ります。

②水道事業の効率化

- ・令和2（2020）年度に上水道と簡易水道の経営統合を実施しており、今後も、設備投資と維持管理費の負担軽減、老朽施設の計画的な更新、水道使用料の見直し検討などにより、水道事業の健全化を図ります。

数値目標	項目	単位	現況	目標値 (R8)
	有収率	%	75.8	80.0

主要施策6 下水道の整備

①汚水処理の充実

- ・ 早期の汚水処理の概成と地域に応じた汚水処理の普及を図ります。
- ・ 公共下水道全体計画区域の見直しも視野に入れて、計画的に整備を推進します。
- ・ 農業集落排水施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 浄化槽補助金による合併処理浄化槽の設置整備を推進します。

②雨水排水対策の充実

- ・ 「大洲市公共下水道事業計画」及び「大洲市公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、雨水排水施設の改築・修繕に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	汚水処理人口普及率 (住民基本台帳人口に対する比率)	%	58.0	R2	70.5
	下水道処理人口普及率 (住民基本台帳人口に対する比率)	%	19.4	R2	23.9
	下水道面整備率 (全体計画面積に対する比率)	%	64.5	R2	95.8

主要施策7 斎場の計画的な整備・運営

- ・ 斎場施設の適切な維持管理と必要に応じた補修・改修に努めます。
- ・ 全市的な視点のもとで、斎場の整備・運営について検討します。
- ・ 利用状況を踏まえ、施設の統廃合を検討します。

施策 19 生活安全の確保

1 現況と課題

- ・本市はこれまで、台風による肱川のはん濫などの水害による被害を受けることが多く、平成 16 (2004) 年・平成 17 (2005) 年・平成 23 (2011) 年・平成 30 (2018) 年 7 月の洪水では、甚大な浸水被害が発生しました。
- ・近い将来発生が予測されている南海トラフ地震による被害も懸念されています。
- ・防災対策としては、国の法改正を踏まえ、行政の防災対策の指針となる「大洲市地域防災計画」を随時見直し、各種防災対策に取り組んでいます。
- ・今後は、大規模災害に対応する防災・減災対策の充実、地域防災体制や救急体制の整備、さらには、テロ・武力攻撃事態などに対する体制の整備などが必要です。
- ・交通安全及び防犯対策としては、交通安全協会を中心とした交通安全活動、大洲地区防犯協会を中心とした防犯活動などに取り組んでいます。
- ・市民生活の安全を守るため、交通安全活動の推進や自主防犯組織の設立、防犯意識の高揚などが必要です。

2 基本的な方針

- ・ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・自主防災組織の体制強化と「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の高揚により、地域防災力の向上に努めます。
- ・市民の交通安全や防犯に関する活動の促進と意識の高揚を図り、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

3 関連計画

計画名称	策定年
肱川水系河川整備計画 (変更)	令和元年 12 月
大洲市内水対策計画	令和 4 年 2 月
大洲市国民保護計画	平成 19 年 3 月
大洲市地域強靱化計画	令和 3 年 1 月
大洲市地域防災計画	令和 3 年 1 月
大洲市災害時受援計画	令和 2 年 4 月
大洲市業務継続計画 (BCP)	平成 25 年 12 月

4 主要施策

主要施策1 災害に強いまちづくりの推進

①災害に強い都市基盤整備の推進

- ・山林の保全・育成による森林の保水力の向上、県と連携した土砂災害の危険性の高い箇所の整備などにより、土砂災害の未然防止に努めます。
- ・「肱川緊急治水対策」、「肱川水系河川整備計画（変更）」、「大洲市内水対策計画」などに基づき、ハード対策・ソフト対策の両面から、計画的に治水安全度の向上に努めます。
- ・河川改修や公共下水道事業の推進により、雨水処理対策を促進します。
- ・建築物の耐震診断や耐震改修の支援施策の拡充と市民意識の啓発を図ります。
- ・密集市街地対策の充実を図るとともに、避難場所などの周知に努めます。

②災害時の情報伝達手段の充実

- ・衛星携帯電話や防災行政無線のデジタル化、スマートフォンで防災行政無線放送を聞くことができるアプリの拡充など、災害時の情報発信手段の充実を図ります。

③地域防災体制及び行政の防災体制の強化

- ・各地区の自主防災組織などの活動支援と防災士などの人材育成により、総合的な地域防災体制の強化に努めます。
- ・防災関連施設の整備・点検、避難所の資機材・備蓄品などの充実を図ります。
- ・平時から「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識の啓発に努めるとともに、地区防災計画の策定及び災害・避難カードの作成を促進します。
- ・自主防災組織による訓練の充実や避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図ります。
- ・「大洲市地域強靱化計画」に基づき、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱なまちづくりを計画的に進めていきます。

写真

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	急傾斜地崩壊危険箇所の整備率 ※ランク I（人家が5戸以上等を保全する箇所）を対象	%	50.2	R2	54
	地すべり危険箇所の整備率	%	29.6	R2	32
	土石流危険箇所の整備率 ※ランク I（人家が5戸以上等の溪流）を対象	%	28.4	R2	30
	地区防災計画の策定数	地区	25	R2	33
	土砂災害警戒区域指定率	%	99.9	R2	100

主要施策2 常備消防の強化と非常備消防の維持・確保

①消防施設の充実

- ・大洲地区広域消防事務組合の消防本部庁舎の移転・整備を検討します。
- ・消防施設や消防車両の充実などにより、消防力の強化に努めます。

写真

②消防団の充実

- ・消防団員の資質向上と各地域の消防団の連携強化に向けて、研修・訓練を実施します。
- ・消防団員の処遇の改善とイメージアップに努めます。
- ・消防団装備の計画的な配備・更新を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	防火水槽の設置箇所	箇所	565	R2	576
	小型動力ポンプ積載車の更新台数	台/5年	12 (H29～R2) ※4年間		17 (R4～R8)
	消防団員の充足率	%	84.3	R2	100

主要施策3 原子力災害や武力攻撃事態への対応

①原子力災害対策の充実

- ・国や県の計画を踏まえて、必要に応じて「大洲市地域防災計画」の見直しを行います。
- ・原子力災害の発生に備えて、必要に応じ「大洲市住民避難計画」を見直し、一時集結所の整備や備品の充実に努めます。

②武力攻撃事態などへの対処

- ・「大洲市国民保護計画」に基づき、対処体制を整備します。
- ・国・県との連携体制の強化に努めるとともに、定期的な訓練などを実施します。

主要施策4 交通安全対策の充実

①安全な道路整備の充実

- ・ガードレール、カーブミラーの適正な設置と信号機などの設置要望を行います。

②交通安全の意識啓発・見守りの充実

- ・交通安全意識の啓発活動を実施します。
- ・幼児・高齢者などの交通弱者への交通安全教室の開催、交通安全運動や見守りの実施などに取り組みます。

写真

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	交通事故件数	件/年	38	R2	38
	高齢者が関与する交通事故率	%	44.7	R2	44.7

主要施策5 犯罪被害の予防

①地域の防犯体制の充実

- ・ 地域防犯活動を促進するとともに、各種犯罪予防に向けた啓発活動の充実を図ります。
- ・ 犯罪被害に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ 緊急情報の迅速な発信に努めます。
- ・ 地域による防犯灯の整備への支援とLEDへの転換を推進します。

②青少年に関する犯罪予防

- ・ 青少年の見守り体制や保護体制などを整備します。
- ・ 青少年による犯罪や非行の防止、覚せい剤などの薬物乱用の防止に努めます。

③消費者被害の予防

- ・ 消費者行政の強化と消費者教育の強化に努めます。
- ・ 消費者被害に関する専門職員の育成や相談体制の強化、啓発活動の充実などを図ります。
- ・ 商品情報や消費者被害情報の収集・分析、周知に努めます。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	刑法犯認知件数	件/年	140	R2	140

基本目標5 自然きらめくまちづくり

施策20 自然の保全と活用

1 現況と課題

- ・本市は、市域の72.9%が豊かな森林に覆われ、肱川流域や中山間に点在する田畑、伊予灘の海岸線など、水と緑の豊かな自然に恵まれています。
- ・富士山をはじめとした山々の緑、肱川や河辺川の水辺では、多様な生物が育まれるとともに、平坦部の田園風景、中山間地域の農村風景、伊予灘海岸の景観など、美しい風情のある自然景観が形成されています。
- ・近年は、自然の中でのアウトドア活動など、自然を活かして様々な活動を行う市民が増えており、市民の環境や景観に対する関心も高まっています。
- ・今後は、市民が豊かな自然と触れ合い、潤いのある生活を営めるよう、森林や河川・海岸などの自然の保全と景観の整備を図るとともに、自然とふれあう場や機会を充実していく必要があります。

2 基本的な方針

- ・市民が美しい自然の中で潤いのある生活を営めるよう、自然の保全と自然景観の魅力向上を図ります。
- ・自然を通して市民が心身をリフレッシュし、郷土への愛着を育めるよう、市民や事業者と連携して、自然を活かした様々な活動機会の充実を目指します。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
肱川水系河川整備計画（変更）	令和元年12月
大洲市都市計画マスタープラン	令和2年3月
大洲市景観計画	平成21年3月
大洲市生活排水処理基本計画（大洲市一般廃棄物処理基本計画に含む）	令和2年3月

4 主要施策

主要施策1 自然の保全と自然景観の魅力向上

①自然・景観の保全・向上

- ・市民と連携した自然の保全と自然景観の魅力向上、地域のイメージアップを図ります。また、天然記念物などの保全を図ります。
- ・自然の持つ防災機能の維持・強化を図ります。

②市民が主体となった活動の促進

- ・「富士山公園」や「フラワーパークおおず」の活用、市民と連携した植栽活動の促進などにより、花と緑のまちづくりを推進します。

主要施策2 肱川の清流保全と水辺環境の保全

①肱川の清流保全に向けた活動の促進

- ・昭和30年頃の「きれいな肱川」を取り戻すことを目指し、国・県・流域市町で構成する「肱川流域清流保全推進協議会」により、特に都谷川・古川周辺の肱北地区における水質改善に向けた取組を地域住民とともに推進します。
- ・清流保全の市民意識の啓発に努めます。
- ・一斉清掃活動の促進、市民の清掃活動の支援など、環境美化の取組に努めます。
- ・学校、公民館など教育機関と連携し、肱川を活かした環境教育や地域ぐるみの郷土美化活動を推進します。

②美しく豊かな川づくり

- ・「大洲市生活排水処理基本計画」に基づき、汚水処理の概成を図ります。
- ・ダム機能の向上などにより、河川や海の水質改善に努めます。
- ・生物の生息・生育・繁殖環境として、河川の維持・保全を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	生々橋地点のBOD濃度	mg/l	1.9	R2	2.0以下
	十夜ヶ橋地点のBOD濃度	mg/l	8.7	R2	2.0以下

主要施策3 自然とふれあう場や機会づくり

- ・学校教育・生涯学習などを通し、自然の中での地域活動を展開するとともに、カヌーなどの機会を通じて、自然を活用した交流人口拡大を促進します。
- ・自然の魅力を活かした公園・広場などの整備・充実を図ります。
- ・鹿野川湖に飛来するオンドリの調査などから、鹿野川湖と鹿野川ダムの観光への活用を検討します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	肱川を活用したイベント回数	回/年	0※	R1	22
	鹿野川湖を活用したイベント回数	回/年	5	R1	6

※平成30年7月豪雨災害の影響による

施策 21 地球環境の保全

1 現況と課題

- ・近年、地球温暖化をはじめとした環境問題は、ますます深刻さを増しているといえます。
- ・本市では、平成 30（2018）年に「第四期大洲市地球温暖化対策実行計画」を策定し、脱炭素社会の形成促進に向けて、啓発活動や二酸化炭素の排出抑制に努めてきました。
- ・今後は、より良い地球環境を未来に引き継ぐために、市民や事業者、行政が連携して、地球温暖化の防止対策や省資源化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入・活用に向けた取組をさらに充実していく必要があります。

2 基本的な方針

- ・将来に向けた持続可能な社会を構築し、安全な地球環境を引き継ぐことを目指して、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化防止と省資源化、再生可能エネルギーの活用などに向けた取組の強化を図ります。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
第四期大洲市地球温暖化対策実行計画	平成 30 年 3 月
第 2 期大洲市バイオマス活用推進計画	令和 4 年 3 月

4 主要施策

主要施策1 地球温暖化の防止と省資源化

- ・「大洲市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の省エネ・グリーン購入、環境物品の調達などを推進します。
- ・脱炭素社会に向けた取組の周知・公表を図ります。
- ・市民・事業者の責務を示す「大洲市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」の策定を検討するとともに、市民・事業者との一体的な取組を促進します。
- ・環境保全に向けた意識高揚を図ります。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	市(行政)から排出される二酸化炭素の排出抑制率 (H25年度比)	%	29.3%削減	R2	18.6%削減

主要施策2 再生可能エネルギーの活用

- ・太陽光、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入普及に向けた取組を促進します。
- ・廃棄物系バイオマスの熱利用、発電のエネルギー源としての利用などに向けたシステムの構築を図ります。
- ・太陽光発電などが発電できない事態における安定した電源確保のため、バックアップ電源の確保などを検討します。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	公共施設における再生可能エネルギーなどの導入件数 (累計)	件	19	R2	24
	家庭用蓄電池等システム設置の補助件数	件/年	22	R2	40

施策22 環境保全・衛生の推進

1 現況と課題

- ・全国的に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」が推進され、近年は、「循環型社会」の構築に向けた取組が全国的に広がっているところです。
- ・本市では、ごみの分別・リサイクルを推進してきた結果、資源ごみの安定した収集量を維持しています。
- ・各地域では、活発な環境美化活動が行われています。
- ・市民1人あたりの1日平均ごみ排出量については、近年においても減少傾向となっています。
- ・今後は、循環型社会の構築を目指し、さらなるごみの減量化とリサイクルのための分別の徹底、適正な処理の実施、公害防止をはじめとした各種環境対策の充実が必要です。

2 基本的な方針

- ・市民・事業者と連携し、ごみの減量化・再使用・再生利用など資源の有効利用と適切な処理体制の構築を図るとともに、公害の防止など各種環境対策の充実に努め、快適で安全な循環型社会の実現を目指します。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市一般廃棄物処理基本計画	令和2年3月
長寿命化総合計画（環境センター）	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 ごみの減量化・処理体制の整備・不法投棄の防止

①ごみの回収・処分・処理の適正化

- ・3Rの普及・啓発、ごみに関する広報やごみのポイ捨て対策、環境教育の充実などを図ります。
- ・分別収集・資源回収体制の充実・効率化を図ります。
- ・環境センターにおける廃棄物処理の適正化に努めるとともに、「長寿命化総合計画（環境センター）」の策定や施設の維持管理及び更新、環境センター周辺の環境保全を図ります。
- ・「生ごみ処理容器等設置事業」、「マイバッグ推進運動」などにより、ごみの減量化・資源化を促進します。

②ごみの不法投棄の防止

- ・「不法投棄禁止」の看板設置や警察・地域と連携したパトロールの実施、不法投棄防止対策の充実を図ります。
- ・不法投棄者に対する行政指導を徹底します。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	ごみ排出量（一人1日当たり）	g	569	R2	516
	ごみの再資源化率	%	7.1	R2	9.7
	ごみの資源化量	t/年	943	R2	1,227

主要施策2 し尿処理体制の確保

- ・公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の推進により、し尿処理体制の効率的運用と維持管理に努めます。
- ・合併処理浄化槽の適正管理や家畜ふん尿の適正処理の指導強化に努めます。

主要施策3 公害の防止と公害発生時の措置

①公害発生の未然防止

- ・法令遵守の指導、水質・大気・土壌の汚染などの監視を徹底します。
- ・工場立地に対する公害防止協定の締結に取り組みます。
- ・市民、事業者、関係機関との連携による環境保全の取組の推進、公害に関する相談体制の充実を図ります。

②公害発生時の適切な措置

- ・公害発生時には、事業所などへの立ち入り検査・指導を行います。

基本目標6 人々きらめくまちづくり

施策23 共創のまちづくり

1 現況と課題

- ・個性あるまちづくりを進めるためには、その主体である市民や各種団体、事業者、行政などが連携し、異なる視点や価値観のもと様々な意見を出し合いながら、新たなまちの魅力や地域の価値を共に創り上げていくことが重要です。
- ・本市では、これまで、様々な主体が協働してまちづくりを推進するという認識のもとにまちづくりを進めてきました。
- ・今後は、まちづくりの主役である市民が政策形成段階からまちづくりに参画する機会の拡大を図るとともに、市民主体のまちづくり活動を行政がバックアップするなど、市民（ボランティアやNPOなど）・事業者・行政が共創し、まちづくりを進める取組が必要です。
- ・地域が独自の力で地域の課題を解決するための仕組みづくりや市内の交流活動を活発に展開していくための取組などが必要です。

2 基本的な方針

- ・行政情報やまちづくりの情報提供を充実し、市民の政策形成への参画機会の拡大を図ります。
- ・市民・事業者・行政の共創によるまちづくり活動や地域の自主的な活動の活性化を図るとともに、祭りやイベントなどの機会を通じ、地域間の活発な交流を促し、地域の活性化につなげていきます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
特に無し	

4 主要施策

主要施策1 行政情報の公開と政策への参画機会の充実

①行政情報の公開と広報の充実

- ・ 広報紙・市ホームページや無線放送などを活用するとともに、SNSなどのコミュニケーションツールを拡充し、情報発信を強化します。
- ・ ホームページのアクセシビリティの向上を図ります。
- ・ 情報セキュリティの高度化により、個人情報の適正な取り扱い強化を図ります。
- ・ オープンデータの取組を進めます。

②政策への参画機会の充実

- ・ 各種審議会などにおける公募委員の拡充や女性の積極的な登用、パブリックコメント制度の活用、若者や子どもの意見の把握など、市民参加機会の充実を図ります。
- ・ 市民・事業者・行政の共創の仕組みを構築します。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	市ホームページのアクセス数	訪問数/年	935,037	R2 1,250,000

主要施策2 市民活動・地域活動の活性化

①ボランティア活動やコミュニティ活動の促進

- ・ ボランティアやNPO団体などの育成支援、団体間の交流充実や地域活動への参加促進、団体のやりがいづくりに努めます。
- ・ 総合的なボランティアセンターの整備を検討します。

②自主的な地域活動・共創による取組の推進

- ・ 地域の自主的・自立的な活動の支援を図り、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの育成に努めます。
- ・ 自治会との共創による取組を推進し、その実情やニーズを踏まえ、自ら課題を解決していくための事業を支援するとともに、区入りを促進し、担い手不足の解消や地域活動の活性化を図ります。
- ・ 地域の実情に応じた自主的なまちづくりを進めていくために、関係者とともに公民館を含めた組織の在り方を検討し、必要に応じた見直しを行い、心豊かに暮らすことができる住み良い地域社会の実現を図ります。
- ・ 地域と高等学校等が一体となって取り組む「高等学校の維持・存続に向けた活動支援」に努めながら、地域活性化を図ります。

③地域間交流の推進

- ・ 地域の特性を活かしたイベントによる地域間の相互交流を促進するとともに、地域間で連携した取組を推進し、地域間交流の拡大を図ります。
- ・ 各地域のイベントなどの機会を通じて、市民や事業者などが各地域の物産や観光名所などを共有する機会を創出します。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	区入り率	%	66.4	R2 66.4

施策24 人権尊重のまちづくり

1 現況と課題

- 平成 28 (2016) 年には、情報化の進展に伴い部落差別の状況が変化していることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別に関する相談や部落差別の解消のための教育・啓発の充実が求められています。
- また、これまでの同和教育の成果や視点を継承しながら、「差別の現実から深く学ぶ」を基本姿勢として、同和問題をはじめとしたインターネットによる人権侵害など、新たな人権問題の解決に向けた取組も必要となっています。
- 本市では、人権尊重のまちづくりを推進するために、「大洲市人権尊重のまちづくり条例」の施行と「人権尊重都市」宣言を行っています。
- これまで、平成 26 (2014) 年に「大洲市人権・同和教育基本方針」、平成 27 (2015) 年に「いじめの防止等のための基本的な方針」、平成 28 (2016) 年に「第 2 次大洲市男女共同参画推進計画」を策定し、基本的人権の尊重と人権問題やいじめの問題の解決、男女共同参画の推進などに取り組んでいます。
- 今後は、市民全員が活躍するという精神を広げながら、誰もが明るく住み良い、豊かなまちを実現するために、人権尊重・男女共同参画の取組を推進していくことが必要です。

2 基本的な方針

- すべての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、家庭や学校、地域、職場（企業等）などあらゆる場を通じて、人権尊重の取組を推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識高揚を図るとともに、性別に関わりなく個性や能力が発揮できる環境づくりに努めます。

写真

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市人権・同和教育基本方針	平成 26 年 10 月
大洲市いじめの防止等のための基本的な方針（改定）	平成 29 年 10 月
大洲市女性職員活躍促進計画『特定事業主行動計画』	平成 28 年 3 月
第 2 次大洲市男女共同参画推進計画	平成 28 年 3 月

4 主要施策

主要施策1 人権尊重の啓発と人権擁護の充実

①人権教育・啓発活動の推進

- ・人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。
- ・人権に関する相談体制の強化や各種啓発活動の充実を図り、部落差別や様々な人権問題の解消に向けた取組を行います。
- ・学校や地域における人権・同和教育の推進と推進組織の整備・連携を図ります。
- ・隣保館を拠点とした人権啓発事業を推進します。

②人権擁護の相談体制の充実

- ・人権擁護委員などと連携し、各種相談事業の充実・強化を図ります。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	人権に関する講座などへの参加人数	人/年	37,756	R1	38,000

主要施策2 男女共同参画の推進

①男女共同参画の意識啓発の強化

- ・地域に残る男女の役割分担意識や慣行などの見直し、女性の社会参加や男性の家事・育児への参加を促す啓発活動を進めます。
- ・男女共同参画の視点に立った広報活動を推進します。
- ・「大洲市女性団体連絡協議会」と連携した活動や各種講座の開設などにより、男女共同参画に関する意識啓発、女性リーダーの育成を図ります。

②男女共同参画のための条件整備

- ・愛媛県男女共同参画センターなどと連携し、男女共同参画に関する相談体制の整備を進めます。
- ・女性への暴力の未然防止・保護、女性の自立支援などに向けた環境整備を図ります。
- ・男女共同参画に関する様々な学習環境の充実を図ります。

③男女の均等な社会参画の促進

- ・地域活動・行政・企業などにおける女性の活躍の場の拡大を図り、女性の視点からみたアイデアや企画力の活用など、積極的な参画を進めます。
- ・市が率先して男女共同参画に取り組むとともに、事業所への各種制度普及の働きかけに努めます。
- ・女性の再就職や職業能力の向上、起業などの支援を図ります。

数値	項目	単位	現況		目標値 (R8)
目標	審議会などの女性登用率	%	21.2	R2	30.0
	男女共同参画について、市民に対する学習機会の提供	回/年	7	R1	10

施策25 国内交流・国際交流の推進

1 現況と課題

- ・本市では、国内交流の取組として、儒学者中江藤樹の生誕地である滋賀県高島市と友好交流の調印を締結し、各分野での交流活動を推進しているほか、鳥取県米子市、北海道えりも町とも市民レベルでの様々な交流を行っています。
- ・国際交流の取組としては、中学生の海外派遣やALT（外国語指導助手）の招致、儒学者姜沆（かんはん）の縁による大韓民国靈光郡（よんがんぐん）との交流などを行っています。
- ・今後は、友好交流都市などとの交流を継続・発展し、行政レベル・市民レベルともに交流活動を活発化し、地域の活性化につなげる必要があります。
- ・市民の国際交流活動をさらに促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成や多文化共生のまちづくりを推進するなど、国際的な視野でのまちづくりが必要です。

2 基本的な方針

- ・国内の各地域との交流活動や国際的な交流を充実させ、地域の活性化につなげていきます。
- ・学校教育・社会教育などでの語学学習や国際理解教育の充実に努めるとともに、外国人観光客を温かく受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。



3 関連計画

計画名称	策定年
特に無し	

4 主要施策

主要施策1 国内交流の促進

- ・友好交流都市などとの交流促進、市民間での交流促進などにより、活力あるまちづくりにつなげます。
- ・地域の特性や伝統的な文化・食を活かした交流を促進します。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	国内交流事業における年間交流人口	人/年	127 R1	300

主要施策2 国際交流の促進

①国際交流活動の支援・促進

- ・市内外で行われている国際交流活動などの情報提供に努めます。
- ・外国人が受ける研修やボランティア活動などを支援します。
- ・民間企業が行う交流活動の支援など、幅広く国際交流を推進します。

②国際感覚豊かな人材の育成

- ・学校教育・社会教育などでの語学学習や国際理解教育の充実、交流活動などの機会充実に努めます。
- ・ALTの招致や「中学生海外派遣事業」などにより、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。
- ・外国人観光客などに対する通訳や観光ボランティアの育成を図ります。
- ・語学講座の開催やホームステイの受け入れ活動などを支援します。

③多文化共生のまちづくり

- ・市内在住の外国人とのネットワークの構築に努め、相互理解を促進します。
- ・外国語による生活情報や防災情報の発信、各種相談に応じられる体制づくりなどに取り組みます。
- ・外国語による観光情報の提供や観光案内サイン、パンフレットの整備、観光アプリの開発などに取り組みます。
- ・空き家の活用などにより、外国人の居住を積極的に促進します。

数値	項目	単位	現況	目標値 (R8)
目標	通訳案内人数	人	3 R2	10

施策26 行財政の健全化

1 現況と課題

- ・地方の財政状況はなお一層厳しさを増している中で、近年は、公共施設などの老朽化対策が急務であり、公共施設の更新やその費用捻出などが喫緊の課題です。
- ・本市では、効率的・効果的な行財政運営や行政サービスの向上、公共施設などの総合的かつ計画的な管理などに取り組んでいるところです。
- ・3市2町で構成する八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の広域的事業の実施など、消防や観光、福祉などの分野において近隣市町との広域連携による効率的な事業の推進を図っています。
- ・今後は、ますます多様化・高度化する市民のニーズや中長期的な財政需要に対応していくため、公共施設などの最適化と適正な管理をはじめとして、効率的で効果的な行財政運営を計画的に進めていく必要があります。
- ・事務事業の効率化や民間活力の導入、行政主導から地域主導への転換など、積極的に行財政改革を推進することが必要です。

2 基本的な方針

- ・将来にわたり安定した活力ある市政運営を継続していくため、公共施設などの最適化と適正な管理に努め、長期的な見通しのもとで計画的な行財政運営を進めていきます。
- ・市民の意向を適切に把握し、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図りながら、積極的な行財政改革を推進します。

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市公共施設等総合管理計画（改定）	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 計画的な行財政運営の推進

①総合的・計画的な行財政運営

- ・財政の健全化に努めながら、中長期の財政計画に基づく財政運営を推進します。
- ・市民ニーズや事業の重要性などを踏まえた行財政運営を推進します。
- ・地方公会計制度に基づき、資産や負債の適切な管理に努め、財務書類を作成・公表します。
- ・「大洲市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの効率的な運営、維持管理、再編・更新、除却や用途転換を推進します。
- ・学校統廃合に伴う廃校舎の利活用について、地域のニーズを把握しながら、検討を進めます。

②市民や民間との連携

- ・民間活力の活用、地域や市民との協働なども含め、公共事業の多様な実施手法の導入を図ります。
- ・市民に向けた財政指標のわかりやすい公表に努めます。

③施策・事務の見直しと効率化

- ・「選択と集中」の基本原則による事業実施に努めます。
- ・事務事業のコストを見直すだけでなく、安全性や緊急性などに配慮します。
- ・事務事業の適切な評価、行政の透明性の確保、説明責任の徹底に努めます。
- ・補助金・負担金の精査、必要に応じた見直しを行います。
- ・第3セクターの経営改革に取り組み、経営の健全化に努めます。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	実費公債費比率	%	7.1	R2	10.0 未満
	公共建築物の将来更新費用の削減額	億円	-		260 億円削減 (R2~R11)

主要施策2 財源の確保

①自主財源の確保対策

- ・雇用の創出・確保対策や起業家などの人材育成、交流・定住人口の増加対策、地元産業・企業への積極的な支援を行います。
- ・市有財産の適正管理と活用・売却の検討、ふるさと納税制度の活用、企業広告の拡充と広告媒体の提供などにより、自主財源の確保を図ります。

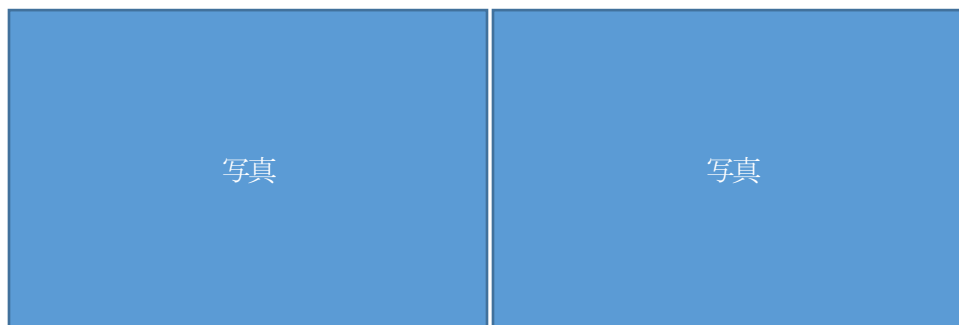
②市税の徴収強化と納付意識の高揚

- ・市税の賦課徴収の強化、新規滞納の抑制、過年度滞納の解消、納税意識の高揚を図ります。

数値 目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	ふるさと納税寄附金	千円/年	238,028	R2	350,000
	市税収納率	%	97.6	R2	98.0

主要施策3 広域連携の推進

- ・一部事務組合による広域事務事業を推進します。
- ・「チーム愛媛」として県と連携し、二重行政の解消や広域的な課題の解決に向けた総合的な取組を進めます。
- ・新たに共同化できる事務事業を調査・検討するとともに、関連施設の老朽化対策や維持・更新の検討を行います。



主要施策4 市民サービスの向上、行政組織の体制強化

①市民サービスの向上

- ・窓口サービス・公共施設の利便性促進など、市民サービスの向上に努めます。

②行政運営体制の強化

- ・市民目線の行政運営を徹底します。
- ・職員の適正配置・職員数の適正化を図ります。
- ・地域と行政の連絡・調整の強化に向けた庁内体制の整備を図ります。
- ・庁舎施設の適正な維持管理に努めます。

③行政職員の資質向上

- ・職場改善事業を展開するとともに、職員からの改善・改革提案制度の拡大・強化により、職員一人一人の意識改革を図ります。
- ・職員の能力向上に向けて、職員研修を充実するとともに、職員自らの自己研鑽を促進します。

数値目標	項目	単位	現況		目標値 (R8)
	職員改善・改革提案制度における提案件数	件/年	0	R2	10

主要施策5 行財政改革の推進

①行政改革の推進

- ・PDCAサイクルに基づき、行政改革を推進します。
- ・市民と行政との役割分担を明確化するとともに、市民参加のまちづくりを推進します。

②財政改革の推進

- ・事務効率の改善と迅速な滞納整理、公平公正な滞納処分に取り組みます。
- ・公共事業の発注においては、公正な競争を促進します。

施策27 DXの推進

1 現況と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の対応において、顕在化したデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等を変革していく、社会全体のDXが求められています。
- ・本市は、「愛媛県デジタル総合戦略」と整合を図りつつ、目指すべき姿や、今後実施するデジタル化施策の基本的指針として、令和4（2022）年3月に「大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、その計画に基づき、デジタル技術も活用して、市民一人一人が笑顔で自分らしく生きられる共生社会の実現と、地域の強みや、ヒト・モノなどをつなぎ、本市の未来を切り拓いていくための新たな価値を創造するため、地域が一丸となった、誰一人取り残さないDXの推進に取り組んでいきます。

2 基本的な方針

- ・「大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、デジタル技術やデータも活用して、行政サービスに係る住民の利便性向上、地域課題の解決、自治体業務の効率化・改善などを行うとともに、業務、組織、組織文化・風土そのものの変革を推進します。

3 関連計画

計画名称	策定年
大洲市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画	令和4年3月

4 主要施策

主要施策1 行政のDXの推進

- ・DXの積極的な利活用による事務処理の簡素化・合理化・スピード化を図ります。
- ・市が行う各種行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し、市役所に行かなくても手続きができるオンラインサービスの拡充に努めます。
- ・デジタル機器に不慣れな人でも操作が容易にできるようにするなど、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化により、市民サービスの向上を図ります。
- ・高度化・複雑化するデジタル社会に対応するとともに、市民の情報を守るため、情報セキュリティポリシーの見直しや職員に対する研修の実施などにより、情報セキュリティ対策に努めます。
- ・職員の情報セキュリティやデジタル技術に関する知識・能力の向上を図ります。

主要施策2 市民のDXの促進

- ・安全・安心のデジタル共生社会の実現に向け、データとデジタル技術の利活用により「防災・減災」や「健康」、「教育・学習」、「環境」、「地域コミュニティ」などの様々な分野にて、DXの促進を図ります。
- ・地域、年齢、性別などによる格差がなくなり、きめ細かな対応が可能なデジタル社会の実現に努めます。

主要施策3 産業のDXの促進

- ・ウィズコロナ・アフターコロナを見据えるとともに、コロナ禍で疲弊した経済の活性化を図るため、事業者が抱える課題を迅速に解消するためのデジタル技術の活用などの支援に努めます。
- ・新しい働き方を実現する拠点づくりなどの支援を通じて、市内外の個人・事業者などとの共創のもと、共生社会の実現をめざしていくための取組を検討します。
- ・スマート農林水産業の実現による新たな価値の創造など、産業の担い手や事業者などのデジタル技術の活用に向けた取組の支援に努めます。
- ・産業のDXを担う人材・事業者の育成に取り組みます。